

会報

第173号

◇巻頭エッセー

「大学を変える」ということの意味 東京外国語大学長 中嶋 樹雄

■諸会議議事要録

理事会

第108回総会

第75回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

第8常置委員会

教員養成特別委員会

設置形態検討特別委員会

特別会計制度協議会

■国立大学協会事業報告

■資料

国立大学法人化についての基本的考え方

国立大学法人化の枠組

「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項

国立の教員養成系大学・学部への在り方に関する懇談会「まとめ(概要)(案)」に対する意見書

「国立の教員養成系大学・学部の組織・体制の在り方の検討について(案)」及び「附属学校の果たすべき役割についての意見のまとめ(要旨)」に対する意見

国立大学協会

平成13年8月

会報

平成13年 8 月 第 173 号

第51卷第3号通巻第173号

平成13年 8 月号

国立大学協会

●巻頭エッセー

「大学を変える」ということの意味 東京外国語大学長 中嶋 嶺雄……………9

【諸会議事要録】

理 事 会（6.1）……………15

報告，協議事項

会務報告

各委員会報告

大学入試センター試験の前年度成績の利用について

国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書について

「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（仮称）」の設置について

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「まとめ

（概要）」に対する意見書の提出について

「大学運営研究セミナー」の共催について

国立大学協会ホームページの開設について

国大協事務連絡会議について

総会傍聴の要望の取り扱いについて

平成12年度国立大学協会歳入歳出決算について

理事の選任について

常置委員会委員（大学代表者）の所属替えについて

当面する諸問題について

その他

第108回総会の日程について

第109回総会の日時・場所等について

小冊子（パンフレット）の作成について

理 事 会（6.12）……………22

会長，副会長の選出について

常置委員会委員（大学代表者）候補者の確認について

監事候補者の選考について

第108回総会〔第1日目〕（6.12）……………23

報 告

会務報告

各委員会委員長報告

各地区学長会議の状況報告

「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項について

「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書」について

「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（仮称）」設置要綱について

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「まとめ（概要）」に対する意見について

「大学運営研究セミナー」の共催について

国大協ホームページの開設について

国大協事務連絡会議の運営について

総会傍聴の要望の取り扱いについて

協 議

平成12年度国立大学協会歳入歳出決算について

平成13年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

理事の選任について

報 告

会長、副会長選出の結果報告

協 議

常置委員会（大学代表者）の所屬替えについて

当面する諸問題について

第108回総会〔第2日目〕（6.13）……………34

報 告

各常置委員会の委員長選出結果について

各常置委員会報告

大学入試センターからの報告

協 議

監事の選任について

当面する諸問題について

その他

小冊子（パンフレット）の作成

第109回総会等の日時・場所について

退任学長挨拶

第75回事務連絡会議（6.15）……………43

総会附議事項報告

当面の諸問題（国立大学設置形態の問題）について

国立大学の法人化問題について

大学評価について

大学入試センターからの説明について

第1 常置委員会 (5.31).....	47
国立学校設置法及び学校教育法の一部改正について	
第1 常置委員会 (6.13).....	49
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
第2 常置委員会 (5.21).....	53
報告事項	
国立大学の平成15年度入学者選抜の基本方針について	
平成14年度国立大学入学者選抜における留意事項について	
平成14年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
大学入試センター試験の複数年度利用について	
第2 常置委員会 (6.13).....	57
委員長の選出について	
報告事項	
大学入試センター試験「5教科7科目」の実施について	
入試情報開示に伴う今後の課題について	
第3 常置委員会 (5.16).....	59
「身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書(案)」	
について	
就職問題について	
第3 常置委員会 (6.13).....	60
委員長の選出について	
就職問題について	
男女共同参画問題について	
教養教育と専門教育の問題について	
第4 常置委員会 (6.13).....	61
委員長の選出について	
学長選考について	
任期付教員について	
助手問題について	
教務職員問題について	
夜間主コース担当教官等の勤務実態調査について	
第5 常置委員会・JANUSSEP 小委員会合同委員会 (5.15).....	63
「第2 回日仏高等教育シンポジウム」について	

日加大学長会議について 短期留学プログラムについて その他（UMAP総会報告）	
第5 常置委員会（6.13）	65
委員長の選出について 短期留学プログラムについて フランス・カナダ・オーストラリアとの交流について 「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（仮称）」について	
第6 常置委員会（5.1）	69
平成13年度国立学校特別会計予算について 設置形態検討特別委員会専門委員会Dにおける審議状況等について	
第6 常置委員会（6.4）	71
設置形態検討特別委員会専門委員会D「財務会計」について	
第6 常置委員会（6.13）	73
委員長の選出について 設置形態検討特別委員会専門委員会Dにおける審議状況等について	
第7 常置委員会（6.13）	74
委員長の選出について 助手問題について	
第8 常置委員会（5.21）	75
諸報告について 平成13年度着手予定の大学評価・学位授与機構の大学評価について の要望 目標評価委員会の検討事項について 第8 常置委員会の今後の課題について その他（「日本の将来と国立大学の役割」の刊行等）	
第8 常置委員会（6.13）	82
委員長の選出について 委員会の審議事項について	
第8 常置委員会（6.22）	84
諸報告 第8 常置委員会の今後の課題について 目標評価委員会の検討事項について	

第8常置委員会の引継事項について

教員養成特別委員会(5.11).....87

教員養成特別委員会作業委員会の報告

「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」の検討状況と「意見書」の提出について

シンポジウムの開催について

「変動期における教員養成システム構築に向けての政策研究」について

(第13回)設置形態検討特別委員会(5.21).....89

大学共同利用機関からのオブザーバー出席について

調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告

「国立大学法人化の枠組(検討案)」について

特別会計制度協議会(5.10).....100

国立学校特別会計及び関連の諸課題について

諸 会 合(平成13年5月～6月末までの開催会議).....104

【国立大学協会事業報告】

諸 会 合105

要望その他の諸活動109

刊行物110

平成12年度国立大学協会歳入歳出決算111

平成13年度国立大学協会歳入歳出予算112

要望書の受理113

【資 料】

国立大学法人化についての基本的考え方114

国立大学法人化の枠組118

「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項126

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「まとめ(概要)(案)」に対する意見書128

「国立の教員養成系大学・学部の組織・体制の在り方の検討について（案）」及び「附属学校の果たすべき役割について意見のまとめ（要旨）」に対する意見書135

【委員交代等】

副会長の交代140

編集後記

「大学を変える」ということの意味

東京外国語大学長 中嶋 嶺雄

来る8月末日で2期6年間の学長職を退任することになった私として、若干の感想を述べさせていただくのは、ここに記すことが格別意味を持っているからではなく、なんらかのご参考になるやもしれないという思いからであります。

1995（平成7）年9月に学長となった私は、同年秋（11月）の国立大学協会総会（第97回）における新任者自己紹介の挨拶で、「21世紀に向けてのこれからの時代を主導するのは『公』ではなく『民』であり、そこでは市場原理と民意に基づく政治が大きな意味をもつのではないか。国立大学もこうした歴史の潮流に背を向けられないと思う」といった趣旨の発言をした記憶があります。それは特に国立大学の設置形態の在り方を意識して発言したわけではなく、中国や旧ソ連・東欧諸国など社会主義体制の問題点を専門の国際関係論の立場から述べることによって自己紹介を兼ねさせていただいたつもりだったのですが、早速、先輩の学長からその場でご批判を受けました。「大学問題に市場原理などということをもっては困る」といったご趣旨で、確か高知大学の立川 涼・学長からであったと思います。

私にとって2度目の1996（平成8）年6月の総会では、文部省幹部から恒例の所管事項説明があり、そのなかで国立大学の施設についての文教施設部長からの説明がありました。それにたいして、このような場で一大学のことを質問するのはどうかと若干気が引けたのですが、閣議決定からもう10年以上も経過している

東京外国語大学の移転はどうなっているのかと質問したところ、午後の文部省主催による国立大学長会議の席上、当時の雨宮 忠・高等教育局長が「東京外国語大学の移転は実行いたします」と明言してくださいました。この答弁を契機に事態は急速に動き出し、同年8月には文部省施設計画調整会議で府中新キャンパスの基本設計が承認され、翌々1997（平成9）年9月の起工式へとつながっていきました。前年の補正予算では東京大学の柏新キャンパスが逆転して決まっただけに、一大学のこととはいえ、公の場で思い切って発言してよかったという思いが、雨宮局長への感謝の念とともに想起されます。

ところで、国立大学の在り方についての議論は、その後急速に大きな課題になり、去る6月中旬の国立大学協会総会（第108回）に深刻な衝撃を与えたいわゆる「遠山プラン」となって今日を迎えています。このように議論が高揚する以前に国立大学協会が独自の研究・調査を進めていたことについても、ここに記しておくべきでしょう。それは阿部謹也・一橋大学長を委員長として1997（平成9）年3月に設置された「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」のことです。当時はまだ独立行政法人という言葉も一般的ではなかった頃で、この特別委員会ではイギリスのエージェンシーのことなどをいろいろと勉強させていただきました。委員のなかには後にソニーの社外重役を兼業する問題で国立大学を去られることとなった一橋大学の中谷 巖教授もおられ、国立大学にいか「民」の要素を導入すべきかについて、私と意見が重なるところが多かったように思います。本当は、この特別委員会はその後も存続してほしかったのですが、やがて同年秋から独立行政法人問題が本格化するとともに蓮實重彦・東京大学長が国大協会長になり、阿部博之・東北大学長に加えて私が副会長になって以降の1999（平

成11) 年3月には解散されました。そのような方針が理事会で討議されたとき、ここは会長の意向を尊重すべきものと思って、私はあえて意見を申し上げませんでした。

私が国立大学協会の理事に選ばれ、理事会に出て初めて知ったのは、国大協には会長、副会長の選出に際して「旧帝大」という言葉が慣例紹介のなかに残っていたことでもあります。これにはいささか驚き、会長、副会長は理事会での任意の選挙で選出すべきことを提案させていただきましたが、結果としては、はからずも私が3年近く蓮實会長と京都大学長の長尾 真会長のもとで副会長を務めることとなりました。しかし、国大協を構成する99国立大学のうち半数近くは単科大学ですので、その点ではいささか意味があったかもしれません。

文学者として言葉のレトリックに富んだ蓮實会長は、有馬朗人・元文部大臣や工藤智規・高等教育局長にたいしても時として厳しく指弾されることがありましたので、私は副会長としていささか困ったこともありました。なんといっても忘れ難いのは、独立行政法人化について、国大協は通則法に原則反対という決議をしていながら、蓮實会長の強い意向で名古屋大学の松尾 稔学長に独法化問題での対応策の検討を依頼していた件であります。いわゆる「松尾レポート」のことですが、この点を蓮實会長自身は、こう述べています。「会長の個人の責任でそれを秘密裏に用意するしかあるまいと判断した私は……名古屋大学の松尾 稔総長の意見をうかがったのです。……隠密の実働部隊の責任者という危うい条件を快諾された松尾総長には、いまでも深い感謝の念をいただいております。その献身的な努力がなければ、国大協は今頃空中分解していたかもしれないからです」(「漱石も嘆いていた百年前の『学力低下』」、『現代』2001年6月号)。この「松尾レポ

ート」については、蓮實会長自身の言葉にもありますように、いわゆる「旧帝大」の学長ら以外、国大協副会長の私にも全く知らされていませんでした。1999年6月の国大協総会（第104回）で「松尾レポート」の存在が明かされたのですが、私自身は見えていませんでしたので、いささか言いにくかったのですが総会終了時に議長席でお隣りの蓮實会長にお願いして、会長ご自身の鞆のなかに残っていてコピーを頂戴した次第です。しかし、こんなことがあっていいものかと釈然としない気持ちの私は、たまたまその年の4月にボンで開かれた日独学長会議にご一緒して気心が知れていた内藤喜之・東京工業大学長と、石 弘光・一橋大学長にその場で声をかけ、学士会館向いの如水会館のレストランへ行って話し合ったのでした。このときにもいわゆる「旧帝大」への不満が当然に生まれましたが、その際に東京医科歯科大学や東京芸術大学も誘って5大学で連携しようという方向に話が展開し、今日の「4大学連合」に至ったのですから、今となっては蓮實会長に大いに感謝すべきであります。

しかし、この「4大学連合」についても、東京外国語大学の場合は、その経緯がトップ・ダウンだというので、学部自治の壁に阻まれて、機関決定までに難航を重ねました。学部教授会で否決されたら私は責任をとって即刻学長を辞任するつもりであり、その点は回避されましたものの、6年間の私の学長職において、懸案の学部改革は十分に果たせませんでした。1873（明治6）年に現在は国立情報学研究所がある一ツ橋通町一番地（当時）に東京外国語学校が開設されたとき、これからの時代を担うには外国語が必須だとして、その英語科には岡倉天心、新渡戸稲造、内村鑑三、嘉納治五郎ら近代日本を担った錚々たる青年が入学してきました。現に彼らはそこでお雇い外国人から英語によって英語を学び、やがて天

心の『茶の本』や新渡戸の『武士道』に見られるように、実に立派な英語で世界に向けて発信して行ったのです。それから130年近くを経た今日の国際化・グローバル化の時代の東京外国語大学に、当時の栄光の一端でも復活できたらとの思いで大学改革に尽力したつもりでしたが、多くの教官にそうした関心や意識を共有してもらうことは不可能だったように思われます。IT革命などの情報化の進展や自由に海外の対象国や対象地域へ行けたり留学できる時代にあって、そもそも外国語教育専門の大学が果たして有効性をもつのか、もしかするとその歴史的使命は終わっているのではないか、といった自己認識や緊張感さえ薄いのが一般だといえましょう。

私自身、国大協第5常置委員会委員長としての任を負い、また、立ち上げに際しては国大協から全面的なご支援ご協力を頂いたUMAP（アジア太平洋大学交流機構）国際事務局の事務総長として世界各国・各地域の大学の学長とお会いするたびに痛感するのですが、日本の国立大学においては、やはり現行の大学運営の仕組みを抜本的に変えるのでなければ、「大学を変える」意味も有り得ないというのが、6年間の私の学長職の結論でありそうです。

長い間、本当にありがとうございました。

(2001・8・13 信州・松本・神田の望岳山荘にて)

諸会議議事要録

〔平成13年5月～6月〕

理 事 会

日 時 平成13年6月1日(金) 10:00～12:30

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾会長

中嶋副会長

中村, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 佐々木, 内藤, 石, 林, 佐藤, 松尾, 岸本,
野上, 廣中, 齋藤, 近藤, 江口, 二神各理事

鮎川(第3), 隆島(第4)各常置委員会委員長

岡本教員養成特別委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

(説明者) 馬渡東北大学副学長

○ 長尾会長から開会の挨拶があった後、学長の交代により、佐々木毅東京大学長及び中村睦男北海道大学長が、常置委員会委員長の交代により隆島史夫東京水産大学長が、新しく理事会メンバーになられた旨の紹介があった。

○ 議事との関係で監事の兵藤剣埼玉大学長、板垣浩横浜国立大学長、教員養成特別委員会委員長岡本靖正東京学芸大学長、設置形態検討特別委員会専門委員会連絡会議の馬渡座長の出席について諮られ、了承された。

○ 定足数を確認した後、議事に入った。

〔議 事〕

I 報告、協議事項

1. 会務報告

会長から、前回理事会以降の会務について、配付資料3に基づき報告があった。

2. 各委員会報告

各委員長から、前回理事会以降の各委員会の審議状況等について、次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

昨日委員会を開催し、国立学校設置法の一部改正等について文部科学省から説明を受けた。法案は現在国会で審議中であるが、同法案の説明に対してさまざまな意見を申し上げた。

(2) 第2常置委員会(板垣委員長代理)

本委員会を5月21日に開催し、文部科学省及び大学入試センターに出席してもらい、次の事項等について審議を行った。

1) 大学入試センター試験成績の複数年度利用について

2) 平成15年度入学者選抜の基本方針について

3) 平成14年度入学者選抜の留意事項について

4) 平成14年度第2次試験に係る協議の取り扱いについて

東京大学, 東京芸術大学, 鹿屋体育大学から, 「実施要領, 実施細目」に定められた日程に対し例外的な措置を講じたい旨の協議があり, それぞれ了承された。

(3) 第3常置委員会(鮎川委員長)

本委員会を5月16日に開催し, 次の事項について審議を行った。

1) 「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査」について後の議題にあるので省略する。

2) 学生の就職状況について

文部科学省から説明があったが, 学部学生・大学院生の就職問題を本委員会で検討する必要があることが確認され, 次期委員会に引き継ぐこととなった。

3) 男女共同参画に関するワーキンググループの報告書について

国大協のホームページが開設されるまでの暫定措置として, 山梨大学の鳥養先生管理のホームページに掲載することを了承した。

(4) 第4常置委員会(隆島委員長)

助手問題については, 本委員会と第7常置委員会とが連携して, 検討することとした。

(5) 第5常置委員会(内藤委員長)

1) 日仏高等教育シンポジウムについて

2回目が5月2日, 3日ストラスブールで開催され, 日本から約20名, フランスから約20名の参加があり, 資料6の議題で意見交換がされた。

た。

2) 日加学長会議について

5月22日, 23日カナダ大使館において, 資料7の議事日程で開催された。

(6) 第6常置委員会(江口委員長代理)

前回理事会以降5月を中心に開催し, 法人化に関わる財政制度について検討した。

(7) 第7常置委員会(磯野委員長)

4月25日丹保前委員長の下に開催され, 同委員長がまとめた助手問題について審議した結果, 今後は, 本委員会と第4常置委員会と合同で検討することとなった。

(8) 第8常置委員会(松尾委員長)

1) 大学評価に関するシンポジウムの開催について

3月22日名古屋大学において, 本委員会主催の「大学評価に関するシンポジウム」が開催され, 182名が参加し, 様々な意見交換が行われ有意義であった。

2) 本委員会は4月3日, 5月2日開催し, 本委員会の役割等および文部科学省の目標評価委員会への対応について審議した。

3) 大学評価についてのアンケート等を行い, 要望をまとめ, 大学評価・学位授与機構に提出した。

(9) 医学教育特別委員会

前回理事会以降, 委員会を開催していない。

(10) 教員養成特別委員会(岡本委員長)

本委員会および作業委員会を開催し, 次の議題について検討した。

1) 国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「まとめ(概要)」に対する意見書の提出について

後の審議事項なので省略する。

2) 科学研究費補助金「変動期における教員養成システム構築に向けての政策研究」について

本件について申請をしていたが、認められたので具体的な作業に入りたい。

3) シンポジウム「教員養成の再構築をめざして」の開催について

上記シンポジウム「教員養成の再構築をめざして」を日本教育大学協会と共催で開くことを検討していたが、会長のご了承が得られたので、進めることとした。

(II) 設置形態検討特別委員会

委員長である会長から、後程の当面する諸問題でご報告する旨述べられた。

3. 大学入試センター試験の前年度成績の利用について

板垣横浜国立大学長(第2常置委員会委員)から次のように説明があった。

前年度成績の利用について、国立大学が一斉に利用するかのような誤った報道等がなされたので、第2常置委員会で検討し、配付資料のとおり「大学入試センター試験の前年度成績の利用についての留意事項」(年度間成績の比較の困難性、現役生と浪人生における公平性の確保、資格試験的な利用の妥当性等)をとりまとめた。これを本日の理事会にお諮りし、ご了承が得られれば、第2常置委員会委員長名をもって各国立大学長宛に通知したい。なお、総会には報告の形で提出したい。

上記について審議の結果、異議なく了承された。

おって、次のような意見が出され、会長から、今後第2常置委員会で検討願いたい旨述べられた。

○ 大学入試センター試験「5教科7科目」受験を課すことについて、国大協として足並みを揃える方向で努力をして欲しい。

○ 人文社会系の日本史と世界史の両方を受験出来るよう考えて欲しい。

○ 歴史と地理の両方を受験出来るよう考えて欲しい。

4. 国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書について

鮎川委員長から、報告書案(資料13)について説明があり、審議の結果、異議なく了承され、総会には報告することとなった。

なお、本報告書については、各国立大学及び関係方面に配布して活用していただくこととした。

5. 「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会(仮称)」の設置について

内藤委員長から、本協議会(資料14)の設置について説明があり、審議の結果、異議なく了承され、総会には報告することとなった。

6. 国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「まとめ(概要)」に対する意見書の提出について

岡本委員長から、教員養成特別委員会は、上記懇談会に対して、意見を申し述べるのが適切と判断し、意見書案(資料15)をまとめた旨の説明があり、審議の結果、同特別委員会名で

意見書を提出することが了承され、総会には報告することとなった。

7. 「大学運営研究セミナー」の共催について

会長から、国立学校財務センターと国立大学協会との共催で資料16によるセミナー開催の企画があるが、本協会の事業として相応しいと思われる旨の説明があり、審議の結果、異議なく了承され、総会には報告することとなった。

8. 国立大学協会ホームページの開設について

事務局長から、資料17に基づき、ホームページ開設の提案があり、審議の結果、常務理事会の管理の下で国大協事務局が運用すること、提供情報は、これまで会報に掲載していた内容を基本とすること、経費については、初期投資のほかランニングコストがこれまでの会報刊行経費程度かかることなどを前提にして異議なく了承され、総会には報告することとなった。

9. 国大協事務連絡会議について

既に74回開催されているが、かなり形骸化しているため、今春の会議については資料18の内容で開催することが了承され、総会には報告することとなった。

10. 総会傍聴の要望の取り扱いについて

資料19のとおり総会傍聴の要望がきているが、①会則には傍聴に関する規定がなく、これまで総会傍聴を認めた例がないこと、②本協会は各国立大学を会員としているが、会員校の代表として学長が総会に出席されており、総会の状況については学長から学内にご報告があると承知していることなどにより、要望を認めないことを了承した。

11. 平成12年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、同歳入歳出決算（資料20）に基づき説明があった後、監事の兵藤埼玉大学長、板垣横浜国立大学長から、5月18日に監査を行ったところ適正に経理されている旨の報告があり、審議の結果、了承され、総会に付議することとなった。

なお、会長から、ペイオフ対策を事務局で検討するよう指示があった。

12. 理事の選任について

会長から、各地区世話大学から、各地区において互選された理事候補者について、資料21「理事候補者名簿」のとおり報告があったので、この名簿により総会に提案することについて諮られ、審議の結果、異議なく承認された。

13. 常置委員会委員（大学代表者）の所属替えについて

「常置委員会委員（大学代表者）の所属替案」（資料22）については、6月12日の会長・副会長の互選結果によっては、一部手直しが必要であることを前提に、総会に提案することが承認された。

14. 当面する諸問題について

会長から、次のような報告があった後、意見交換が行われた。

設置形態検討特別委員会は、昨年の総会以降、十数回開催されているが、3月7日の同委員会において、A、B、C、Dの各専門委員会の専門委員会連絡会議（座長：馬渡東北大学副学長）を設置し、3月21日に第1回を開催した。同連

絡会議には、これまでの議論を調整整理して具体的な案を作ることを依頼した。同連絡会議は、泊りがけの作業も含め精力的に検討を進め、5月の連休明けに、設置形態検討特別委員会委員長に、同連絡会議案の提出があった。設置形態検討特別委員会は、これについて5月21日に審議し、文字の一部修正を会長に一任したうえで委員会名とすることを了承し、各国立大学長に報告をした。この文章の加除修正後の報告書案が資料10、11である。

総会では、設置形態検討特別委員会の検討結果を報告し、委員会の報告として了承してもらう方向でいきたいと考えている。

○ 総会には、設置形態検討特別委員会報告という形で提出され、公表されるのか。

この公表は、設置形態検討特別委員会名か、国大協名か。

○ 設置形態検討特別委員会名では如何かと考えている。

○ 国大協として、独法化について何かまとめたものを総会后公表するのか。あるいは、この報告書案を総会で承認するだけなのか。国大協として意見を出さないうちに、独法化が進んでいくことに大変危惧を抱いている。

○ まだ、事態は流動的であり、後々手足をしばられないためにも今の段階では、設置形態検討特別委員会名で発表の方が良いと考える。

○ 設置形態検討特別委員会名で発表することに賛成だが、報告書案では、随所に「国立大学協会」という表現がある。

○ 資料10について議論すればきりが無い。総会での扱いは、会長の提案が妥当である。

○ この報告書案は、外から見ると国大協が出していると見える。総会を経、設置形態検討

特別委員会名ではおかしくないか。今度の総会で国大協が、何も言わないと次のチャンスはなくなる。

○ 今の段階では、設置形態検討特別委員会名で発表の方が良いという提案に賛成。ただ、総会の場において、国大協が、何らかの意思表示をした方が良いということであれば、そこでの議論を踏まえて会長が、記者会見をされるとか、談話を発表されたら良い。

○ 総会での扱いは、会長提案のとおりとすることに賛成だが、「基本的考え方」と「枠組」の間で、乖離しているところがある。そういった矛盾等についての意見を、どういう機会に、どのような形で述べたら良いのか。

○ 設置形態検討特別委員会は、今後、まだまだ細部に亘って検討を続けていかななくてはならないと思っているので、ご意見をいただいて、参考にし、あるいは検討したい。

○ 国大協としての発言がなくて設置形態検討特別委員会名で出すとすると、今年中に独法化の骨組みが出来上がる大事な時にそれで良いのか。

○ 報道機関から、報告書案について記者会見をして欲しいという要求があるので、理事会終了後、設置形態検討特別委員会委員長として、説明したいと思っている。

○ この報告書案について、九州地区から、要望書を提出している。内容については、省略するが、再検討をお願いしたい。

しかし、ここに至っては、何かをしなくてはいけないことも事実なので、設置形態検討特別委員会がまとめたものであるという形で発表してもらえば良い。

○ 設置形態検討特別委員会がまとめたということ、総会に報告して、総会が受理すると

いうので良いのではないか。今の段階で国大協が、何も発言しないというのは、極めて不利な状況なので、設置形態検討特別委員会名でこれを発信していただくということに意義があるのではないか。

- 報告書をまとめるに当たって留意した点は、独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することには強く反対するという従来からの国大協の姿勢を保ちつつ、現実との闘いの中で大学の特性を生かした自主・自律性を拡大し、個性化を進めることや運営費交付金を確実に確保するにはどうしたら良いか、ぎりぎりの接点を探ったことである。基本的考え方と枠組の間に、齟齬はないと考えている。
- この問題には、3本柱が建っており、1番左は国大協、真中は文部科学省と調査検討会議、右側には経済財政諮問会議、内閣総理大臣の発言等がある。国大協の中にもいろいろな意見があり、理事会にもいろいろな意見がある。だんだん右側の意見が、物凄い勢いで押し寄せて来るのではないかと危機的に考えている。こういう状況の中で、設置形態検討特別委員会名で出しても、世の中は、国大協の意見として受け取る。総会を経て、そこでまとまらなければまとまらないということも含めて世の中に発表すればよい。
- 世の中では、国大協ではまとまらない、具体的な案を出す能力はない、そういう見方をしている。国大協には、当事者能力がないのだから、別のところできちんとしたものを作らせるのだという考え方が圧倒的に強い。
- この報告書案は問題点も残っているが、いろいろ検討され良く出来ており、戦略的には有効だろうと思う。

しかし、民営化の問題に対して、国大協は、どういう姿勢を持つのか。今の総理大臣だと、民営化というところまで行くかもしれない。今の基本的な考え方や枠組みの話は、飛んでしまう。それに、どう対処していくのか、国大協の考え方がいるのではないか。

- 国大協が、この問題に関して、相当な期間を掛けて議論してきたことは確かであり、何らかの発信をしないと、国大協は、当事者能力がないと世間は受け取る。この報告書案の取り扱い、先程から出ている案が、一番良い。
- 設置形態検討特別委員会の委員の方々が、大変苦勞されてまとめられた報告書を、設置形態検討特別委員会名でも良いから、発信することが、これからの国大協あるいは国立大学全体にとって、大変大事なことだと認識している。
- この報告書作りに携わった大学は、背景が良く判るが、それ以外の大学は、一方的に受けるだけである。情報量の差があるから、総会では、きちんとした議論が不可欠である。
- 総理大臣が強く主張している国立大学の民営化、地方移管について、国大協としてしっかりした考え方を持たないといけない。記者会見で民営化について聞かれると推測されるが、民営化は良くないということを説得性を持って、お答えいただきたいということが非常に難しいが、全力を尽くしていただくしかない。
- この段階になると、いろんな形で難しい問題があるが、具体的な状況における具体的な判断を、いかに適切に伝えるか、そこに力点がどうしても移っていかざるを得ないということが実情である。今日、会長が、記者会見

されるが、設置形態検討特別委員会委員長としてであることを踏まえて、今の論点について、委員長の判断で発言していただくということ以外には考えられない。

- 理解に差があるのは当然であり、理解して貰うという努力は容易ではないが必要である。設置形態検討特別委員会は、これで解散するわけでないので、今後、そういう努力を重ねていくために、会長として、上手に舵を取ってもらいたい。そして、記者会見においては、設置形態検討特別委員会委員長として、はっきり所信を訴えていただきたい。民営化については、浮き足立って取り上げることは非常に危険である。この報告書案を読めば、とても民営化は考えられないということが自明である。民営化について記者会見で問われれば、その対応については、執行部に一任したい。
- 記者会見の席で、会長から、民営化については反対であるという声明を出してもらいたい。

会長から、報告書案（資料10, 11）の取り扱い

いについては、設置形態検討特別委員会の報告として、総会に提出したい旨述べられ、了承された。

II その他

1) 第108回総会の日程について

会長から、来たる6月12日、13日の両日開催される第108回総会の日程を資料23のとおりとしたい旨提案があり、了承された。

2) 第109回総会の日時・場所等について

会長から、本年11月の総会の日時・場所を資料24のとおり予定したい旨予告があり、了承された。

3) 小冊子（パンフレット）の作成について

- 会長から、「国立大学の紹介(英文)」(資料25)の作成について、報告があった。

なお、総会終了後新しいメンバーに入れ替えて作り直すことの紹介があった。

- 会長から、「日本の将来と国立大学の役割」(資料26)を第8常置委員会に依頼して作成した旨の報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 平成13年6月12日(火) 12:00~13:00

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 長尾会長

中嶋副会長

中村, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 佐々木, 内藤, 石, 林, 佐藤, 松尾, 岸本,

野上, 吉川, 河野, 鮎川, 杉岡, 池田, 野村各理事

兵藤, 板垣各監事

本日午前の総会において選任された新理事による会議が開催され、議事に先立ち、定足数の確認を行ったのち、慣例に従って現会長が議長となって、議事に入った。

〔議 事〕

1. 会長、副会長の選出について

長尾議長から、新理事による会長、副会長の選出について、その互選の方法について諮られ、協議の結果、投票により行うこととした。

また、開票立会人は監事の兵藤埼玉大学長及び板垣横浜国立大学長にお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

投票の結果、長尾理事(京都大学長)が会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

投票の結果、石理事(一橋大学長)及び松尾理事(名古屋大学長)の両理事が選任された。

なお、今回の総会終了までは、現会長・副会長がその任にあたり、本日選任された会長・副会長は、本総会後からその職務につくことが了承された。

2. 常置委員会委員(大学代表者)候補者の確認について

既に前回理事会で承認されている常置委員会委員(大学代表者)候補者について、石一橋大学長及び松尾名古屋大学長が副会長に選出されたことに伴い、第5常置委員会委員候補者に現副会長の中嶋東京外国語大学長が、また、第8常置委員会委員候補者に佐々木東京大学長がそれぞれ入れ替わることで、候補者名簿(案)を修正のうえ、総会に付議することとした。

3. 監事候補者の選考について

候補者として埼玉大学長と横浜国立大学長に再任をお願いすることとなった。

なお、監事は規定により常置委員会委員長を兼ねることはできないので、明日、午前の常置委員会における委員長の選出をまって、午後の総会に諮ることとなった。

4. その他

国大協の在り方について意見交換があった。
以上をもって本日の議事を終了した。

第108回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成13年6月12日(火) 10:00~17:00
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

開会冒頭、去る6月8日、大阪教育大学附属池田小学校で起きた殺傷事件で亡くなった8人の児童に哀悼の意を表し、全員で黙禱を行った。

この後、大阪教育大学の永田副学長から、今回の事件で多数の死傷者が出たことをお詫びしたい。事件発生後、対策本部を設置して対応に努めているが、全国の大学から温かい支援をいただき、お礼申し上げたい旨挨拶があった。

ついで会長から、本総会は、理事、監事及び常置委員会委員の改選のほか、昨年11月の総会以後の本協会としての活動状況の報告、平成12年度決算と平成13年度予算(案)の審議、さらに当面する諸問題として国立大学の法人化問題についての協議などを予定しているので、よろしくお願ひしたい旨述べられた。

○ 事務局の人事異動の紹介

会長から、平成13年4月1日付をもって新たに就任した諸橋輝雄事務局長の紹介があった。

○ 新学長の紹介

会長から、昨年11月総会以後交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(氏名)	(就任年月日)
兵庫教育大学	中渕 正堯	H.12.12.1
お茶の水女子大学	本田 和子	H.13.2.16
神戸大学	野上 智行	H.13.2.16
秋田大学	三浦 亮	H.13.2.23
東京大学	佐々木 毅	H.13.4.1
総合研究大学院大学	小平 桂一	H.13.4.1
滋賀医科大学	吉川 隆一	H.13.4.1

京都教育大学	村田 隆紀	H.13.4.1
奈良先端科学技術大学院大学	鳥居 宏次	H.13.4.1
鳥取大学	道上 正規	H.13.4.1
北海道大学	中村 睦男	H.13.5.1
東京農工大学	宮田 清蔵	H.13.5.1
広島大学	牟田 泰三	H.13.5.21
岐阜大学	黒木登志夫	H.13.6.1
富山大学	小澤 浩	H.13.6.13

○ 代理出席者の紹介

会長から、代理出席について、鈴木東京医科歯科大学長に代り、谷口難治疾患研究所長、時澤富山大学長に代り小澤副学長(6月13日付学長就任予定)、中谷大阪教育大学長に代り永田副学長の紹介があった。

○ オブザーバー出席者の紹介

会長から、オブザーバー出席の筑波技術短期大学西條学長、堀田国立遺伝学研究所長、及び放送大学丹保学長の紹介があった。

I 報 告

会長から、前回の総会以後の「会務報告」は「資料2」のとおりであり、また、「国立大学協会事業報告」、「国大協宛要望書等」をそれぞれ「資料3」、「資料4」に整理してあるので、ご覧いただきたい旨述べられた。

1. 会務報告

- (1) 「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」に対する意見について
大学評価・学位授与機構長から平成12年10月

4日付文書をもって照会があった「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」に対する意見を平成12年11月15日付会長名をもって提出した。

(2) 記者会見について

文部記者クラブの要請により、11月15日総会終了後、杉岡第2常置委員会委員長が「入試改革の提言」について記者会見を行った。

(3) 国立大学の施設の整備・改善についての陳情について

11月24日から30日にかけて、鈴木第6常置委員会委員長及び伊藤事務局長が、自由民主党の亀井政務調査会長、尾身幹事長代理等の与党関係者、大蔵省主計官(文部科学省担当)、大島文部大臣、鈴木総括政務次官等と面談の上、要望書を提出した。(会報第171号)

(4) 「自己評価実施要項(案)」及び「評価実施手引書(案)」に対する意見について

大学評価・学位授与機構長から平成12年12月18日付文書をもって照会があった「自己評価実施要項(案)」及び「評価実施手引書(案)」について、平成13年1月12日付会長名で回答を行った。(会報第172号)

(5) 大学入試センター試験実施期間の延長についての要望について

平成13年1月15日付会長名で大学入試センター所長に対し、「5教科7科目」試験の実施は2004年からとしているが、現行の2日間の試験日程の中での実施は困難なので「大学入試センター試験の試験期間を3日間にする」ことについて早急に検討いただけるよう要望書を提出した。

(6) 大学評価に関するシンポジウムの開催について

3月22日名古屋大学において「大学評価に関

するシンポジウム」が開催され、松尾第8常置委員会委員長から同委員会の活動と意義等、金子委員から、大学評価に関する各大学の取組みと問題点、池田専門委員から、大学評価の基本的留意点等を説明した後、小樽商科大学、埼玉大学、長崎大学から、それぞれ事例発表があり、その後質疑応答を行った。

(7) 全国高等学校長協会との懇談について

5月9日国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談が開催され、国大協から杉岡第2常置委員会委員長、吉田図書館情報大学長が出席し、大学入試センター試験5教科7科目の実施年度等について懇談した。

(8) 特別会計制度協議会について

5月10日特別会計制度協議会が開催され、長尾会長、中嶋副会長、阿部第1常置委員会委員長、佐々木東京大学長並びに坂本、渡橋、本間、諸橋特別会計制度協議会各専門委員が出席し、平成14年度国立学校特別会計予算の取り扱い、科学技術基本計画(平成13年3月31日閣議決定)、国立大学等施設緊急整備5か年計画等について協議した。

(9) 経済財政諮問会議議員のヒアリングについて

6月1日午前8時から経済財政諮問会議議員のヒアリングが行われ、長尾会長、松尾第8常置委員会委員長、石一橋大学長が出席し、国立大学協会における国立大学法人化問題への取組状況等について説明した後、質疑応答を行った。

(10) 記者会見について

6月1日理事会終了後、12時40分から長尾設置形態検討特別委員会委員長、中嶋副委員長、阿部専門委員会座長、松尾専門委員会座長及び馬渡専門委員が「国立大学の法人化」について記者会見を行った。

(II) 文部科学大臣との懇談について

6月8日午後7時30分から遠山文部科学大臣に対し、長尾会長、阿部第1常置委員会委員長、内藤第5常置委員会委員長、松尾第8常置委員会委員長、佐々木東京大学長、石一橋大学長が国立大学法人化について国立大学協会としての検討状況を説明し、理解を求めた。

2. 各委員会委員長報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより各委員会の報告をお願いします。各委員会の審議状況の要旨を「資料5」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、国立大学法人化関連事項については、後刻「当面する諸問題」のところで報告いただくこととし、ここでは省略していただきたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から概ね次のような報告があった。

(1) 第1常置委員会（阿部委員長）

前回総会以後開催したうち、5月31日を除くとすべて拡大小委員会の形で開催し、法人化問題について検討を行った。

5月31日開催の本委員会は、現在国会に上程されている、国立大学の講座等の種類等について各大学が定めるものとするための国立学校設置法の一部改正法律案と、現行、数学と物理のみとなっている大学への飛び入学の対象範囲の限定を撤廃するなどのための学校教育法の一部改正法律案について文部科学省合田大学課長から説明を受け、質疑応答、意見交換を行った。

(2) 第2常置委員会（杉岡委員長）

前回総会以後本委員会を3回開催した。

(平成12年12月12日) 昨年11月開催の第107回総会において提言「国立大学の入試改革」が承認され、それを受けて「提言」についての今後の進め方について本委員会で検討し、①大学入試センター試験「5教科7科目」の考え方（国語から1科目、地歴・公民から2科目、数学から1科目、理科から2科目、外国語から1科目を標準的編成とする等）、②センター試験の3日間延長の要望（選択科目の組合せの幅を広げる趣旨）、③センター試験「5教科7科目」の実施時期（実施可能な大学・学部において2004年度入試から実施する）を内容とする文書を取りまとめた。その後、これを理事会（持回り）に諮り、その了承を得て12月26日付会長名をもって各大学長宛送付した。

(平成13年3月2日) 平成14年度入試から、大学入試センター試験の前年度成績の利用を認めるとともに、それを持ち点の扱いとするという趣旨の報道がなされた。この報道内容の真偽を文部科学省に質し、問題点等について検討した。(5月21日) 文部科学省が「平成14年度大学入学者選抜実施要項」にセンター試験成績の複数年度利用の項目が追加されたことに対応し、本委員会として再度、センター試験の前年度成績利用の問題点等について検討し、これの留意事項を作成のうえ各大学に周知することとした。その後、「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項を6月1日開催の理事会の了承を得て、同日付で第2常置委員会委員長名をもって各国立大学長宛送付した。

(3) 第3常置委員会（鮎川委員長）

2月9日及び5月16日に本委員会を開催し、

主として「国立大学における身体に障害を有する者への支援に関する実態調査報告書」の取りまとめ及び学生の就職問題について審議した。「報告書」の件については後刻説明する。「就職問題」については、文部科学省から、学生の就職状況について説明を聞き、議論したが、就職求人活動等の早期化に伴う弊害が問題になった。そのほか、男女共同参画に関するワーキンググループが取りまとめた報告書「国立大学における男女共同参画を推進するために」(平成12年5月)について多数の機関から閲覧要望が強いため、国大協のホームページができるまでの間、報告書作成時の委員である鳥養山梨大学助教授の下に開設するホームページにその全文を掲載することを了承した。

(4) 第4常置委員会(隆島委員長)

4月20日に本委員会を開催した。

(「学長選考等についての調査」について) 昨年12月に各国立大学長あて「学長選考についての調査」を行った。これは、法人化問題に関連し、文部科学省・調査検討会議「人事制度委員会」で、学長の選考過程において外部意見をどういう形で反映させるかということが論点の一つになっているので、各大学の受け止め方を把握しておきたいと考えたためである。その結果、外部意見を取り入れてもよいのではないという意見が約15%、あとは、現状において問題はないという意見であった。従って、あまり賛成できないとの結果となった。

(「任期付教員の処遇改善に関するアンケート」について) 本年3月に各国立大学長あて「任期付教員の処遇改善に関するアンケート」を行った。その結果、一定の要件を満たした特定の職務を行う教員という限定で処遇改善を図るべ

きか否かの設問に対し約90%の大学が肯定の回答であった。そこで、今回の調査結果をも踏まえて、任期付教員の処遇改善の方策があり得るか検討することとした。

そのほか、「助手問題」については、第4常置委員会と第7常置委員会で新たに合同で作業委員会を設けて検討をすすめていくことにしている。また、国立大学における男女共同参画を推進するためのホームページの開設については、第3常置委員会から報告があったとおりであり、第4常置委員会として了承した。

(5) 第5常置委員会(内藤委員長)

5月15日に第5常置委員会・JANUSSEP小委員会合同委員会を開催した。

(UMAPについて) 本年3月8日、オーストラリア La Trobe 大学で開催された UMAP 総会の状況及び採択された UMAP 憲章について、同総会に出席された鮎澤東京外国語大学教授から報告があった。

(日仏高等教育シンポジウムについて) 本年5月2日、3日、フランス・ストラスブールで第2回日仏高等教育シンポジウムが開催された。

(日加大学長会議について) 本年5月22日、23日、在日カナダ大使館で日加大学長会議が開催された。今後、この会議を2年ごとに両国が交互に開催することにした。

(短期留学推進制度について) 予算等の関係で短期留学プログラム枠の配分方針が突然変更されると、各大学が受入れについて年次計画を立てて相手国の大学と交渉していても、変更を余儀なくされ、先方に不信感を与えることになり困るので、その改善が求められる。

(「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会」について) 大学の国際交流に関して国公

私立大学の枠を越えて一体として対応するため、国公私立各団体が対等の立場で連絡協議を行う「協議会」の設置を了承し、理事会及び総会に諮ることとした。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長に代り江口委員）

5月1日、6月4日の2回本委員会を開催した。

文部科学省担当官から、平成13年度国立学校特別会計予算について説明を受け、意見交換を行った。また、設置形態検討特別委員会が取りまとめた「国立大学法人化の枠組」のうち、財務会計に関する17項目について説明し、意見交換を行った。

(7) 第7常置委員会（磯野委員長）

4月25日に本委員会を開催し、助手問題について、丹保委員長から、同委員長が取りまとめ平成10年4月に本委員会に提出し了承された文書をもとに改めて議論した。その結果、助手制度の廃止を謳った同文書の考え方を踏まえて、今後、第7常置委員会と第4常置委員会で合同で作業委員会を設けて検討をすすめていくこととした。

(8) 第8常置委員会（松尾委員長）

前回総会以後月1回の間隔で本委員会を開催した。

本委員会の主要課題は3点である。一つは、本委員会の本来の役割であり、法人化の有無に拘らず検討すべき課題は何かということについて優先順位をつけて議論することである。もう一つは、大学評価・学位授与機構への対応であり、機構とは緊張した関係を堅持しつつ相互の

意思疎通を図る観点から、必要な意見や要望をまとめ、会長若しくは委員長名をもって非公式も含めて機構へ提出した。たとえば、「平成13年度及び14年度着手の大学評価についての要望」をこの4月に提出したが、機構は、要望のうち8割程度取り入れ、誠意ある対応をして貰えた。3つ目は、設置特委専門委員会Bに対する意見の提出であり、専門委員会Bを通して文部科学省・目標評価委員会へ国大協の意見を如何に反映させていくかということである。

なお、各大学の評価担当者に評価に関する情報が速やかに入手できるよう、第8常置委員会のホームページを、この2月から取り敢えず委員長校の名古屋大学に開設した。また、去る3月22日に名古屋大学を会場に各大学の評価担当者を対象にして「大学評価に関するシンポジウム」を開催した。

(9) 医学教育特別委員会

前回総会以後開催はなく、報告はなかった。

(10) 教員養成特別委員会（岡本委員長）

① 「[国立大学の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「まとめ（概要）」に対する意見]」をまとめ、6月1日開催の理事会の了承を得て、同日付で懇談会主査宛委員長名をもって提出した。

② 「教員養成の再構築をめざして」をテーマにしたシンポジウムを日本教育大学協会と国大協教員養成特別委員会の共催で開催することにつき、会長の了承を得て「資料12」のとおり実施することとした。

③ 「変動期における教員養成システムの構築へ向けての政策研究」をすすめていくこととしているが、科研費の申請が認められ

たことを受けて、その一環として、「新課程」の現状と今後の在り方に関する学生・教員・機関調査を実施することとした。

(1) 設置形態検討特別委員会（長尾委員長）

後刻、当面する諸問題の議事のところで報告したい旨述べられた。

3. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議もしくは懇談会の状況について各当番大学からご報告いただきたい旨述べられたのち、各当番大学長から次のような報告があった。

(1) 北海道地区（厚谷北見工業大学長）

①国立大学の独立行政法人化について、及び
②大学評価について意見交換し、主に理解を深めたということのみ報告する。

(2) 東北地区（阿部東北大学長）

①国立大学の独立行政法人化について、及び
②東北地区国立大学の連携について意見交換したほか、岩手大学から提起された、建物の改修、改築促進について意見交換し、文部科学省にその重要性を改めてアピールする必要があるという意見となった。

(3) 近畿地区（大久保奈良教育大学長）

①国立大学の独立行政法人化について各大学の対応状況を報告しあった。

②大学設置基準の一部改正に伴い、教員の「教育能力」が重視されることになったことについて意見交換した。教育能力の評価は重要であるが、これを具体的にどう進めていくかが問題で

ある。

③センター試験の「5教科7科目」提言について各大学の対応状況を報告しあい、意見交換した。2004年度からの実施について、一部文系、教員養成系で慎重論がある。

(4) 中国・四国地区（池田高知医科大学長）

①教養教育に関わって、富士通専務取締役の高島章氏に企業が求める人材について講演をいただき、意見交換した。

②鳥取であった地震災害の経験に学び、中国・四国地区において災害が発生した場合の大学における支援体制のあり方について意見交換した。

③設置特委が取りまとめた「国立大学法人化の枠組」の中の財務会計に関わり、教育研究基盤校費の重点配分等について種々意見交換した。

(5) 九州地区（野村大分大学長）

①国立大学の独立行政法人化問題について、設置特委が取りまとめた「国立大学法人化についての基本的考え方」及び「国立大学法人化の枠組」をもとに討論した。その結果、「基本的考え方」には国大協において合意された原則が貫かれているので評価するが、「枠組」には「基本的考え方」に示された考え方が殆ど生かされてなく、両者の間には大きな乖離があり、再検討を強く要望したい旨の文書をまとめ、5月31日付をもって会長宛提出した。

②センター試験「5教科7科目」の対応について種々意見交換した。受験生の学力低下の歯止めをかける観点から、センター試験の「5教科7科目」実施は理解できるが、これは一律的に実施しないと、受験生が私立大学へ流れる危

険がある。

③各大学の大学改革のその後の進捗状況について報告があった。

4. 「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項について

杉岡第2常置委員会委員長から、「資料7」にもとづき説明があった。

5. 「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書」について

鮎川第3常置委員会委員長から、「資料26」にもとづき説明があった。

また、会長から、報告書は各大学に送付するので、十分活用願いたい旨述べられた。

6. 「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（仮称）」設置要綱について

内藤第5常置委員会委員長から、「資料10」にもとづき説明があった。

また、会長から、この協議会を活用して、今後国際交流を更に活発化させたい旨述べられた。

7. 国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「まとめ（概要）」に対する意見について

岡本教員養成特別委員会委員長から、「資料13」にもとづき説明があった。

8. 「大学運営研究セミナー」の共催について

会長から、「資料14」にもとづく説明と、同セミナーへの各大学の積極的参加の希望が述べられた。

9. 国大協ホームページの開設について

事務局長から、「資料15」にもとづく説明があった。

10. 国大協事務連絡会議の運営について

会長から、今後事務連絡会議の持ち方について「資料16」に示すような形に改めることとしたので、ご承知おき願いたい旨述べられた。

11. 総会傍聴の要望の取り扱いについて

会長から次のように説明があった。

国立大学の一部教官から総会傍聴の要望があり、6月1日の理事会に諮り、「資料17」のとおり、①本協会会則に傍聴に関する規定がなく、これまで総会傍聴を認めた例がないこと、②本協会会員校の代表として学長が総会に出席されており、総会の状況については学長から学内に報告があると承知していることなどの理由により要望には応じかねる旨回答したので、ご了承いただきたい。

なお、これに対し、特に意見なく、了承された。

II 協 議

1. 平成12年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成12年度国立大学協会歳入歳出決算」（「資料20」）に基づき説明があったのち、引き続き監事の兵藤埼玉大学長から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があった。

ついで会長から、本決算については、去る6月1日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べら

れ、異議なく承認された。

なお、事務局長から、6月1日開催の理事会において、ペイ・オフ制度への備えを考えるようご指摘いただいたが、ペイ・オフの実施は平成14年4月からなので、その時点までに適切に対応したい旨報告があった。

2. 平成13年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「平成13年度国立大学協会歳入歳出予算」(案)〔資料21〕に基づき説明があったのち、会長から、本案については、去る3月2日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 理事の選任について

会長から次のように諮られた。

現理事は、この6月で2年の任期が満了するので、今総会で新理事の選任をお願いする。「理事は、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する」と定められているので、これに基づいて先般各地区で選出願った理事候補者を「資料18」のとおりまとめたが、この案のとおり選任することとしてよろしいかお諮りする。

これについて異議なく、承認された。

(昼食休憩：この間別室で新理事による会長、副会長の選出が行われた。)

III 報 告

1. 会長、副会長選出の結果報告

会長から次のように報告があった。
本日昼休み中に新理事による会長、副会長の

選出を行った結果、会長には長尾京都大学長が再任、副会長には新たに松尾名古屋大学長及び石一橋大学長が選任されたので、ご報告する。

なお、慣例として、今総会終了までは今までの会長、副会長がその任に当り、本日選任された会長、副会長は総会終了後の翌日(6月14日)からその職務に就いていただくので、ご了承いただきたい。

ついで、新会長、副会長からそれぞれ就任の挨拶があった。

IV 協 議

1. 常置委員会(大学代表者)の所属替えについて

会長から次のように述べられた。

本総会は常置委員会委員(大学代表者)の所属替えの時期に当る。そこで、「資料19」のとおり「常置委員会委員(大学代表者)候補者名簿」(案)を作成し、これを予め6月1日開催の理事会に諮り、ご了承をいただいた。その際、この案は現会長、副会長を除いて作成されているので、新理事による会長、副会長の選出結果によっては一部修正があり得るということを含んでご了承いただいたが、今回の選出の結果、その必要が生じ、修正をしている。その点について事務局から説明願う。

ついで、事務局長から、修正の名簿(案)について説明があったのち、会長から諮られ、異議なくこれが承認された。

2. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

法人化問題について、初めに設置形態検討特別委員会の検討経過を報告したのち、関連する

委員会からご報告をいただいたのち、ご意見を伺うこととした。

なお、法人化問題の議論に関連して、このほど文部科学省が作成した「大学（国立大学）の構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造プラン」の2つの資料を配付してある。これについては、明後日の学長会議において遠山大臣から説明があると聞かすが、求めがあれば、それに先立ち明日の総会に文部科学省から関係官が出席し、説明に応じたいということであるので、この扱いについて後でお諮りしたい。

以上のように述べられた後、設置形態検討特別委員会（以下「設置特委」という）長尾委員長から、前回総会以降「報告書」取りまとめに至る審議状況について、次のような説明があった。

前回総会以降本特別委員会を7回開催し、その都度、設置特委各専門委員会及び文部科学省・調査検討会議各委員会の検討状況の報告を受けながら審議を進めてきた。

- ・第7回（平成12年11月30日）、第8回（平成12年12月21日） 諸般の状況からみて、速やかに国立大学側の意見をまとめる必要があるとの蓮實会長の意向で、「法人格取得」について積極的に議論を進めた。
- ・第9回（平成13年1月24日） 専門委員会座長連絡会議で取りまとめた「国立大学法人化の枠組についての試案」について審議・修正し、これを現時点における設置特委の意見の集約として、2月13日付で各国立大学長宛送付した。
- ・第10回（2月22日） 今後の議論の進め方として、「国立大学の法人化の枠組についての試案」を参考にして各専門委員会でそれぞれの

分担事項の詳細内容を検討することとした。

- ・第11回（3月7日） 専門委員会A、B、C、D各委員会相互の意見調整を図る必要から、「専門委員会連絡会議」を設けることとした。
- ・第12回（4月2日） 第1回の「専門委員会連絡会議」を3月21日に開催し、委員長として、①各専門委員会の検討内容に矛盾がないよう連絡調整する、②5月連休明けを目途に各専門委員会の詳細検討内容を一つにまとめたい設置特委に提出する、ことを依頼するとともに、座長に馬渡東北大学副学長（専門委員会A委員）を指名したことを報告した。
- ・「専門委員会連絡会議」は、その後、4月2日、4月13日、4月21日、4月22日、5月16日に開催され、連絡会議として「報告書」（「国立大学法人化についての基本的考え方」及び「国立大学法人化の1つのありうる枠組」）を取りまとめた。
- ・第13回（5月21日） 「専門委員会連絡会議」から委員長に提出された「報告書」について審議した。その結果、一部修正を含みに（修正は委員長及び専門委員会連絡会議に一任）これを設置特委の報告書として理事会に提出することが了承された。

なお、設置特委の修正意見等を踏まえ、その後、加筆修正のうえ「報告書」を6月1日開催の理事会に諮り、本総会に提出する運びとなった。

引き続き、第1常置委員会阿部委員長から第1常置委員会拡大小委員会（専門委員会A）及び文部科学省・組織業務委員会の検討状況が、第8常置委員会松尾委員長から専門委員会B及び文部科学省・目標評価委員会の検討状況が、第4常置委員会隆島委員長から専門委員会C及び文部科学省・人事制度委員会の検討状況が、第

6 常置委員会江口委員長代理から専門委員会D及び文部科学省・財務会計制度委員会の検討状況が、それぞれ報告された。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 九州地区学長会議（5. 24）で国立大学法人化についての「基本的考え方」と「枠組」について議論し、その結果取りまとめた意見並びに要望を会長及び設置特委委員長宛提出した。「基本的考え方」については、昨年6月開催の第106回総会で合意された原則が貫かれており評価するが、「枠組」については、「基本的考え方」に示された方向とは大きく乖離している。特に、「基本的考え方」にある自主、自律の尊重ということ、「枠組」に示された、中期目標の指示、中期計画の認可、教育研究の評価、運営費交付金の算定・交付という一連の仕組みによる自主、自律の束縛との乖離が問題である。「枠組」についての再検討を強く要望する。
- 同じ趣旨から、「枠組」についての疑問と提案を他の学長の賛同を得て文書にし、総会に配付をお願いしたので、朗読の上コメントしたい。（朗読のうえ、「枠組」が基本的な点で独立行政法人通則法と変わらない内容になっていること。特に、主務大臣による目標の指示、計画の認可ということとは大学の自主性・自律性と相反し疑義があること、国立大学の種別化がわが国の高等教育政策の基本方針になるのであれば、国立大学の種別に相応しい設置形態を正面から検討していくべきである旨意見があった。）
- 「基本的考え方」については了解するが、「基本的考え方」と制度設計に示された「枠組」との間に整合性がとれてないと思う。「枠組」の再検討を希望する立場から、他の学長の賛

同を得て設置特委委員長宛提出するとともに総会に配付をお願いした。（配付資料にもとづき疑問点等について説明があった。）

- 6月1日に理事会が終了した時点で設置特委委員長として記者会見し考え方の方向を発表している。この総会は設置特委の「報告書」をどう扱うかが問題であり、個々の項目について修正するかどうかを議論する場ではないと理解している。
- 設置特委の報告を統轄的にご了承いただくことを期待する。総会でこれが了承されないと、外部からみた場合、国大協は意思決定能力がないと見做されないかを恐れる。
- 総会で一致了承を求めようとすると、エンドレスの議論になるおそれがある。設置特委の報告を総会として受理したということであれば、ある一定の幅の意見はありながら、国大協として一つの行動を示したことになるのではないか。
- 了承はとてできかねる。これだけ多くの意見、注文があるのだから、「枠組」について修正を加え、その上でもう一度議論すべきである。
- 「基本的考え方」についてはほぼご了解がいただけるのではないか。「基本的考え方」を認めた上でご指摘があった疑問点等については、その多くは今後の検討に俟つところと思う。一方、「基本的考え方」と「枠組」にギャップがあるという指摘については、解釈の違いということもあると思う。「基本的考え方」では、何より、大学の自主性、自律性の尊重ということを主張しており、その考え方に沿って「枠組」はつくられている。つまり「枠組」の内容は「基本的考え方」の精神に沿って解釈してもらいたいということで、この2

つの文書があるのである。たとえば、「法人化の意義」では、「大学の自主性と自律性を拡大し、個性化を進め……」と記しており、以下の項目もこの精神で読んでいただきたい。

- これまで、国大協として法人化について明確な意見を出せないでいるのは社会との関係で心配だ。設置特委の報告書に示された条件が整えば国大協として法人化を受け入れると解釈してよいか。今回の総会を逃せば国大協としての意思表示をすることなく、どんどん具体的に法人化が進められる危険が強い。
- 設置特委での検討と、国大協としての意見表明は別に扱うのがよい。「枠組」の内容は、文部科学省・調査検討会議の議論とオーバーラップしており、この場で細かい議論してもあまり生産的でない。「基本的考え方」と「枠組」を設置特委の名で公表することを総会として了承してはどうか。
- 「基本的考え方」と「枠組」に書かれていることは最低限実現して貰わないと困ることである。たとえば、「中期目標」、「中期計画」については、通則法では主務大臣が機関の長に一方的に指示し認可を与えることになっているが、そこは「枠組」では、大学が申請し文部科学大臣がそれを認可する形にしている。そのほかにも、大学の自主性、自律性の確保の観点から随所に工夫が施されている。これが文部科学省・調査検討会議の報告にできるかぎり反映されることが望ましい。また、今後の法人化の議論の展開を考えても、総会として設置特委の報告書を受容することがいいと思われる。
- 文部科学省の「大学の構造改革の方針」の2. に、「新しい国立大学法人に早期移行」とあるが、これは国大協として議論したことは

なく、文部科学省が抜き打ち的に出してきたものであって承服しかねる。また、同時に「国立大学の数の大幅な削減」も明記されている。これは、小泉総理が目指す“民営化”路線への文部科学省の政策転換であり、事態が切迫していることを感じざるを得ない。

- 法人化の問題には、制度の問題と実質の問題がある。実質の問題は国として将来国立大学をどうリードしていくか、高等教育をどうしていくかということであるが、国民的議論が十分熟していない中で、突如「国立大学の構造改革の方針」が出された。それは早期に法人化するが、99大学を国の責任で維持していくことはしないという一方的宣言の形できた。これに対し、99国立大学すべて残らなければならないとは言わないが、国大協として異議申立てをすべきと思う。
- 国立大学が99いるのかどうか国大協として明確にさせる必要がある。また、「枠組」についても、規制撤廃・緩和の方向にある中で、特に「中期目標」を主務大臣から認可を受けるとするのは抵抗感がある。そのへんもさらに検討されたい。
- 明後日の学長会議で「国立大学の構造改革の方針」等について文部科学大臣から説明があるが、それはそれとして、明日の総会に関係官から説明を聞くことにしてよろしいか。
- 「国立大学の構造改革の方針」は非常に重要な問題をはらんでいるので、総会でぜひ、文部科学省から説明を聞きたいし、また、これに対し国大協として何らかの意見表明が必要と思う。
- 「国立大学の構造改革の方針」に国大協としてどう対応すべきか、それは明日、文部科学省から説明を聞いた上で考えたい。それか

ら、設置特委の「報告書」の扱いについては、時間をかけて検討を重ね、幅のある形でまとめられたものであり、詰めを要する点も残されているとは思いますが、この範囲であれば、大学が自主性をもちつつ、十分教育研究をやっていけると信じている。これを総会として了承することは難しいと思うが、設置特委の報告として了承いただけないか。

- 「基本的考え方」については、反対はなく、理解できると思う。「枠組」については、さらに検討するというにし、「中間報告」の扱いにはどうか。
- 「枠組」は、このままでは理解できない。特に、「中期目標」については、「試案」の段階では「文部科学省と協議し、大学が決定する」となっていたが、今回「大学が申請し、文部科学大臣が認可する」とされており、後退している。これを元に戻す修正をしてほしい。
- いろいろな幅の意見があるから「枠組」について議論しても容易に収斂しないと思う。投げかけられた意見については今後詰めていくこととして、ここは一先ず、設置特委の報

告を承ったということにし、むしろ、記者会見で会長が何を述べるべきかについて議論すべきではないか。

- 設置特委から出された「報告書」を国大協として受理したという形で、外向きに議論すべきであろう。それと同時に、引続き内部で議論を深めていただきたい。法人化の問題は、そこを切り分けないと対応できないのではないか。

概ね以上のような意見交換があった後、会長から、設置特委がまとめた報告書を、総会として受け取るということでご了承をいただけるかとの発言があり、特に意見が出なかったことから、ご了承を得たものとして扱う旨の会長のまとめがあった。

なお、翌日予定されていた記者会見に関連して会長から、報告書については批判的な意見も含めていろいろな意見があった旨も付け加えて、報道関係者には話をしたい旨の発言があった。

以上をもって総会第1日目の議事を終了した。

第108回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成13年6月13日(水) 13:00~16:00
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

議事に先立ち会長から、本日は大学入試センター試験についてご説明願うため、大学入試センター丸山理事長にご出席いただくこととし、また、当面する諸問題について議論する際に、文部科学省清水審議官にご出席をお願いしているので、ご了承願う旨述べられた。

I 報 告

1. 各常置委員会の委員長選出結果について

長尾会長から、本日午前中に開催された各常置委員会において委員長の互選が行われた結

果、次のとおり委員長が選出された旨報告があった。

- 第1 常置委員会委員長 阿部東北大学長
- 第2 常置委員会委員長 杉岡九州大学長
- 第3 常置委員会委員長 鮎川愛媛大学長
- 第4 常置委員会委員長 隆島東京水産大学長
- 第5 常置委員会委員長 宮田東京農工大学長
- 第6 常置委員会委員長 鈴木東京医科歯科大学長
- 第7 常置委員会委員長 磯野千葉大学長
- 第8 常置委員会委員長 佐々木東京大学長

2. 各常置委員会報告

(1) 第1 常置委員会（阿部委員長）

委員長再任した後、直ちに設置特委専門委員会Aとの合同委員会に切り替え、一つは、5月31日開催の文部科学省・調査検討会議「組織業務委員会」に配付された「組織業務に関する検討の方向(案)」について、組織業務委員会作業委員でもある委員から説明を聞き、意見交換した。また、文部科学省が取りまとめた「大学(国立大学)の構造改革の方針」について、清水審議官からこれをまとめるに至った背景を中心に説明を聞き、質疑応答した。

(2) 第2 常置委員会（杉岡委員長）

大学入試センターの丸山理事長から、センター試験の「試験時間割」（2日間の試験日程で理科の物理、化学、生物のいずれの科目も受験可能とする）案についての説明が、文部科学省の大木大学入試室長から、センター試験の複数年度利用のほか、複数の大学で発生した入試ミスの対応等について説明があった。

今後の審議事項については、①センター試験「5教科7科目」提言の実施について、各大学宛

アンケート調査結果を踏まえて対応を検討する、②近く文部科学省が実施する「入試情報開示に関する調査」の結果を踏まえて、小委員会に必要な検討を行う、③その他、入試全般の問題について随時検討を行っていくこととした。

(3) 第3 常置委員会（鮎川委員長）

文部科学省から渡辺学生課長、齋藤専門官の出席を得て、学生の就職問題、特に早期化に対する対応について議論した。その結果、従来のアンケート調査に加え、早期化等の具体的事例を含めた調査を行い、その結果をまとめて就職問題についての大学側のメッセージを出していくこととした。また、昨年5月、国立大学における男女共同参画を推進するための提言（「国立大学における男女共同参画を推進するために」）を出したのち、各大学がこの問題にどのように取り組んできたかを、丹羽ワーキンググループ座長のもとで調査を行うこととした。さらに、学部教育の役割、教養教育の課題などについて検討していくこととした。

(4) 第4 常置委員会（隆島委員長）

引続き教職員の待遇改善の問題を扱うが、設置特委対応については、従来通り海妻岩手大学長と委員長が当ることとした。また、第7常置委員会と合同で作業委員会を設置して助手問題の検討を行うこととしているが、その作業委員会委員に海妻岩手大学長と下山島根医科大学長をお願いすることとした。そのほか、法人化問題について意見交換した。

(5) 第5 常置委員会（宮田委員長）

短期留学プログラムに関し、相手国大学と交渉中に、予算の関係から突然人数の枠が減らさ

れることがあり、相手に迷惑をかける事態が生じているので、配慮方を文部科学省に申し入れることとした。また、国公立大学を通じて国際交流に対応していくため、「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会」(英文名: Japan Committee of Universities for International Exchange)を立ち上げることとなったが、これを活発に進めていくについて予算的な問題も含めて検討し、提案していくこととした。そのほか、留学生問題についてはいろいろ問題があるので、実態調査を行ってはどうかという意見があった。

なお、委員会終了後、佐古、松浦両委員と委員長が文部科学省に赴き、工藤高等教育局長及び坪井留学生課長と面談した。

(6) 第6常置委員会(江口委員長代理)

再任された鈴木委員長が病氣療養から復帰するまでの間、江口委員を委員長代理とすることとした。

財務会計についての専門委員会D及び文部科学省「財務会計制度委員会」における審議経過を説明し、質疑応答、意見交換したが、専門委員会も含めて設置特委や文部科学省の各調査検討会議などの情報が速やかに各大学に伝わるようにされたいという希望、経済財政諮問会議で国立大学の将来が論じられること自体異常なことであるということについて明解な意思表示をすべきである、という意見が出されたことを付言しておきたい。

(7) 第7常置委員会(磯野委員長)

助手問題について議論した。第4常置委員会との合同作業委員会の第1回目を明日開催するが、本委員会からは、山下、池田両委員、委員

長のほか、専門委員が参画する。また、学術情報については、急速な情報化に伴い検討を要する問題があるので、問題点を整理したいと考えている。なお、法人化問題は直接第7常置委員会には関わりないが、委員長として設置特委に出席しているので、情報をその都度委員会に報告し、意見をいただくこととした。

(8) 第8常置委員会(佐々木委員長)

今回の委員長選任において、副会長は国大協のルールについて今後、理事会等で見直しを検討いただきたいとの意見から出たので、ご報告する。なお、委員長としての設置特委への出席は、引続き松尾前委員長にお願いすることで了解いただいた。

今後の検討課題については、評価をめぐってどのようなことを取り上げていくべきかについて、課題案をもとに議論した。たとえば、財務会計のところとの役割をどうするかということに関わり議論した。いずれにしろ、6月下旬における文部科学省・調査検討会議の報告をうけて、次の活動をはじめたいということで意見が一致した。

3. 大学入試センターからの報告

丸山理事長から次のように述べられた。

①大学入試センターでは、予て国大協から要望をいただいている「センター試験のより自由な科目設定の実現」をすべく、具体的な実施案をとりまとめつつある。

②高等学校学習指導要領が改訂され、平成15年度から新高校教育課程の実施に伴う平成18年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目についてセンター内部で検討を進めており、今年度中には「中間案」を取りまとめ、各関係

団体のご意見を伺いたいと考えている。

ついで、濱事業部長から、「平成14年度大学入試センター試験実施要項」について、平成13年度との主な変更点を中心に次のような説明があった。

- 外国語の出題科目として新たに「韓国語」を導入した。これによりセンター試験の出題教科・科目は6教科32科目となった。
- 受験案内の配付については、平成13年9月3日からセンター試験利用大学で配付するほか、今回から、全国学校案内資料管理事務センターを使い、郵便局及び電話での請求を可能とした。
- 出題は若干早めて平成13年10月9日（火）から19日（金）までとした。
- 大学入試センターは、センター試験の受験者本人からの希望にもとづき、その成績を開示する。
 - ・センター試験の成績の開示を希望する入学志願者は、センター試験出願時に検定料と併せて成績開示手数料（800円）を添えて申し出る。
 - ・成績開示は、いわゆる“事後開示”とし、平成14年5月1日（水）以降行う。
- 試験実施期日は、本試験を平成14年1月19日（土）、20日（日）の2日間とする。
- 平成14年度入学者選抜から、大学の自主的判断で前年度センター試験の成績を利用できることになったことに伴い、大学入試センターから各大学へのセンター試験の成績提供については、当該年度の成績提供に加え、1年前のセンター試験の成績に限り、大学からの請求により提供する。

II 協 議

1. 監事の選任について

会長から次のように諮られた。

監事の選任は、会則では総会で互選することになっているが、「監事互選要領」によれば、理事会がその候補者を選考し、これを総会に諮って決定することになっている。昨日、昼の新理事会で、現監事の兵藤埼玉大学長と板垣横浜国立大学長を候補者とすることを決めたので、お認めいただきたい。

これについて異議なく承認された。

2. 当面する諸問題について

会長から、昨日開催された経済財政諮問会議に文部科学省から「大学の構造改革の方針」が提出された。これは各大学にとって重大な関心事であるので、文部科学省の考えを清水審議官から伺い、議論したい旨述べられた。

ついで、清水審議官から、昨6月11日、経済財政諮問会議に提出公表した、いわゆる“遠山プラン”について、明日の「国立大学長会議」において大臣、高等教育局長から説明することになっているので、本日は、プランそのものの説明ということではなく、これを取りまとめるに至った背景を中心に説明したい旨述べられ、引続き次のような説明があった。

このたび、文部科学省では、配付のとおり「大学（国立大学）の構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」という、いわゆる“遠山プラン”を取りまとめた。これは、小泉内閣のもと、経済財政の「骨太の方針」の取りまとめを目指し検討を進めている経済財政諮問会議において、急速

に浮上してきた民営化論に対応すべく、急遽、作成したものであり、①これまで国大協、文部科学省が一緒に進めてきた国立大学の改革の方向性を確立、定着させる狙い、②国大協設置形態検討特別委員会、文部科学省調査検討会議からの発信を文部科学省として受け止め、整理したもの、③国立大学のあり方も含めて国立大学に批判的な眼をもっている人を意識したメッセージである。

これが取りまとめの経緯だが、ここへきて国立大学改革ということが大きな関心と呼ぶようになり、国立大学改革は国の将来に大きく関わる問題であるという認識をもつ人が積極的に発言するようになってきた。それは、調査検討会議に対しても、現状維持を目指す仲間うちの議論になっているとか、国立大学関係者や文部科学省だけに任せておけない、という厳しい見方がなされている。

経済財政諮問会議サービス雇用についての専門委員会等では、国立大学法人化の議論に留まらず、国公私立を問わず、大学の設置者は営利企業を含めて自由とし、その実質を何らかのアクレディテーション、事後措置で担保すればいいことであるという主張が典型的にある。また、総合科学技術会議では、産学連携という切り口ではあるが、その中核としての国立大学の法人化、あるいは大学改革全般についての幅広い議論をしていくという構えをみせている。また、政党レベルでは、たとえば民主党は、キャビネットのプロジェクトチームにおいて、国立大学の地方移管、民営化、再編統合を骨子とする独立行政法人化についての間接間接を既に行っている。そういう周辺の状況の中で、5月30日には、経済財政諮問会議が小泉内閣における「骨太の構造改革」という中で、公社、公団、空港、

郵政事業等と並んで国立大学を民営化の対象とする素案のたたき台が報道された。それに先立ち、国会で小泉総理は、民主党議員の質問に答えて、「国立大学も民営化できるところは民営化し、地方に譲るべきものは地方に譲るという視点が大事と思っている」旨述べられ、その姿勢はその後も一貫して変わっていない。

このように、文部科学省の調査検討会議あるいは国大協の設置特委でどうすれば独立法人制度の中で国立大学の特性を生かしつつその活性化にフィットする制度設計ができるかという問題意識とはまったく違う形での議論が焦点化しつつある状況である。そういう中で、遠山大臣のイニシアチブで、経済財政諮問会議の骨太の方針案の中に国立大学の改革として進めてきたこと、進めようとしている方向性をどう確立、定着させるかという問題意識のもとにこのプランをとりまとめた。そして、6月11日に遠山大臣が経済財政諮問会議に出席し、これを提出し説明した。なお、経済財政諮問会議に提出する前に大臣から総理に、国立大学の構造改革の3つの方針、①再編・統合を大胆に進める、②民間の発想の経営手法の導入、③第三者評価による競争原理のもとに改革を進めると同時に、早期に国立大学法人に移行するということを説明し、総理から評価をいただいた。

以上のような経緯の説明について、「構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」の趣旨の説明があった。

以上の説明について、次のような質疑応答、意見交換が行われた。

○ 「構造改革の方針」の中に、「聖域を越えた大学・学部間の再編・統合等によって国立大学の大幅な削減を目指す」とあるが、それが

一県一大学を崩すということであれば、地方切り捨てに繋がり、延いては地方衰退は必至である。確かに国際競争力は大事だが、国民生活の基盤の維持、地域の活性化ということが、長い眼で見ると、国際競争力のあと押しになるのではないか。そういう意味で疑問がある。

もう一つは、「国立大学に民間的発想の経営手法を導入する」し、「新しい国立大学法人に早期に移行する」とあるが、5月31日の文部科学委員会で民主党の内藤議員の質問に答えて遠山大臣は、「検討の立場においていろいろな選択肢があり得ることを当然視野に入れながら検討することを期待する」と述べているが、この新しい国立大学法人に早期に移行するというのは、いろいろな選択肢を含めてなのかどうか。

- 独立行政法人についての行政改革会議における検討では、国の機関がもっている諸機能のうち、民営化、地方移管できるものはないか、そういう検討をした上で、残ったものを独立行政法人化するという検討の流れであった。国立大学法人に基本的に移行する中であって、具体的な個別大学のもつ機能を考えて、地方移管できるもの、民営化できるものの検討は必要だし、小泉総理が国会答弁で、法人の検討を進めると同時に、民営化すべきものは民営化する、地方移管すべきものは地方移管すると答えられたのは当然のこととして、文部科学省は対応している。

また、大学の再編・統合については、諸領域への積極的な展開、資源の投資・配分を含めて経営基盤の強化を大学が自らの戦略意思のもとに行っていく場合の体制整備のため、ということにある。特色ある大学として発展

していこうという場合には、県域をも越えた可能性も視野に入れるべきと考える。

- 国立大学の再編・統合がアプリアリの形で進んでいて、教員養成系と単科医科大学がターゲットとして明示されている。21世紀の大学のあり方として、自民党政務調査会提言「これからの国立大学の在り方について」の素となった“麻生レポート”に触れられているが、今後大学の再編・統合を行うにしても単に数を減らすだけでなく、21世紀における高等教育がいかにあるべきかということがその前提としてあるべきと思う。文部科学省として何らかの具体案をもっているのか。
- その点については、明日の大臣からの説明に譲りたい。
- 5月31日開催の文部科学省・組織業務委員会に「組織業務に関する考え方の方向」が出されたと聞かすが、それと“遠山プラン”との関係はどうか。
- 調査検討会議の各委員会は国立大学法人の制度設計を基本的な任務とし、そのミッションのもとに活動している。その意味では、遠山プランは、国立大学全体として再編・統合とかその他評価も含めてどう改革するか、幅広く捉えて「大学の構造改革の方針」を示したものであり、調査検討会議の検討の方向と矛盾するものではないと思う。「組織業務委員会」に提示されたものは、他の目標評価、人事制度、財務会計の各委員会における検討を踏まえ、全体としての成案を得るためのたたき台の性格をもつものと理解している。
- 「大学の構造改革の方針」には、日本の産業、経済を重視する線が強く出ていて、もう一方の文化の側面が出てきてないように見えるのが心配である。そうではないなら、そう

ではないという説明がほしいし、そうであるなら、大学の立場からいうと由々しき問題である。大学というのは、文化を支える側面をもつものであり、そこを今回の構造改革の中でどうしていけるのか。文部科学省としてどう考えるか伺いたい。

- 今回の遠山プランは、日本経済活性化の中で国立大学は何をしているのか、何もしようとしていないではないかという、大学外の批判、大学外の人に対するインパクトあるメッセージを発するということが目的であるということをご理解いただきたい。大学関係者にとって大学の教育研究の重要性、文化の重要性は言を俟たない当然なことである。
- 「国公私トップ30を世界最高水準に育成」ということのバックグラウンドを伺いたい。
- いまやどの国にあっても、国際競争力が大学セクターにおいて大きな焦点になっていることは否定しがたい状況である。また、国立大学法人、民営化の議論の基底を流れるのはイコール・フッティング論である。そういう中で、教育研究における国際競争力ということ、国公私トータルとしての枠組で施策を考えていくとすれば、それは分野を通じて、国公私を問わず評価にもとづく重点的助成、プロポーザル方式を考えていくことになる。そういうものをシンボリックに言えば、「トップ30」という言い方になるということである。

(清水審議官退席)

ここで、会長から次のように述べられた。

総会終了後行方記者会見で、設置特委の報告書のこととともに、文部科学省の「大学の構造改革の方針」に対しても質問があらうかと思う。そこで、「構造改革の方針」に対し会長談話を発表しては如何かと、次のようなメッセージを考

えてみたので、披露しご意見を伺いたい。

『文部科学省が出した「構造改革の方針」については真摯に受けとめたい。ただ、今後検討される過程においては、国大協の設置形態検討特別委員会が出した報告書の内容を十分に反映していただきたい。』

これについて次のような意見交換が行われた。

- 「構造改革の方針」に示された3点が今後どういう形になっていくか不明だが、少なくとも、これまで国大協が議論してきた国立大学法人の枠組とは違うカテゴリーの、地方移管ということが示されている。この一つとっても、今後の検討に国大協の意見を汲み上げてほしいといった対応で済むのか疑問である。何らかのコメントをつけてほしい。
- 「真摯に受けとめる」だけでは弱いのではないか。3点それぞれについて、「国立大学の再編・統合」、「スクラップ・アンド・ビルド」については、地方の切り捨てに繋がる懸念があること、「新しい国立大学法人への早期移行」については、国立大学法人の中身が必ずしも明確でないので慎重に対処しなければならないこと、「国公立トップ30を世界最高水準に」については、企業側からみたトップ30であって、文化の面、インフラストラクチャーの面から批判がある、ということ言うべきであろう。
- 国大協として、国立大学の現在までの貢献度を明確にすべきである。国立大学は国の政策でつくられ、特に理系、大学院の学生の80%を国立大学が担ってきた。科学創造立国を謳っているのだから、その点、国の将来を危うくしないでほしいということ、会長とし

て言ってほしい。

- 「真摯に受けとめる」ということのうちに、国立大学の立場を申し添えていただく必要があると思う。文部科学省は、諸般の状況の中で文部科学省として対処しようとしており、我々からみると、大学の立場が十分に出し得ているとはいえない。文部科学省と対決的になる段階ではないが、国立大学がこれまでに果たしてきた役割の上に立って、国立大学の立場を訴えていただければ幸いである。
- ある意味で今日で国大協は終る。今後、遠山プランを軸にして大学改革論争が起こると思う。その意味では、会長談話は、基本的な姿勢を述べ、あまり、個別の内容に踏み込んで何かを言うことはしない方がよいと思う。「構造改革の方針」は、“トップ30”は別として、それ以外は、我々が議論してきたことの延長線上にあり、それ程逸脱しているとは思わないので、「真摯に受けとめる」という表現でよいのではないか。
- 「国立大学の数の大幅な削減を目指す」ということに対しては、国大協として絶対反対しなければいけないと思う。これが地方国立大学の切り捨てに繋がらないようにコメントしてほしい。
- 「真摯に受けとめる」では不十分である。設置特委の「基本的考え方」の前文に、国立大学がこれまでにどれ程貢献してきたか、今後の高等教育がどうあるべきかを謳っているが、そういうことを簡略に述べ、遠山プランは、専ら経済とか産業の構造改革の視点から論じられていて遺憾であるということコメントしてほしい。
- 「真摯に受けとめる」ということについては特に異論はない。ただ、大学という組織が

立ち至らなくなることがあってはいけない。その意味で、大学の運営について十分慎重・冷静な配慮をお願いするということは最低限必要と思うので、何らかのプラスアルファがあってしかるべきではないかと思う。

- 国立大学の8割は地方大学であり、その地方大学は、これまで地域の核として役割を果たしてきたし、今後も地域に不可欠な存在としてその役割を果たしていく必要があるということはぜひ言ってほしい。
 - 会長談話がどういう視点で誰に対してアピールしようとするかである。“遠山プラン”を政治的に大きく評価してもらおうというなら、真摯に受けとめるということも、あるいは抗議するというのでいいだろうが、改革に向けて既に大学としてやっていることもあるし、これからやろうとしていることもある。むしろ、もっと大きなことをやろうとしているという姿勢で、これから具体化する際に問題になる点はどういうことかを指摘されるのがよいと思う。
- 以上のような意見交換の後、会長から、種々いただいたご意見を付して記者会見に臨みたい旨述べられた。

III その他

1. 小冊子（パンフレット）の作成

会長から次のように述べられた。

前回の総会以降「国立大学協会の紹介(英文)」及び「日本の将来と国立大学の役割」の2つのパンフレットを作成した。

「英文パンフレット」については、総会終了後改訂版の作成を予定している。「日本の将来と国立大学の役割」については、国立大学がわか

国の高等教育，学術研究の上でいかに役割を果たしてきたかということ積極的にPRしていく必要があるという立場で作成したものである。

2. 第109回総会等の日時・場所について

会長から，次回総会等の日時・場所を「資料25」のとおり予定するので，よろしくお願ひしたい旨述べられた。

3. 退任学長挨拶

会長から，次回11月の総会までに学長を任期

満了により退任予定の学長に対し謝辞が表されたのち，各学長から退任の挨拶があった。

仲井 豊(愛知教育大学長) H.13.6.30付
加藤 幹太(滋賀大学長) H.13.7.16付
中嶋 嶺雄(東京外国語大学長) H.13.8.31付
吉田 政幸(図書館情報大学長) H.13.10.19付
内藤 喜之(東京工業大学長) H.13.10.23付
杉岡 洋一(九州大学長) H.13.11.6付

最後に会長から閉会の挨拶があり，第108回総会を閉会した。

第75回事務連絡会議

日時 平成13年6月15日(金) 10:00~15:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

諸橋事務局長司会のもとに開会。

〔議事〕

開会にあたり石副会長から次のような挨拶があった。

本来ならば、長尾会長から挨拶すべきところ仕事の関係で、お越しいただけないため副会長から挨拶申し上げたい。

すでにご承知のとおり、2日間にわたり国大協総会が行われ、昨日は文部科学省主催による国立大学長会議が行われた。これらの会議を通じ、いろいろな印象をお持ちになった学長の方も多かったかと思うが、一つの新たな段階に入った思いがする。それは、俗にいわれる遠山プランが明らかになり、かつ文部科学省から、これを積極的に今後の指針にしたいという報告がなされ、これに対し、今日の新聞には、かなり過激な表現で報道がされていた。その報道記事を見て、おそらく学長の中には、そのような感じをもたれた方もおられたのではないかと思う。つまり、遠山プランは、国立大学の数を大幅に削減するというスクラップアンドビルドが一つ、二つ目は、新しい国立大学法人を作り、早期に実施する、三つ目は、もっとセンセーショナルな国公立大学トップ30を世界的最高水準に高めるために重点的に支援するという、この三点が提示されたわけである。

また、学長会議における質問に対しても、スクラップアンドビルドは基本にお任せするが、状況によっては文部科学省が支援するという話もあり、当然、そのような立場にある学長

としては、大変心配されている向きもあったかと思う。その意味では、この事務連絡会議は、非常に重要なことと思っている。

これから、今日一日、独法化問題における現状、課題、評価等々について説明があるかと思うが、各大学に帰られたら、今、述べたように学長が心配されたりあるいは思案されているような状況等において、是非、事務局長の立場でご示唆をいただくというような役割が、本日出席の事務局長の方々の責任ではないかと思う。また、遠方からお見えの事務局長もおられるので、従来までの情報ギャップを極力埋めていただくとともに、これからは個々の大学、個々の責任でやるというスタイルが、恐らく、確立していくものと思われるが、今後各大学とも、真剣に内部で意思統一し、どのような方針でやるかということを出して議論する時期にきている思いがする。

最後に、独法化問題の議論なり、大学改革の問題にしても、研究・教育という御旗の下、教官サイドで議論が進められているが、ただ、それを支える事務機構あるいは事務組織の大学運営の実態等に関し、教官は疎く、あまり事務機構等に触れる議論をしていないのが現状である。

しかし、これから独法化等の話が具体化した時に、一番気になることとして事務機構がどのような形で対応できるかということだと思う。その意味で、教官サイドと事務サイドの議論にギャップがあると思われるので、これを縮めて

いただき、さらに教官サイドを教育していただくということを本日出席の事務局長の方々にお願いしなければいけないと考えている。今後とも学長への協力支援をお願いしたい。

次いで、石副会長退席後、諸橋事務局長から、就任挨拶があったのち、配付資料の確認が行われ、引き続き、会議日程等について、今回から、従来の運営と異なる方法で本会議を進めていきたい旨、経過説明があったのち、次の報告事項に入った。

I 総会附議事項報告

諸橋事務局長から、総会における議事の概要について、配付資料をもとに次のとおり説明があった。

(1) 理事の選任について

会長から、2年間の任期満了に伴う理事の改選について、各地区大学間で選出願った理事候補者（資料18）について諮られ、承認された。

(2) 会長・副会長の互選について

総会第1日目に開催された理事会において、会長・副会長の互選を行った結果、会長には長尾京都大学長が再選され、副会長には松尾名古屋大学長、石一橋大学長が選出された。

(3) 常置委員会委員（大学の代表者）の選任について

会長から、任期満了に伴う常置委員会委員の改選について、各大学長の所属希望を聞くほか、それぞれの専門、大学の種別・地区別を考慮して作成した候補者名簿（資料19）について諮られ、一部修正のうえ、承認された。

(4) 常置委員会委員長の互選について

総会第2日目に開催された各常置委員会で委員長互選を行い、次のとおり委員長が選任された。

第1常置委員会	阿部東北大学長
第2常置委員会	杉岡九州大学長
第3常置委員会	鮎川愛媛大学長
第4常置委員会	隆島東京水産大学長
第5常置委員会	宮田東京農工大学長
第6常置委員会	鈴木東京医科歯科大学長
第7常置委員会	磯野千葉大学長
第8常置委員会	佐々木東京大学長

(5) 監事の選出について

会長から、2年間の任期満了に伴う監事の選出について、総会第1日目に開催された理事会において、協議した結果、次の方々に、引き続き監事をお願いしたい旨諮られ、承認された。

兵藤 剣 埼玉大学長

板垣 浩 横浜国立大学長

以上が総会における人事案件に関する報告である。

II 当面の諸問題（国立大学設置形態の問題）について

諸橋事務局長から、次のような報告があった。

この問題について、総会2日間にわたり協議が行われた。第1日目は、これまで国大協設置形態検討特別委員会が検討してきた、国立大学の法人化に関連する内容である。

これは、本日配付の資料22「国立大学法人化についての基本的考え方」および資料23「国立大学法人化の枠組」である。これについて同特別委員会の長尾委員長から資料をもとに説明があった。次いで、同特別委員会とも連動している第1、第4、第6、第8の各常置委員会委員長等から関連する事項について報告があった。

次いで、この問題等について、予め要望書等の提出があった九州地区学長会議代表の野村大分大学長および田中鹿児島大学長並びに佐藤静

岡大学長から、それぞれ意見陳述があった。その内容を掻い摘んでいえば、国立大学法人化についての基本的考え方については理解できるが、枠組に関しては、基本的考え方と矛盾ないしは乖離しており、それが十分反映されていないむきがあるので、枠組について再度見直すべきとの意見であった。

これに対し、長尾委員長から、本委員会として1年にわたり検討してきた結果であり、また、社会にも発信していかなければならない。その意味で、今回の提案を総会として了承願いたいとの発言があり、種々意見交換ののち、本総会としてこれを受理することで、おおむね了解を得たところである。

第2日目は、新聞報道等で既に承知のように、文部科学省から大学（国立大学）の構造改革の方針（遠山プラン）が発表された。本日、その資料をお手元にお配りしてあるが、それについて、文部科学省の説明を聞きたいとの意見等があったことから、急遽、清水審議官にお越しいただき、説明を聞くこととした。内容としては、翌日（6月14日）文部科学省主催の国立大学長会議が開催されたこともあって、主に、このプランが出てきた背景等について説明があり、それに対する質疑応答も含めた意見交換が行われた。同審議官退席後、このプランについて、国大協としてどのように対応をするか意見交換が行われたが、長尾会長から、文部科学大臣、高等教育局長からも具体的内容を聞いていない現時点で、国大協として公式の見解を出すのは好ましくない。いずれにせよ総会后、記者会見を行うことから、その際、基本的な会長のコメントだけを皆さんの意見として出したい。それは今回の遠山プランに関し、これを真摯に受け止め、今後の具体的な検討にあたっては、これま

での国大協の検討を踏まえながら、実行してもらいたいという姿勢で、かつ、これを社会に公表することにしたいとの提案があった。これに対し、いろいろな意見もあったが、国大協総会の統一見解あるいは意見を出すという形ではなく、先に述べた内容で対応することとした。

III 国立大学の法人化問題について

(1) 国大協設置形態検討特別委員会からの説明について

設置形態検討特別委員会専門委員である小早川教授（東京大学）から、次のように説明があった。

本日は、国大協の設置形態検討特別委員会における検討状況を、お配りしてある資料22、23を基に、主なポイントを説明することとしたい。

初めに、同特別委員会の設置経緯および文科省に設置された調査検討会議との関係等について説明があったのち、この報告書は5月21日の同特別委員会に提示され、協議の結果、了承のうえ、理事会、総会等に諮られた経過がある。

その主な内容は、以下のとおりである。

- ① 国大協としての国立大学法人化に関する基本的姿勢と取組みについて
- ② 国立大学法人化の枠組における「法人の基本および組織・業務」、「目標・評価」、「人事制度」、「財務・会計」に関する制度設計の基本的論点について

(2) 文部科学省からの説明について

文部科学省高等教育局大学課杉野大学改革推進室長から、大学（国立大学）の構造改革の方針が、昨日、文部科学大臣から発表されたことに伴い、本日は、これを基に説明したい旨述べられ、次いで、この遠山プランが出た背景につ

いて説明があったのち、次の事項等について説明があった。

- ① 国立大学の再編・統合について
- ② 国立大学に民間的発想の経営手法を導入することについて
- ③ 大学に第三者評価による競争原理を導入することについて

IV 大学評価について

(1) 国大協第8常置委員会からの説明について

国大協第8常置委員会専門委員である池田教授(名古屋大学)から、本委員会の設置から今日に至るまでの活動状況等について資料をもとに概要報告があったのち、次の事項等について説明があった。

- ① 国立大学の存在理由や価値について
- ② 第8常置委員会と大学評価・学位授与機構との関係について
- ④ 「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法について」に関する意見(委員、各学長)について
- ⑤ 「国大協としての評価の役割・課題等」について(アンケート結果を含む)

(2) 大学評価・学位授与機構からの説明について

齋藤大学評価・学位授与機構副機構長から、本機構は創設まもないこともあり、試行錯誤の段階ではあるが、関係機関等の協力を得ながらより良いものにしていきたい。

その意味で、本日は平成12年度着手の大学評価事業の基本的な枠組とそれに至る経緯、さら

に現在進めている評価事業等について、用意した資料「大学評価・学位授与機構の大学評価事業について」を基に説明したい旨述べられ、次の事項等について説明があった。

- ① 大学評価事業実施の経緯等について
- ② 大学評価事業の概要について
- ③ 平成12年度着手分評価事業について
- ④ 今後の大学等に対する意見照会について

V 大学入試センターからの説明について

独立行政法人大学入試センター鬼島副所長から、次のように説明があった。

本センターは、本年4月に独立行政法人となったが、基本的には、従前と変わっていないので、引き続き入試業務を実施していくことになるが、今後ともご支援ご協力をお願いしたい。ただ、入試に関しては国民の関心事でもあり、その意味では、問題なく進めていきたいと願っている。

次いで、同副所長から次の事項に関する主な内容について説明があった。

- ① 平成13年度大学入試センター試験実施結果の概要について
 - ② 平成14年度大学入試センター試験に向けての成績開示について
 - ③ 平成14年度大学入試センター試験に向けての前年度成績利用について
 - ④ 大学入試センター試験日程の見直し等について
 - ⑤ 平成18年度大学入試センター試験に向けての出題教科・科目の出題方法等について
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成13年5月31日(木) 16:00~17:30
場所 東海大学校友会館「霞の間」
出席者 阿部委員長
久保、貴志、赤岩、小早川、中谷、廣中、森満各委員
宮脇、宮腰、北村、坂本各専門委員
(文部科学省)合田大学課長

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 国立学校設置法及び学校教育法の一部改正について

文部科学省・合田大学課長から、現在国会上程中の、国立学校設置法の一部を改正する法律案と併せて学校教育法の一部を改正する法律案について、概ね次のような説明があった。

○ 国立学校設置法の一部を改正する法律案

1つは、国立大学併設の医療技術短期大学の改組であり、徳島大学及び長崎大学各医療技術短期大学を廃止の上、それぞれ医学部保健学科を設置することとした。もう1つは、国立大学の組織編制の弾力化であり、従来、講座、学科目等について、その種類、名称等を省令で定めるとの規定(設置法第7条)があり、これらの変更は概要要求事項となっていたが、この規定を廃止し、教官数が変わらなければ講座、学科目等の編成については各大学の自主的判断でできるようにした。

○ 学校教育法の一部を改正する法律案

①学校教育における社会奉仕体験、自然体験等の体験活動の充実、②小・中学校の出席停止制度の改善、③大学制度の弾力化、④「寮母」の名称変更等である。このうち、大学制度の弾力化に関しては、従来なかった夜間大学院、通信大学院を条文に書き入れたこと、名誉教授の

称号の授与について「多年勤務し功績顕著な者」としていたのを、勤務年数は問わないこととしたこと、飛び入学について、現行高校2年から数学と物理の分野に限り博士課程を置く大学への入学を認めていたのを、分野を限定せず大学院の有無も問わないこととした。

以上の説明について、主として次のような意見交換が行われた。

<国立学校設置法の改正について>

- 講座、学科目を越えて学科についても大学の判断でフレキシブルにすることは可能か。
- 私立大学では学科は認可事項なので、それとのバランスで、教官数が変わらない場合でも形式を踏んで手続きをしていただきたい。ただ、入学定員の変更を伴う場合は概算要求をしていただくことになる。一般的に、大学トータルとして教官数が変わらなければ、手続きを踏めば部局を越えた組織編成は可能である。
- 第7条の2項の削除の趣旨は規制緩和ということだが、そうすることの原理的な意味について大学審議会などで議論があったのか。
- 大学設置基準では、大学は講座制又は学科目制のどちらかをとることになっており、また、講座あるいは学科目が国立学校特別会計予算上の基礎単位になってきた。しかし、今は大学は大講座制が中心になって、講座制か学科目制かのどちらかでなければならない実

質の意味はなくなっている。ただ理念論として、組織の基本的な仕組は押さえておく必要があるということは大学審議会でも議論があり、「講座制、学科目制、その他相応しい編制をとる」という考え方である。

- 組織編制の弾力化ということで、具体的にどういふケースを想定されているか。
- たとえば、バイオ、情報、環境といった新分野について、学内の概算要求の順位に関係なく大学限りでやっていただけるのではないか。
- 組織再編で、たとえば獣医学科とか教員養成系などで大学を越えた再編統合が現実の問題として起きている。それらは、概算要求事項ではあるにしても、文部科学省は大学の意向を汲みできるだけ柔軟に対応願いたい。
- 今後国立大学は、法人化の如何に関係なく、大学、学部の枠を越えた再編成を進めていかざるを得ないと思っている。

<飛び入学制度について>

- 飛び入学だけでなく、将来一般選抜でも高校2年からの受験も認める方向にいくのか。
- 飛び入学制度は、高校で一部履修していなかったり弱い部分があったとしても、その生徒が特定の分野に関してははずばぬけた素質もっていると認められた場合には、そこを伸ばす機会を早く与えてあげようという趣旨であり、一抜選抜とはまったく別の考え方に立つものである。
- 法律を拡大解釈すれば、高校2年生から合格できるような学力優秀な生徒ならば3年生と一緒に一般選抜の受験を認めてもいいということにならないか。
- 年齢制限をしないで何歳からでも大学受験を認めてよいという意見がある一方、6・3・

3制の教育体系を乱すべきでないという意見もある。飛び入学についても何らかの歯止めがあるのではないかという意見もある。

- 平成10年度から千葉大学で「物理」について飛び入学が始まったが、入学した学生はいずれも順調に才能を伸ばし、また周りの学生にもいい影響を与えていて、実施してよかったので、他の分野にも広げる意向であると聞く。
- 飛び入学制度は始めてまだ日が浅くまだ見定めがつかない。今はまだ限定的だから問題はないが、少子化が一層進む中でこれが乱用されるおそれはないか。
- 乱用は却って大学の自殺行為に等しい。飛び入学は高校生の側も高校中退で大学に入ることになるので、中途半端な気持では済まされないから単純に1年早く入学できるというだけではいかないとみている。
- 旧制高校の飛び級（四修）制度のような考え方はとり得ないか。

- 飛び入学は、あくまで例外的な制度である。それとは別に受験資格の年齢制限を見直す話があり、これは中教審の課題の一つになっている。一般的に年齢制限を外すには、小学・中学・高校を通して進級できる仕組みにしていく必要がある。

<法人化問題について>

- 小泉総理が議員の国立大学の独立行政法人化についての質問に「民営化できるところは民営化する、地方にゆずるべきものは地方にゆずるといふ視点が大事だ」（5月11日参議院本会議）と答弁されたが、独法化するにせよしないにせよ、民営化すべきものは民営化する、地方移管すべきものは地方移管するといふのは橋本行革のときからの基本的スタンス

であり、行革会議の報告にもこれは書かれていることである。その意味では格別新しいことを言われたわけではない。このことは、独法化の制度設計の問題とは別であり、基本的には、文部科学省としては、国立大学を独法化するという方針に変わりはない。

- 国立大学法人化についての自民党の考え方は“麻生レポート”をもとに昨年5月政務調査会が報告書を出した以後変わっていないか。
- 自民党として、あの文書に代る決定は行われていない。ただ、現在、政府の経済財政諮問会議のほか総合科学技術会議、産業構造改革対策本部等で、それぞれの立場から国立大

学の改革について取り上げられており、また、自民党でも、文教部会とか経済産業部会でも議論が行われている。そういう動きに対し、大学側あるいは文部科学省の側から国民的支持が得られる改革案を先駆けて提示していくことが大事だと思っている。

関連して委員長から、5月21日開催の設置特委において、専門委員会連絡会議から提出された「国立大学法人化についての基本的考え方」及び「国立大学法人化の枠組」を設置特委の報告書として6月1日開催の理事会に提出することが了承された旨報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成13年6月13日(水) 10:00~12:05

場所 学士会館(神田)203号

出席者 阿部委員長

久保, 北原, 荒川, 町田, 小早川, 林, 田中, 岸本, 鳥居, 廣中, 齋藤, 二神, 森満各委員

宮腰, 馬渡, 浦辺, 北村, 坂本各専門委員

(文部科学省) 清水審議官他1名

議事に先立ち、新委員長選出までの間、阿部前委員長が座長を務めることが了承された。

また、前委員長から、次のとおり説明があり、了承された。

法人化の審議は、設置形態検討特別委員会(A法人の基本)の委員、本委員会に設置されている独立行政法人に関する検討小委員会の委員、第1常置委員会の委員・専門委員に、大学共同利用機関所長懇談会のオブザーバーの参加を得て拡大小委員会として開催し、審議を続けてきた。この独立行政法人に関する検討小委員会の委員の任期は2年で、7月28日に任期は終了するが、そのメンバーはいずれも第1常置委員会

委員、専門委員或いは設置形態検討特別委員会(A法人の基本)委員であり、敢えて独立行政法人に関する検討小委員会を継続させる必要はないと思われるので、同小委員会は委員の任期終了をもって廃止することとしたい。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

委員長の選出については、慣例により投票を行うこととし、投票の結果、阿部東北大学長が選出され、同委員長のもとで議事が進められた。

2. 委員会の審議事項について

(1) 「遠山プラン」について

文部科学省から出席の清水審議官から、次のとおり説明があった。

本日は、昨日配付された「遠山プラン」についてご説明申し上げたい。

国立大学の民営化をめぐる攻防の背景には、大学関係者や文部科学省が行っている将来の国立大学の在り方についての検討に対して、政治の世界或いはそれ以外の世界から、国立大学は何も変えようとしなない、検討が遅いといった苛立ちがある。これは裏返せば、大学が国や経済社会の在り方について大きな潜在的な可能性を持っているという認識の高まりでもあるが、厳しい批判があることもまた事実である。

こうした背景には、財界レベル、省庁レベル及び政治レベルの3つの流れがある。財界レベルでは、産業新生会議や規制改革委員会等において、むしろ国立大学の在り方というテーマを更に広げて、国公私を含めて、大学の設置・運営に関して営利企業の参入を認めようという流れがある。さらに、総合科学技術会議においては、科学技術政策において国立大学の在り方は大きな一つのフォーカスであるとの問題意識のもとに産学官連携の観点から検討する動きが始まっており、既に産学官連携のプロジェクトを総合科学技術会議の中に設置することを決め、産学官連携に焦点を当て、大学改革のキーとしての国立大学の法人化問題を議論していこうとしている。省庁レベルでは、副大臣レベルでの会合を設け、人材の源泉である大学の産学官連携に向けた改革等々を取りあげ、主に産学官連携の在り方にフォーカスを当てながら、産学連携に向けた大学の在り方について検討してい

る。この検討の流れの中で、法人化の問題、職員の身分の問題というものを取り上げようということ、まとめからは削除されているが、産学連携ということにフォーカスを絞っている。政治レベル、自民党関係では、経済産業部会のベンチャー育成小委員会では、ベンチャー育成の観点から国立大学法人について非公務員型を原則とすべしという提言を取りまとめている。また、民主党では、国立大学の統廃合、組織や給与任用等の人事面における自由度を増すことにより創意工夫できる環境、様々な形での大学間の競争関係をつくることを前提として国立大学の地方移管或いは民営化等について中間報告を取りまとめている。

こうした状況下での、先日の総理の答弁となったわけであるが、私どもは総理の答弁を、これまでの流れ、民営化すべきものは民営化し、地方移管すべきものは地方移管し、国として行うべきものについて法人化という流れにおいては、ある意味で当然のことと受け止めている。当面は、今進めようとしている改革の方向について基本的に理解いただくことが最重点であるが、むしろ単に独立行政法人化問題にとどまらず、国立大学をどのような形で構造改革していくかというコンテキストの中で、さらには経済活性化と大学ということに関して、経済界或いはその他の関係者から発信される大学改革への課題について、大学或いは文部科学省の側から経済活性化のために大学は何か出来るか、或いは逆にそれを通じて産業界等に注文を付けていくというスタンスに立たない限り、現在の大学をめぐる様々な状況、とりわけ国立大学の独立行政法人化或いは民営化をめぐる問題についても、ひとつの切り札にはならないだろうということで、急速とりまとめられたものが、この遠

山プランである。

経済財政諮問会議は、小泉内閣における基本的な全体の構造改革の基本方針をまとめる構造改革の言わばキーステーションであり、こういう危機的状況の中で早くその姿形を明らかにしない限り、流れが変わりかねないということを私どもかねがね聞いており、そういう中で6月1日に経済財政諮問会議のヒアリングが行われた。経済財政諮問会議は6月の末にいわゆる骨太の骨格案をまとめるということが明らかになったわけであるが、遠山プランは6月11日の同会議に提出されたものである。なお、遠山プランとして提出するにあたっては、文相は総理のところへ説明に行き、基本的には総理の感触は良く、文相から、こういう形で進めますので私どもにお任せいただきたい、言い換えれば、文部科学省或いはその下に置かれている検討で遠山大臣が引き取る、という基本的な方向性が了承された。小泉総理の答弁との関係で言えば、民営化に関しては、現にそれぞれの地域でそれぞれの大学が果たしている役割・機能を踏まえ、それが与える影響を考えれば慎重に検討される事柄であると認識している。

文部科学省における4つの委員会では急ピッチで検討が行われているが、その法人の具体的な制度設計の検討と併せながら、できるだけ早急に取りまとめて方向性を出していく、そしてその方向性が世の中の或いは内閣の基本方針に位置づけられないという事態があった場合、国立大学民営化論というものに対する対応は日に日に難しくなっていくことが予想される。構造改革という流れの中にこの流れをどのように位置づけるかがまず重要であり、別の流れが生じ、それとのイニシアチブ争いという形は避けたいところであり、このようなインパクトのある形

でまとめることにより、これまでと整合性のある、大学が国立大学の在り方をめぐってカタストロフィにいたる事態にならないように、イニシアチブを確保するための、ぎりぎりの状況での対応であったとご理解いただきたい。

ついで、概ね次のような意見交換が行われた。

- 遠山プランが出されたことにより、法人化問題に関してスケジュール的には変化があるのか。
- 基本的には、本年9月に調査検討会議の中間まとめ、今年度中の最終報告を取りまとめるという予定は変わっていないが、現在の状況では、早期移行は念頭に置いておかなければならないものと認識している。
- 「国公私トップ30」というのは、通則法の枠組みの中では難しいだろう。
- 現実的には、まずは平成14年度予算、現状の枠組の中での経費措置において実現を図っていくものと認識している。
- 遠山プランは、経営的な観点ばかりであり、人材養成や教育は国家の基盤であるといった観点が抜け落ちていなくはないか。
- 人材養成や教育の重要性は当然の認識としてあるわけで、目指すべき人材大国をつくるために国立大学をどう位置付けるか、そのために大学がどのように基盤をつくっていくかということである。
- 統廃合、地方移管、民営化や競争原理の導入によって大学に様々な選択肢を与えることになると、これまでのような国立大学としてのまとまりがなくなってしまうことが予想される。
- 再編統合は、大学主導なのか文部科学省主導なのか。
- 先の事務局長会議における工藤高等教育局

長の発言は、白紙に絵を描いてみたらどうなのだろうかということも念頭に置きながらという意であり、それぞれの地域に99の国立大学があるということは厳然たる事実であり、当然それぞれの大学の考えを勘案しながらということになるが、あり得べき姿を念頭に置きながらという意味のものと理解している。

- 遠山プランに示された方針で進めてゆけば、これまでの法人化の検討の基本路線は維持できるのか。
- 文部科学省としては、従来からこのような方向性で対応してきたわけであるが、これまでの枠組を定着させ、危機的状況を避けるべく努力していく。
- 「国公私トップ30」という考えは理解できるが、国公私を含めたその他の大学についても、高等教育において重要な役割を果たしているわけであり、この点についても十分に考慮していただきたい。

以上のような意見交換ののち、清水審議官が退席された。

(2) 「組織業務に関する考え方の方向」について
馬渡専門委員から、配付資料に基づき、文部科学省組織業務委員会の「組織業務に関する考え方」について説明があった後、概ね次のような意見交換が行われた。

- 全体として言えば、国大協の「国立大学法人化の枠組」と基本的に大きく異なるところはない印象である。
- 中には運営組織に関して3つの案が示されているが、文部科学省としては必ずしもこれでなくてはならないということではないと聞いている。
- 組織面も含めて様々な面に学外者の参画という色合いが濃く、この点は遠山プランともつながるものがある。
- 出資については、この中では触れられてはいるものの抽象的な内容であったが、遠山プランでは民営化やアウトソーシングのためのツールとして強調されており、大きな意味を持たせている。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成13年5月21日(月) 16:30~18:40

場所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 杉岡委員長

厚谷, 小柳, 横須賀, 吉田, 板垣, 服部, 森本, 須藤, 寺尾, 中列, 守屋,
吉川, 池田, 野村各委員

長谷部, 荒井, 前田各専門委員

(文部科学省) 森山大学入試室入試第1係長

(大学入試センター) 丸山理事長, 濱事業部長

(説明者) 及川東京大学入試課長, 新井東京芸術大学入学主幹

杉岡委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 大学入試センターからの報告

丸山理事長から次のように述べられた。

- 平成14年度入試から大学入試センター試験(以下「センター試験」という)における当該年度の成績若しくは前年度の成績のいずれの成績でも利用できるようになるかのような報道がなされたが、正しくは、あくまで当該大学が前年度成績の利用を認めた場合に限り、大学入試センターから各大学へその成績を提供するものであるので、誤解なきようお願いしたい。
- 国大協からの要望をも踏まえ、センター試験で「生物」と「物理」のいずれの科目とも受験できるようにするなど、科目選択の幅を広げる方法を検討しているが、これまでの検討で、現行の2日間の試験日程の中で、試験開始時間を若干早め、休憩時間を短縮する案が有力である。いずれ、この原案をまとめ「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」で検討いただきたい。
- 当センターは、この4月1日から独立行政法人に移行した。大学との関係は従来と変らな

いので、今後ともご支援ご協力をお願い申し上げます。

ついで、濱事業部長から、平成14年度センター試験の次の事項について説明があった。

- センター試験を新たに利用する大学(平成14年度から公立大学1大学, 私立大学45大学, 計46大学である。なお、試験場については14年度も増設するが、15年度以降は抑制したい。)
 - 「平成14年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」(前年度との変更点は、暦により試験日が1日早まる。受験者本人の申出により平成14年5月1日以降成績を開示。前年度成績を利用大学からの請求に基づき提供)
 - 平成14年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項(編集上の工夫。大検の年2回実施に伴う出願資格に係る措置。「韓国語」導入に伴う所要の改正。複数年度成績利用に関する事項の通知の追加)
 - 平成15年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出願教科・科目の出願方法等(平成14年度と基本的に変らないが、「ドイツ語」の表記を新正書法に変更)
- (2) 全国高等学校長協会との懇談
委員長から次のように報告があった。

去る5月9日、委員長と吉田委員が全国高等学校長協会の千田会長代行、殿前入試対策委員会委員長等と会い、センター試験「5教科7科目」提言の問題を中心に懇談した。高校長協会とは昨年、「提言」取りまとめの前後2回、この件について話し合いを行っており、今回はそれに続くものである。高校側は、国立大学が「5教科7科目」のセンター試験を課すこと自体には賛意を表しつつも、それを2004（平成16）年度から実施するとカリキュラム編成等で問題が生じるので、もう1年繰り下げて2005（平成17）年度以降に実施してほしいと言っている。それに対し国大協側から、「提言」の意図からしてできるだけ早く実施したい。試験科目等の変更は文部科学省の「実施要項」では実施の2年前までに予告することとされているが、それを1年余裕をみて、2004（平成16）年度からとした。2004年度実施といっても全国立大学・学部が一律一斉に行うことにはならない。現在、各大学に「5教科7科目」実施についての照会を行っており、その結果は何らかの形でお知らせする旨説明し理解を求めた。

（3）大学入学者選抜方法の改善に関する協議について

委員長から、過日開催の「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」において、センター試験の試験時間割の改善及びセンター試験へのリスニング・テストの導入の問題等について議論したことなどの報告があった。

2. 国立大学の平成15年度入学者選抜の基本方針について

委員長から、国立大学の平成15年度入学者選抜についての基本方針について諮られ、協議の結果、平成14年度に引続き「分離分割方式」に

より行う方針とし、この旨来る6月1日開催の理事会に付議のうえ、6月12日、13日開催の総会に提案することとした。

3. 平成14年度国立大学入学者選抜における留意事項について

事務局から、配付の「平成14年度国立大学入学者選抜における留意事項」（案）は、年度の表記を変えた以外内容については前年度とまったく変更はない旨説明があった。

これについて審議が行われた結果、異議なく、これが了承され、併せてこれを委員長名をもって各大学長宛送付することが了承された。

4. 平成14年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

委員長から、平成14年度実施要領の例外措置についての協議が前年度に続き3大学からあったので、ご審議いただきたい旨述べられ、ついで東京大学の協議について同大学及川入試験課長、東京芸術大学の協議について同大学新井入学主幹、鹿屋体育大学の協議について委員長からそれぞれ説明があり、協議が行われた。

その結果、東京大学の協議「後期日程の第1段階選抜結果発表日を前期日程試験の合格発表日（平成14年3月10日（日）と同日とすること）、東京芸術大学の協議「音楽学部の試験を前期日程で実施し、この合格者発表日を3月13日に繰り下げること。美術学部の試験を後期日程で実施し、この試験開始日を3月5日に繰り下げること」、鹿屋体育大学の協議「高度の体育実技検査を課しているため、仮に前期・後期に分けて実施しても、前期日程で他大学を不合格になった者が後期日程で同大学に合格することは極めて困難であり、前期・後期に分けずに試験を行

っても受験機会を狭めることにならないので、前期日程のみで実施すること」の、いずれも異議なく了承された。

5. 大学入試センター試験の複数年度利用について

委員長から、昨年、大学審議会の「中間まとめ」が出た段階でセンター試験の前年度成績利用の問題点を指摘し、この導入は慎重であるべき旨の見解を提出したが、今回、これが文部科学省の「平成14年度大学入学者選抜実施要項」に盛り込まれたので、第2常置委員会としての対応について協議したい旨述べられた。

ついで、文部科学省森山大学入試室入試第1係長から、「平成14年度大学入学者選抜実施要項」に新たに盛り込まれたのは、センター試験の複数年度（前年度）利用のほか、「入学者受入方針」について「アドミッション・ポリシー」の名称併記、「私費外国人留学生統一試験」及び「日本語能力試験（1級及び2級）」について平成14年6月以降「日本留学試験」に統一実施、「アドミッション・オフィス入試」の位置づけの明確化、入学志願者の進路選択に有益な情報提供の積極的促進、募集単位の大きくくり化等である旨説明があった。

ついで、荒井専門委員から、センター試験成績の複数年度利用については、本委員会から大学審議会に提出した「大学入試の改善について」（中間まとめ）に対する意見（平成12年5月25日）の中で、「成績の標準化、年度間の難易差調整など技術的課題があり、また、難関といわれる大学・学部においては再受験組の浪人が増え、競争が過熱化する可能性がある」旨懸念を表明したとおり、問題点は明らかになっていると思うが、改めて、審議会の提言を検証し、「複数年度

利用」についての留意点を整理した旨述べられ、配付資料に基づき説明があった。

以上の説明について次のような意見交換が行われた。

- 大学入試というものを、これまでのような1点刻みの成績で合否判定するようなやり方でなく、もっと柔軟・多様な方向をめざしたい。その一つの手がかりとして、今回、センター試験成績の「複数年度利用」を「大学入学者選抜実施要項」に盛り込んだもの。「資格試験的利用」についても同じ趣旨である。
- デジタルに点数を出して試験を行えば、必ず1点ごとの刻みになることは止むを得ないことである。複数年度成績の利用を導入する理由がそういうことならば意味がないのではないか。
- センター試験の前年度成績が利用できれば、浪人受験生が圧倒的に有利になるのは明らかだ。高校側は複数年度利用についてどうみているのか。
- 公式に協議の場で高校側に「複数年度利用」について意見を聞くことをしたことはない。ご指摘のとおり、「複数年度利用」については、浪人生が第2次試験に特化するということは起こり得ると思うが、これを利用するかしないかは、あくまで各大学の判断によることである。
- 浪人生の場合、センター試験について、前年度の成績があれば当該年度の受験は要しないのか。
- それは大学の判断による。
- そうであれば、浪人生の方が有利になることは変わらない。
- 年度間の試験問題の得点が標準化されなければ両者の成績を比較できないのに、それが

できないということを大学の側が十分承知しないまま、責任は利用する大学の側にあるということでは納得しがたい。やはり、大学が複数年度利用をする条件としては、年度間の成績の比較が技術的に可能であるという前提が整うことが必要だ。

- 「複数年度利用」はそれ自身目的なのか、それとも資格試験的利用を促すことに狙いがあるのか、分かりにくい。
- 答申の趣旨から言えば、センター試験の資格試験的利用の方向があって、資格試験的利用を図るための一つの方法として複数年度利用があるのではないか。
- そうだとすれば、資格試験として、今のセンター試験が的確かどうかということが問題である。資格試験とは何かということから議論するのが本来のあり方ではないか。
- 多様化対応で大学に多様な入試方法の工夫を求めるなら、出願するセンターの側もそういう利用が可能になるようにもっと工夫がなされるべきではないか。
- 浪人すると、殆どはセンター試験の成績は上がる。だから、浪人生が前年度の成績を使うことは考えられない。また、センター試験を資格試験的（第1段階選抜）に使い個別試験で選抜するのも、それが学科試験であれば、明らかに浪人生が有利である。
- 今回、山形大学工学部で生じた入試ミスは単に担当者のミスということでは済まされないと深刻に受け止めている。入試の多様化は大事なことだが、現場では人員削減が進む中で複雑化し業務が過剰になっている。複数年度利用をするかしないかは各大学の自由というが、国立大学全体の問題として考えないといけない。

文部科学省・大学入試センター担当官退席後、引続き次のような意見交換が行われた。

- 複数年度成績の利用は慎重でありたいので、その留意点をまとめて各大学に通知すべきと思う。
- 文部科学省は、短期大学にもセンター試験の利用を認める方向のようだが、センター試験は、各科目とも平均得点の目安を60点として問題が作られており、短期大学も含めた試験にすると国立大学の入学者選抜として利用できなくなるのではないか。
- センター試験の年度間の成績を標準化することは偏差値によってもできない。標準化できなければ2つの成績の比較はできない。成績の比較ができないことが大学にも、高校側にも周知されないまま、複数年度利用の実施を急げば、センター試験そのものの信頼性を損なうことになりかねない。
- 国立大学としてセンター試験の複数年度利用はしないということを表明することで、他の大学に影響をもたせられないか。
- 既に文部科学省と大学入試センターから通知が出ている以上、第2常置委員会としては、複数年度利用の問題点を指摘し各大学に注意を促すのがよい。

以上のような意見交換ののち、委員長から、センター試験の複数年度利用の留意点について、荒井専門委員の整理に沿って文章化し、各大学に送付することが諮られ、異議なく了承された。

なお、文章化については委員長一任とし、理事会（6月1日開催）の了承を得て委員長名をもって各大学長宛送付することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成13年6月13日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)301号室

出席者 杉岡委員長

中村, 厚谷, 小柳, 吉田, 赤岩, 板垣, 森本, 廣瀬, 寺尾, 中冽, 守屋, 吉川, 野村各委員

長谷部, 荒井, 前田各専門委員

(文部科学省)大木大学入試室長

(大学入試センター)丸山理事長, 濱事業部長

議事に先立ち、杉岡前委員長から、慣例により委員長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきたい旨述べ、了承された。

ついで各委員より自己紹介があった。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

杉岡座長から、委員長の互選の方法について諮られ、協議により杉岡洋一委員(九州大学長)が委員長に選出された。

2. 報告事項

(1) 大学入試センター(丸山理事長)

文部科学省と有識者から、大学入試センター試験において、理科の物理、化学、生物の選択が2日間の試験日程の中で実施できるようにすることについて検討要請があり、検討の結果、試験日程の見直し案を作成した。

ついで、濱事業部長から、資料に基づき、大学入試センター試験の試験日程の見直しについて、受験生に過度の負担をかけないこと等を前提に、主に開始時間を30分早くし、休息時間の短縮等を図る方向で検討している旨説明があった。

次いで、以下のような質疑があった。

- 理科の組合せ受験というのは、示された3コマの中から選択することなのか。

- 地学も加えてほしいとの要望もあるが、理科4コマは現状では無理である。

なお、生物については、従前の共通1次試験の時は実施していたが、社会が地理歴史と公民に分かれたことにより、理科2コマとしていたことの見直しと理解願いたい。また、地学を含め、他の科目についても要望があるので検討課題であると考えている。

- この案であれば大学入試センターとしては、平成16年度から実施できると考えている。
- 高校長協会には既に16年度からセンター試験5教科7科目を実施したい旨説明し理解を求めている。
- 新学習指導要領になった場合に、新しい教科として情報が加わるが、今回示された(案)で実施可能か。
- 可能である。

(2) 文部科学省(大木入試室長)

成績の複数年度利用については、マスコミ等の報道により受験生に誤解を与える結果になったことを遺憾に思っている。各地区で開催する入学選抜・教務関係事項連絡協議会等で趣旨を説明し、理解を求めている。

平成14年度から大学入試センター試験の前年度成績が利用できることになったが、これを実施するかどうかは、あくまでも各大学の自主的

な判断である。

入試ミスが大きな問題となっているが、各大学とも再発防止に真剣に取り組んでいただきたい。なお、現在各国立大学に点検調査依頼をしているところである。

(3) 「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項について

委員長から、前回の本委員会で検討いただいた「大学入試センター試験成績の複数年度利用について」の議論を踏まえて、荒井専門委員に原案を作成願ひ、本委員会委員にお知らせするとともに、6月1日の理事会に諮り、各大学に通知した旨報告があった。

3. 大学入試センター試験「5教科7科目」の実施について

委員長から、各国立大学に対して「大学入試センター試験5教科7科目」の提言についての現状調査を5月31日締め切りで行った結果の報告があり、意見交換が行われた。

その結果、検討中と回答された大学（学部）等に対し、その後の進捗状況を調査することとした。

4. 入試情報開示に伴う今後の課題について

委員長から、入試情報開示に伴い何らかの問題点が生じた場合は小委員会で検討することとされていたが、特段の要請もないまま現在に至っている。しかし、本委員会として積極的に対応する必要があると考え、大木入試室長と相談し、文部科学省から各大学へ情報開示の現状と問題点を調査していただくこととしたので、その結果を踏まえて小委員会を開催し、対応したい旨述べられた。

ついで意見交換が行われ、面接試験の評価の難しさ、大学入試センター試験によるセンター試験成績の全面開示（平成14年度以降）が各大学の成績開示に及ぼす影響、センター試験の“事前開示”（第2次試験出願前の成績開示）の検討の必要などの意見が出された。

5. その他

現在、国公立大学間で統一実施している「分離分割方式」の入試制度については、これまでの経緯は別にして設置者別に行うべきではないかとの問題提起があり、議論し継続審議とした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 平成13年5月16日(水) 13:30~15:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 鮎川委員長

三浦, 成澤, 杉崎, 本田, 安永, 児島, 後藤, 鳥居, 森田各委員
豊岡, 森泉, 鳥飼各専門委員

(文部科学省) 渡辺学生課長, 齋藤専門官, 氏次係長, 小松係長

議事に先立ち, 委員長から, 新たに委員に就任した三浦亮秋田大学長, 本田^{ほんだますこ}和子お茶の水女子大学長, 鳥居宏次奈良先端科学技術大学院大学長の紹介及び国立大学協会事務局の人事異動による諸橋事務局長, 宮崎事務局次長の紹介があった。

〔議事〕

1. 「身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書(案)」について

委員長から, 前回2月9日開催の本委員会に原案を提示してご意見を伺うとともに, その後頂戴したご意見を踏まえ配付のとおり「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書」(案)を取りまとめた旨述べられ, その後の修正点等について説明があったのち, これを6月1日開催の理事会に付議し, その承認を得て第3常置委員会報告書として各大学に送付することが諮られた。

これについて異議なく, 了承された。

2. 就職問題について

はじめに, 文部科学省高等教育局学生課の渡辺課長から, 就職問題に関連して大要次のように述べられた。

○平成12年度の就職率は大学全体では91.9%あり, 前年が91.1%だったので約0.8%ポイント上がっている。しかし, なお厳しい状況であ

ることには変わらない。

○就職希望率は, 大学では64.3%で若干上昇してきている。一部上場企業で採用数を大幅に減らしたところもあるが, IT関連など景気回復を下支えする分野では, 採用が少し伸びた。学生も厳しい状況を考えて, 大学院進学とか, 資格をとるための専門学校へ行くなど就職浪人という形をとらずに, 進学という形でキャリア形成をする傾向がある。

○内定が新聞等でも問題になっているが通年採用とか, インターンシップ制度もあって, 企業側は2週間, 3週間ある種のトレーニングとか飾りに掛けて, 良い者は内定を取るといったことをする。日本でもトップの企業が, これを公然と口にしており, 文部科学省として対応に苦慮している。

○就職協定が廃止され, 大学側は「申し合わせ」を企業側は「倫理憲章」をそれぞれ定め, それを尊重するという形に改めたが, それ以降企業の採用活動の早期化傾向が強まり, この紳士協定は実質的には空洞化を辿っている。今後どういう方向でこの紳士協定の扱いを考えていくか, 日経連と話し合いたい。

○国大協で就職問題に関し, 現場の实地調査的なリサーチをしていただければ幸いである。

委員長から, 就職問題の問題点を明らかにしておく必要があるので, その辺をこれから協議

したい旨述べられ、意見交換が行われた。

- 内定時期が一層早期化し、講義にまでその影響が及んでいる。
 - 各大学にアンケートして実情を把握する必要がある。
 - 学生の就職に対する教官の関わり方も調べたい。
 - 就職問題が講義に影響しているとしても、3年間で卒業単位が取得可能なのは抗議の説得力に欠けないか。
- この件について、委員長から、今後、就職問題の検討を進めていくについて、アンケート調

査を実施したいこと、また大学院学生の就職問題については第7常置委員会と連携が必要なこと等を諮った結果、次期委員会に引き継ぐこととなった。

最後に委員長から、報告書「国立大学における男女共同参画を推進するために」の全文を、山梨大学の鳥養助教授の管理するHPに掲載することについて諮られ、異議なく了承された。なお、関連して、事務局長から国大協でもHPの開設を予定している旨、報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 平成13年6月13日(水) 10:00~12:00

場 所 学生会館(神田)306号室

出席者 鮎川委員長

横須賀、成澤、岡本、杉崎、本田、児嶋、丹羽、牟田、芝山、森田各委員
鳥飼専門委員
(文部科学省) 渡辺学生課長

議事に先立ち、慣例により新委員長が決まるまで、鮎川前委員長が座長となることが了承され、次いで各委員から自己紹介があった。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長から委員長の互選の方法について諮られ、協議の結果、鮎川委員が委員長に選出された。

2. 就職問題について

委員長から、前回からの引き継ぎ課題である学生の就職問題について、文部科学省渡辺学生課長からご説明願いたい旨述べられた。

続いて、同課長から次のような説明があった。

- 新聞等では、企業側の採用活動は萎縮している向きに報道されていると思われる。
- 前回問題提起されたように大学院も含めて検討すべきである。
- インターンシップ制度の活用ができないか。
- 就職問題に関する会合等活動の見直しが必要ではないのか。
- 現状認識が必要であり、学生の声を把握すべきである。
- 企業サイドへは、こちらからアクションを起こさないと情報が入ってこない。
- 例年12月に出される「申し合わせ」及び「倫理憲章」の有効性について意見が欲しい。
- 就職問題に関する活動のスケジュールの枠組みについて必要であれば手をつけてもいいの

ではないか。

○12月の「申し合わせ」及び「倫理憲章」を前倒しして早期化の傾向に合わせるのか、大学側・企業側の共通理解が早急に必要である。

○例年、就職・採用活動に関するアンケート調査を行っており、その結果をみてから活動のスケジュールをたてていく。

以上の説明があった後、意見交換が行われ、文部科学省が毎年実施している、就職・採用活動に関するアンケート調査とは別に、現状を把握し、問題点を探るため独自の調査を第3常置委員会で行うこととなった。

次いで、委員長から、アンケート調査の実施時期、調査項目等の詳細については、作業委員会で検討したい旨述べられた後、作業委員会の委員は従来の委員（岡本、安永、児島各委員、森泉、鳥飼各専門委員）に併せて、委員1～2

を追加したい旨諮られ、協議の結果、本田、森田各委員に加わっていただくこととなった。

3. 男女共同参画問題について

森田委員から、平成12年の「報告書」以降の状況について、追跡調査してほしい旨提案があり、協議の結果、丹羽委員を中心に、これを行うことが了承された。

4. 教養教育と専門教育の問題について

森田委員から、教養教育と専門教育の問題が依然としてあり、将来的な課題として取り上げるよう提案があり、協議の結果、大学院も含めた教育の在り方の問題として考えていくこととした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成13年6月13日（水） 10：00～11：30

場所 学士会館（神田）307号室

出席者 隆島委員長

富田、佐々木、海妻、兵藤、服部、仲井、矢谷、村田、下山、近藤、菰口、中山各委員

中沢、齋藤、菊池各専門委員

議事に先立ち事務局より、新委員長が選出されるまでの間、座長を選出願いたい旨提案があり、協議の結果、隆島東京水産大学長が選出され、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

座長から、委員長の互選について諮られ、協議の結果、隆島委員（東京水産大学長）が委員長に選任された。

2. 学長選考について

委員長から、次のとおり説明があった。

昨年12月中旬に各国立大学長宛「学長選考等についての調査」をお願いし、95大学から回答をいただいた。この調査は独法化問題に関連し、文部科学省の調査検討会議（人事制度）で大きな問題として学長選考過程における外部の意見を反映するシステムを設けるべきとの意見が出ている状況に鑑み、それに対し各大学がどう受

け止められているのか、そのあたりのポイントを把握しておく必要があるとの考えで、お願いしたものである。その回答集計結果をもとに分析した結果は、85%の大学は現状において、あまり問題はないとの意見であった。その意味では、あまり賛成ではないというネガティブな結果であった。ただ、これは今から半年前に行った調査であるという点もお含み置きたい。

次いで、外部意見の導入に関し若干の意見交換が行われた。

3. 任期付教員について

委員長から、次のとおり説明があった。

本年3月に、任期付教員の待遇改善に関するアンケート調査を各大学にお願いした。今回の調査は、国大協第4常置委員会委員長名で各国立大学長宛に依頼し、全大学から回答が寄せられた。その結果、特に注目を要することは、任期付任用制度の給与上の処遇で、一定の要件を満たした特定の職務を行う教員に限定して、給与改善が図られるとした場合、改善を図るべきかいなかの設問に対し、約90%の大学が改善を図るべきとの回答であった。

この任期付任用制度の処遇に関しては、既に国立試験研究機関の研究職に対し実施されているが、大学にあっても平成9年の「大学の教員等の任期に関する法律」が施行されるに際し、衆参両院において国立大学教員の任期制に関連し、処遇の改善を図るべきとの付帯決議がなされている。ただ、プロジェクト型に対応して招へい型任期付任用あるいは若手育成型任期付任用であるにせよ、給与格付け等、個別の人事案件については人事院の承認を要するという手続きが絡んでおり、そのあたりの問題も含め、かつ今回の調査結果も踏まえて、その改善の方策

があり得るかどうか検討を開始することとした。

4. 助手問題について

委員長から、次のとおり説明があった。

助手問題については、長きにわたり検討されてきた。独法化の問題等で議論が中断した状況にあったが、今後この問題については積極的に取り組んでいきたいと考えている。

この問題は、従来から第4・第7常置委員会が連携をとりつつ、検討してきた経緯がある。同問題を引き続き、検討していく上で、第4・第7両常置委員会の10名程度による作業グループを作り検討していくことにしている。第1回の会合は明日午前中に開催する予定である。内容的には、1998年に第7常置委員会から示された、助手のあり方として、助手制度を廃止して、研究者として一人前であれば、それなりの処遇をし、また、教員と連携する教官型の支援職員についても上級技官ポストを設ける等の方策を講じようというものである。なお、この問題を検討するにあたり、現状把握が必要との判断から、各大学に実態調査を行うことにしている。その結果等も踏まえ、できうれば、秋の国大協総会にご報告したいと考えている。

5. 教務職員問題について

委員長から、次のとおり説明があった。

助手問題と連動する話であるが、大学によっては、ドクターを持った優秀な若手研究者が教務職員として在籍している実態がある。ある意味で、教務職員制度の主旨にそぐわない運用をされている場合もあるが、優秀な人材が劣悪な環境に置かれているとすれば、次の世代の科学技術等を担う人のために処遇の改善をしていき

たい。

6. 夜間主コース担当教官等の勤務実態調査について

委員長から、次のとおり説明があった。

この調査は、昨年6月に実施したもので、そ

の集計結果は、本委員会の意図する内容とは異なる回答で、かつ、ばらつきが見られ、調査内容等も含め、再度見直しを要するとの認識で一致し、改めて検討を加えることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会・JANUSSEP 小委員会合同委員会

日時 平成13年5月15日(火) 13:30~15:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 内藤委員長

鮎澤, 梶谷, 石, 高久, 金城, 松浦, 赤木, 河野(伊), 河野(俊), 佐古各委員

(JANUSSEP 小委員会) 長谷川, 佐藤, 廣橋, 高田, 塚越(代理: 野水名古屋大学留学生センター教授), 宮原, 二宮各委員

(文部科学省) 坪井留学生課長, 小椋課長補佐, 高野係長

内藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、塚越委員の代理として出席した野水教授、及び4月1日付で就任した諸橋輝雄事務局長及び宮崎事務局次長の紹介があった後、文部科学省留学生課の坪井課長、小椋課長補佐、高野係長の紹介があった。

続いて、中村収三大阪大学留学生センター教授及び中野 実千葉大学留学生センター長の後任として、JANUSSEP 小委員会委員に就任された、宮原秀夫大阪大学留学生センター長、廣橋光治千葉大学留学生センター長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 「第2回 日仏高等教育シンポジウム」について

委員長及び同シンポジウムに出席された方々から、次のような報告があった。

○シンポジウムは、5月1日~3日にわたって、アルザス地方のストラスブルで開催され

た。実質的な会議は、5月2日の9時半からで「学生の流動性について」というテーマの下に開始された。

○シンポジウムでは、フランス側より「コレージュ・ドクトラル・フランコ・ジャポネ」が提案された。これは、日本とフランスの大学がコンソーシアムを組み、学生は自国の大学に在籍のまま、両国のコンソーシアムに参加した大学でも学ぶことが出来、博士号を取得するというプログラムである。フランスは在日フランス大使館を通じて、日本の大学に参加要請をしている。

○シンポジウムでは、その他、産学協同、大学の改革、アドミッションポリシー等のテーマに関して討論が行われたが、テーマが盛り沢山で、全体としてテーマの統一性にも欠け、消化不良という印象を持った。引き続き、このシンポジウムを継続する場合は、この点は改善すべきだという印象を持った。

○また、第3回シンポジウムを2003年に京都で

開催することが決定した。

2. 日加大学長会議について

委員長から、次のような説明があった。

- 来る5月22日・23日、カナダからの提案で、日加大学長会議がカナダ大使館で行われる。この件も国大協に話が持ち込まれたので、公大協・私大団連と連絡調整を行い、参加希望者を募ったものであり、本日配付の通りの学長等が出席することとなった。
- 議題は、①カナダと日本の高等教育制度についての外観、②学生、教官、行政官の交流をどのように推進するか、③遠距離教育とマルチメディア、④研究と教育についての評価、⑤生涯教育と再訓練の推進、⑥大学運営問題、⑦第三国との協力／共同研究である。各テーマについて、日加1人ずつ15分間のスピーチを行い、そのあと質疑応答を行うという形で行われる。国公立大学の先生にスピーチを依頼している。なお、2日目の昼会には高円宮殿下が来賓として祝辞を述べられる予定である。

続いて委員長より、「国公立大学国際交流担当委員長協議会(案)」設置について、次のような提案があり、了承された。

現在、日加大学長会議の他に、オーストラリアからも大学長会議開催の提案があるが、日本には大学団体として、国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学団体連合会があるが、外国からの要請に対して、日本の大学団体総体として話を受けるとともに、協議する組織を作る必要があると考え、現在、公立大学協会と日本私立大学団体連合会に話を持ち込んでいるところであるので、早急にこの組織を立ち上げて、日

本の大学団体総体として対外的な課題に対応する組織を設置したい。

3. 短期留学プログラムについて

委員長から、次のように述べられた。

短期留学プログラムは、現在、関係大学において最も活発に行われているプログラムであるが、実施大学から、事前の予告もなく奨学金割当数を直前になって減らされたとか、これの適用についてもう少し弾力化を図って欲しい等、種々の問題が起こっている。本日は、この問題について意見交換を行いたい。

これについて次のような意見交換があった。

- 最近では、短期留学生でも6ヶ月の者も非常に多くなっている。短期プログラムに参加している学生に対し、お金を漏れなく隅々まで使えるように、大学における奨学金の運用方法を少し緩めて、両方に使えるようにしてほしい。
- 大きなポイントとしては、①大学は昨年度実績を基に、相手大学と受入れと派遣学生を交渉している最中に、短期留学生枠の減少の話が来て、直前になって交渉にブレーキをかけられる。これは国際的な信頼を損なうことになる。仮に変更をする場合は、例えば半年以上前に予告してもらえれば、大学の方としても対応の仕方もあるので、その点、配慮いただきたい、②この制度は、日米間の短期留学生を支援するためにスタートしたが、その後、短期留学制度拡大の方針の下、様々な特別枠が設定されていることはよく理解できるが、特別枠の拡大に伴って短期留学のプログラム枠の数が減少してしまわないように、その点も、善処をお願いしたい。
- フランス、カナダ、オーストラリア、さら

にドイツとの間でも国レベルの特別枠の話が開始されると聞かすが、特別枠が今後更に増えていくとどうなるか非常に心配している。この短期留学プログラムは大学全体に対して良い刺激を与え、いい効果を齎しており、この制度自体は非常に歓迎しているので、奨学金枠の配分や枠の弾力的な運用について、是非再検討をお願いしたい。

概ね以上の意見や要望に対し、坪井留学生課長から、大要次のような説明があった。

短期留学制度は大きく優先枠（短期留学プログラム枠・コンソーシアム枠・UMAP 枠・インターシップ枠）と一般枠に分けられる。ご意見の趣旨はよく理解するが、現在の国家財政状況の下、予算の増加が見込めない中、応募者が増加していて、平成7年度に短期留学制度が開始されて以降、採択率が8年度の73%から、今年は30%にまで落ちてしまっている。この辺の事情はご理解いただきたい。

また、留学生の選定は、日本国際教育協会の中に選考委員会を設け、そこで検討いただき決めている。ただ、選考方針の原案作りの段階で相談を受けるので、本日のご意見を反映させるよう努力したい。

引き続き、この問題に関して意見交換が行われ、次のようなことが話し合われた。

○短期留学推進制度に関する基本方針を大学に示す必要性

○様々な問題に対して、優先順位を決めて解決を図るような方法の検討

4. その他

鮎澤委員より、配付資料「UMAP総会報告」に基づき、2001年3月8日、オーストラリアのLa Trobe 大学で開催された UMA 総会の報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成13年6月13日（水） 10:00~10:45

場 所 学生会館（神田）310号室

出席者 宮田委員長

吉田、澄川、内藤、後藤、示村、加藤、松浦、野上、池田、吉田、佐古各委員

議事に先立ち、新委員長が選出されるまでの間、慣例により内藤前委員長が座長を務めることが了承された。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

内藤座長より、委員長を選出したいが、どのような方法で選出したらよいか提案願いたい旨述べられ、次いで、国際的行事が増えており、

委員長の任務として交渉事が不可欠となるため、東京にある大学の方に委員長をお願いしてはどうか、その場合、自動的に宮田委員に委員長をお願いすることとなるがどうかとの提案がなされ、協議の結果、宮田委員が選出された。

なお、本日は引き続き、内藤委員が座長を務めることとなった。

2. 短期留学プログラムについて

松浦委員より、次のような報告があった。

- 短期留学プログラム枠は、文部科学省からの事前の方針変更の連絡がなく、今年度突然、奨学金配分が減少した。
- US-Japan Initiative プロジェクトやフランスのグルノーブル大学やストラスブール大学のコンソーシアムのような特別枠の奨学金がさらに拡大すると、全体の枠が変わらない状況の中で、短期留学プログラム枠や一般枠が減っていくことになる。全体の枠を変えずに特別枠の設定を拡大することには、大きな疑問がある。
次いで、次のような意見交換があった。
- 留学生枠については、情報伝達等の行き違いもあり、困ったことがある。文部科学省留学生課長には留学生の配分枠について困っている状況は伝えてあるが、国立大学協会として、あるいは、第5常置委員会として、文部科学省に現状及び問題点について何らかの文書を提出した方が、より強い働きかけになるのではないか。
- JANUSSEP 小委員会は、短期学生交流の問題を検討するために設けられたものであり、ここで組織的に検討し、制度的な対応、段取りができるようにする必要がある。例えば、文部科学省の決定事項が正式に通知される前に、第5常置委員会に連絡がくるようにする必要がある。
- 文部科学省と国立大学協会の関係はどうなっているのか。国立大学協会は文部科学省の諮問機関なのか。その関係をはっきりさせないと従属関係が生じることとなる。
- 国立大学の交流方針は本会で決定する。文

部科学省とは形の上では対等である。意思決定と、実施部分もある程度はここで関わっている。

- 実施の面でトラブルが起こっているということか。
- 経費の問題については、本会には決定権はない。国立大学の総意を要望できるので、一国立大学の意見より強く働く。
- 文部科学省に意思は伝えてあるが、書類で出した方が効果がある。
- 国の予算があらゆる面で削減されている。予算が増えれば解決する問題であるが、文部科学省も決められた枠内で配分を考えないとならない。かといって、新プロジェクトを実施しないわけにもいかない。本会から要請できるのは、予算を増やしてもらうこと、政策変更の連絡を事前にももらうこと、の2点である。どうやっても予算が増えないとなると、長期的には解決は難しい。
- 予算措置がうまくいかない時に、相手機関（大学）とどう信頼関係を保つかが問題である。相手機関との交渉の段階で、予算が決まっていない旨の連絡をもらえていれば、対応可能であった。しかし、今回のようにいきなり大学宛に通知ということでは対応できない。
- 文部科学省にも確認をとりながら交渉を進めてもらいたい。

宮田委員長より、委員長及び JANUSSEP 小委員会委員等にも参加いただきワーキンググループを設け、要望書の原案を作成し、各委員にご確認いただいた後、関係方面に正式に提出することとしたい旨提案され、異議なく、了承された。

続いて吉田委員より、以前は短期留学プログラムに教官と事務官も予算措置されていたが、人事面でも削減され、圧迫されてきているので、国立大学協会から要請するのであれば、この点についても加えてほしい旨述べられた。

3. フランス・カナダ・オーストラリアとの交流について

座長より、次のような報告があった。

先日、日仏高等教育シンポジウム、日本・カナダ大学長会議が開催され、これらは2年に1回開催することになっているが、現在、オーストラリアとも同様の会合を開催する可能性が出てきている。これらを平均すると1年に2つの会合が開催されることになる。オーストラリアについては定期的に開催するかどうかは未定であるが、今後のあり方について検討しないと開催頻度は益々増えてくる。日仏高等教育シンポジウムは、第1回は日本学術振興会が主催し、第2回はフランス側の主催で行った。次回の開催については、日本学術振興会に共催を依頼すると良いかもしれない。

また、フランスでは、プログラム8により日本の旧制大学の学部学生を受け入れるという制度があったが、今回は日本及びフランスの大学院生を日仏両方で指導してはどうか、という案を出している。先日の第2回日仏高等教育シンポジウムにおいても話が出て、東京外国語大学へは個別に話があった。日本の大学へ個別に交渉しているとのことである。制度的に見て、断る必要があるものではないと考えている。

ルノー奨学金については、奨学生は今年20名、来年から50名になる予定である。この奨学生については国立大学協会のような組織を通じていない。ルノー奨学金については、ストラスブー

ル地域の大学だけであるが、それらの大学が本当に質の高い大学かどうかはわからない。クオリティの問題をあまり議論せずに始まっているが、大学院生の交流を考える場合、クオリティも必要である。

4. 「国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会（仮称）」について

座長より、本協議会の英語の名称案は“Japan Committee of Universities for International Exchanges (JACUIE)”となっているが、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会の三者で早急にこの組織を立ち上げたいと考えている。英語のみならず、様々な言語への処理をどのようにするかが問題である旨併せて述べられた。

以上のような協議がなされた他、次のような意見交換があった。

- 先程話のあったフランスからの日本及びフランスの大学院生を日仏両方で指導してはどうか、との提案について、フランス側は個別に交渉しているとのことであったが、国立大学協会もしくは第5常置委員会のスタンスは、個別の大学がやるべきことと、そのことが大多数の国立大学が関係するようなことで制度的な枠組みとして対応した方がよいところを切り分けていく、ということによいか。個別の大学のプロジェクトでも、対外的関係があり、先方の大学と国内の多数の大学が関係する場合には、制度的な対応をした方が良いのか。
- フランスの新しい提案については、フランス側の資料に書いてあったことであり、各大学すべてに交渉したかどうかは不明である。

- 予算に関係することでも、国立大学協会が関係して育ててきたプログラムと個別に申請できるプログラムがある。

短期留学生の枠については毎年ゼロになったり増えたり、短期留学プログラム枠減少の余波を直接受けている。大学で個別に、後ろ盾なく隙間をぬって申請しているため、対処できない。修士・博士の短期留学として、大学院指導の一部を相互に行っているため、留学生枠がゼロになった場合、大学自前で送り出すようにしているが、国立大学協会でも全体的な目配りをしてほしい。

- 各大学に留学生関係でどのような問題があるのかアンケートしてはどうか。
- 第5常置委員会は政策的なことを決める委員会であり、頻繁には開催できないため、委員長が個別に対応し、委員会には結果が報告されるということが少なくないが、今後の進め方についてもご検討いただいた方が良いの

ではないか。委員長個人の判断による対応の場合、うまくいかなかった場合に、委員長個人の責を問われることとなると問題である。日仏高等教育シンポジウムや日本・カナダ学長会議は、一見意見交換の場のように見えるが、新プログラム導入の折衝の場にもなるという印象があるので、問題になりそうな案件については事前に本委員会に話があった方が良いのではないかと。個人の判断による発言が、場合によっては国立大学協会の意思として受け取られる可能性がある。こういった状況を考えると、本委員会での意思決定の段取りを検討していただきたい。

宮田委員長より、案件が生じた場合、インターネットで各委員に連絡し、意見を取りまとめ、全員一致でなくとも、委員の8割の意見が一致すれば、本委員会の意見とすることとしてはどうかとの提案がなされ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成13年5月1日(火) 14:00~16:00

場所 東海大学校友会館「霞の間」

出席者 鈴木委員長

田頭, 山田, 宮田, 兵藤, 林, 柳田, 吉川, 田邊, 江口, 中山, 芝山各委員
坂本, 渡橋各専門委員

(文部科学省)

大学課: 合田高等教育局大学課長, 平林視学官, 三浦国立大学第一係長, 米澤国立大学第二係長

学生課: 関課長補佐, 小松厚生係長

学術機関課: 吉川学術機関課長, 本間研究調整官, 赤塚課長補佐, 田畑研究センター係長

会計課: 五十嵐主査, 片田国立第一係長

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 新たに専門委員となられた坂本東京大学事務局長及び諸橋国大協事務局長, 同宮崎次長並びに文部省から出席の各関係担当者の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

1. 平成13年度国立学校特別会計予算について

委員長から, 平成13年度概算要求等について, 文部科学省からご説明願いたい旨, 発言があり, 平林視学官から配付資料に基づき, 平成13年度国立学校特別会計概算要求額並びに国及び地方の長期債務残高等の概要について報告があったのち, 平成13年度国立学校特別会計予算額を基に次の主な事項等について説明があった。

1. 国立学校特別会計予算額(歳入)

- ① 附属病院収入について
- ② 授業料及び入学検定料について
- ③ 産学連携等研究収入について
- ④ 競争的研究補助金間接費収入について

2. 国立学校特別会計予算額(歳出)

- ① 基幹的教育研究経費について

② 教育改善推進費(学長裁量経費)について

③ 大学改革推進等推進経費について

④ 大学院創造性開発推進等経費について

⑤ 研究支援体制充実経費について

⑥ 学術研究におけるIT革命の推進経費について

⑦ 大型基礎研究等の重点的推進経費について

⑧ 留学生交流推進経費について

⑨ 国立学校施設の整備について

以上の説明ののち, 引き続いて, 国立大学の整備充実のための平成13年度予算額主要事項について, 若干の説明があり, 次いで, 国立大学等施設新生プラン(国立大学等施設緊急整備5か年計画)に関し, 次のように説明があった。

本年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画では, 科学技術振興のための基盤の整備として, 大学等施設の老朽化・狭隘化の改善を国の最重要の課題として位置付けるとともに, 国立大学等の施設の整備について, 基本計画期間中において, 「大学院の狭隘化の解消, 卓越した教育研究の実績がある研究拠点の整備,

既存施設の活性化などの観点から、5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的に実施する。」としている。国立大学等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、不可欠な基盤である。

しかしながら、国立大学等の施設においては、経年による老朽化・機能劣化や大学院学生・留学生の飛躍的な増加等による狭隘化が進行し、学術研究や人材育成の場の確保が困難になりつつある。このような状況を踏まえ、文部科学省では、「施設緊急整備5か年計画」を策定し、今後の社会経済の動向、厳しい財政状況等を勘案しつつ、基本計画期間中における国立大学等施設の重点的・計画的整備を図ることとしている。なお、基本計画期間は平成13年度から5か年である。

その重点的整備の柱として、①大学院施設の狭隘解消等(約120万㎡)、②卓越した研究拠点(約40万㎡)、③先端医療に対応した大学附属病院(約50万㎡)、④老朽化した施設の改善(約390万㎡)等が、計画に盛り込まれている。

以上の説明に対し、主に施設整備における今後の具体の方策および教育研究基盤校費等について、質疑応答を含めた、意見交換が行われたのち、文部科学省出席者が退席された。

2. 設置形態検討特別委員会専門委員会Dにおける審議状況等について

委員長から、次のように述べられた。

本委員会とも連動している、本協会に設置さ

れた設置形態検討特別委員会の「専門委員会D(財務会計)」における審議状況等について、ご報告するとともに、ご意見も伺いたい。この委員会は、国立大学が法人化した場合に財務会計の在り方等について、どのような制度設計を考えたらいいかを諮問されたもので、これまでに数回におよぶ検討を重ねてきた。また、専門委員会Dは、文部科学省に設置された調査検討会議「財務会計制度」とも連動しており、同会議にも本委員会の意見を反映させつつ、集約可能な方向で進めていきたいと考えている。

ついては、本日、お示しした専門委員会Dとしての財務会計に関する17項目におよぶ「まとめ案」について、ご意見をいただきたい。

引き続き、同案のうち、特に特別会計借入債務返済に関する返済方法等について意見交換が集中的に行われたのち、委員長から、次のように述べられた。

専門委員会Dとしては、本年1月に出された長尾試案「国立大学の法人化の枠組についての試案」に示されているように、国立学校特別会計が抱えている債務を個別の法人に継承させないという基本姿勢のもと、その方策として、項目15に示した「特別会計借入債務返済」に関する文言を入れさせていただいた。このように専門委員会Dでの検討状況等を、予め本委員会委員各位にもご理解いただくとともに、意見等があれば、おって、お申し出願うこととし、それら意見等も踏まえ、本日、お示しした原案をもとに修正等を行ったうえ、これを最終案として、まとめていきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成13年6月4日(火) 13:00~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 江口委員長代理

田頭, 山田, 杉本, 宮田, 兵藤, 林, 吉川, 野上, 中山, 芝山各委員
坂本, 渡橋各専門委員

議事に先立ち事務局より、鈴木委員長が入院加療中のため、委員長代理を選出願いたい旨、提案があり、協議の結果、江口熊本大学長が選出され、議事に入った。

〔議事〕

1. 設置形態検討特別委員会専門委員会D「財務会計」について

委員長代理から、次のように説明があった。

鈴木委員長病気療養中のため本日欠席であるが、先の第6常置委員会(5月1日)で「財務会計」について、設置形態検討特別委員会専門委員会Dにおける検討状況等に関し、鈴木委員長から説明申し上げたが、やや不十分な議論で終えた面もあったことから、同委員長と相談のうえ、急遽、本委員会を開催し、再度ご議論願うこととしたものである。

ついては、この設置形態検討特別委員会専門委員会D(以下「専門委員会D」という。)における「財務会計」の検討経過について、改めてご説明申し上げたい。

専門委員会Dは昨年8月以降、十数回におよぶ会合を持ち、また文部科学省の調査検討会議「財務会計制度」(以下「調査検討会議」という。)についても8回まで終了し、あと数回開催される予定となっている。専門委員会Dは調査検討会議に可能な限り国大協の考え方を反映させるということで設置されたもので、種々検討を重ねてきた。この設置形態検討特別委員会に

はAからDの専門委員会が置かれており、特に専門委員会Dは、通常のメンバー以外に文部科学省官房会計課の関係者にも毎回出席していただき、忌憚のない意見を聞かせていただくとともに、可能な限り資料等の提供をお願いし、財務会計に関する色々な勉強もさせていただいた。その意味では、文部科学省の調査検討会議にも、ある程度、意向が反映されていると理解している。

今までの議論としては、法人化された場合の財務会計制度の在り方を中心に検討してきたわけであるが、その内容を簡単に説明すると、次のとおりである。

- ① 運営費交付金における基盤的経費の明確な位置付けについて
- ② 土地・建物の現物出資あるいは無償貸与等の扱い
- ③ 大学の財産に絡んで、今後の施設整備あるいは老朽化建物の改修等の扱い
- ④ 特別会計借入債務返済の取扱い
- ⑤ 学生納付金の今後の取扱い
- ⑥ 自己収入の取扱い
- ⑦ 地方自治体等からの交付金の扱い
- ⑧ 予算と中期計画、中期目標との関係について
- ⑨ 予算等の余剰金の取扱いについて

以上が、専門委員会Dにおける主要な議論の中身である。同委員会は前々回位までは、一般的な議論をしてきたが、本年4月に入り、調査

検討会議においても財務会計に関する枠組を構築する方向で検討してはどうかとの話があり、文部科学省側から、大まかなプランニングが提出された。それを参考に専門委員会Dでも検討を重ね、同委員会の宮脇委員を中心に、財務会計に関する17項目におよぶ「まとめ(案)」として集約し、これを5月11日の専門委員会Dに諮ったうえ、さらに4専門委員会の連絡会議で相互調整を図り、最終的にまとめられたのが、本日お手元にお配りした資料「財務会計」である。

特に、前回(5月1日)の第6常置委員会において議論となった特別会計借入債務返済のことであるが、これは従来より、文部科学省が財投から借入してきたのは病院収入を理由に借入をしてきたもので、これを大学附属病院等も含めた施設整備に使われてきた経緯がある。従って、返済の義務は附属病院に限ったことではなく、99国立大学が平等に負担すべきであるという議論もあれば、そうではないという議論も相当行われた。しかし、財務会計制度の面から見れば、借りたものは返すのが当然で、その理由として、病院収入から返済する形が一般的にも財政当局にも説得力があるとの認識で一致した。ただその際に、附属病院も教育・研究活動に携わっており、それに支障をきたさないよう

財政的措置が図られる仕組みを考えることとした。また、借入返済方法等については、各大学が個別に行うのは難しく、また、国立学校特別会計の適用も無くなる可能性がある状況のなか、これらの問題を処理していくうえで、国立大学法人共同機関を設置して対処していくのが望ましいとの結論に達した。

以上が専門委員会Dにおいて、議論してきた流れであるが、今後は、その細部について、どう検討していくのが重要である。については、今までの説明に対し意見等があればお聞かせ願いたい。

次いで、各委員から、主に特別会計借入債務返済に関し、質疑応答も含めた活発な意見交換が行われたのち、委員長代理から、次のように述べられ、了承された。

本日お示しした「財務会計に関するまとめ(案)」について、種々ご議論をいただいたが、本委員会としては、これをお認めいただいたものと理解し、今後、さらに検討を要する具体的内容等に関し意見等があれば、専門委員会D座長の鈴木東京医科歯科大学長あるいは同大学渡橋事務局長まで、ご意見をお寄せいただくこととしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成13年6月13日(水) 10:00~11:30

場所 学士会館(神田)309号室

出席者 江口委員長代理

山田, 杉本, 三浦, 宮田, 貴志, 高久, 須藤, 佐和, 吉川, 中谷, 道上, 山本各委員

渡橋専門委員

議事に先立ち事務局より、新委員長が選出されるまでの間、座長を選出願いたい旨、提案があり、協議の結果、江口熊本大学長が選出され、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

座長から、次のように述べられ、了承された。

前委員長である鈴木東京医科歯科大学長が病気療養中のため、本日欠席であるが、近々職務に復帰する予定である。

ついては、委員長の選出に入る前に、本委員会メンバーの大半が交替したこと、および本協会設置形態検討特別委員会専門委員会D座長並びに文部科学省調査検討会議(財務会計制度)主査等を兼務し、かつ、これまでの事情に明るい鈴木学長に引き続き本委員会委員長をお願いしてはいかがなものか諮られ、協議の結果、同学長にお願いすることとした。

次いで、座長から、本委員会において委員長再任となった場合、その諾否について、事前に同学長と意見交換を行った際、受け入れる方向で考えたいとの返事をいただいている旨、紹介があった。また、本日の結果は、今日の午後、本人へお伝えすることとした。

なお、本委員会には副委員長制度が無いので、鈴木学長復帰までの間、江口学長が委員長代理を務めることとした。

2. 設置形態検討特別委員会専門委員会Dにおける審議状況等について

委員長代理から、本日は、新たなメンバーによる第6常置委員会の初会合でもあるので、自己紹介をしたい旨述べられ、各自紹介が行われたのち、委員長代理から、次のように述べられた。

本協会に設置された設置形態検討特別委員会は、国立大学が万一、法人化した場合に、その代案を提示する必要があるということで、昨年6月の総会で同特別委員会の設置が認められた。また、文部科学省には国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議が設置され、そこに組織、評価、人事、財務会計の4つの委員会が設けられた。これと連動するように、本特別委員会にもA~Dの専門委員会が設置され、それぞれ所掌の常置委員会とも連携しつつ、各専門委員会がそれを担当する形で検討を重ね、そのまとめとして、昨日の総会で配られた「国立大学法人化についての基本的考え方」および「国立大学法人化の枠組」が、提出された。

専門委員会D(財務会計)では、文部科学省の調査検討会議に可能な限り国大協の考え方を反映させる姿勢で検討し、その論点として、法人化した場合に、どのような財務会計制度が必要になるかを中心に議論を進めてきた。それが昨日、配られた「国立大学法人化の枠組」の中

に触れられている財務会計の部分である。

次いで、委員長代理から、このまとめにあたり、専門委員会Dの中心的役割をいただいた宮脇委員（北海道大学教授）にお願いし、財務会計に関する17項目にまとめ上げていただいた旨

述べられたのち、資料（財務会計）をもとに各項目ごとに具体の説明があった。

以上の説明ののち、同項目全般にわたり質疑応答も含めた、意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日 時 平成13年6月13日（水） 10:00～11:30

場 所 学士会館（神田）202号室

出席者 磯野委員長

村山、吉原、梶谷、小平、黒木、山下、柳田、木村、原、溝上、宮里、池田
各委員

落合専門委員

議事に先立ち、新委員長選出まで慣例により、磯野前委員長が座長を務めることが了承された。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長より、委員長の選出について諮られ、協議の結果、磯野委員（千葉大学長）が再選された。

続いて、磯野委員長より挨拶があった後、委員・専門委員より、自己紹介があった。

2. 助手問題について

委員長から、次のような提案があり、了承された。

前回委員会において助手問題について第4常置委員会と共同で検討を進めることが了承されたが、今後の進め方に関して、第4常置委員会と第7常置委員会がそれぞれ作業委員会を設置し、共同して検討作業（必要に応じて合同作業委員会を開催）を進めること、また、各大学に対してアンケート調査を実施したらどうかと考

えている。

次いでこれに関して、概ね次のような意見交換があった。

○ 「助手について」のまとめが作られたのは3年前なので、アンケートを取るのには、これが現在でも通用するか検討してからにしたほうがよいのではないか。

○ アンケートをどういう形でとるのか、アンケートの回答者として誰を想定するのか等を明確にする必要がある。

○ 作業委員会での検討には1年から1年半ほどかかるだろうが、国立大学法人化という時期的問題も踏まえて考える必要がある。

○ 法人化された場合、大学がどの程度、教職員を自由に決定できるかわからないが、それがはっきりしないと質問に対して回答できないのではないか。

○ 助手は教員ではないとされるが、教員と同じように授業を持たせることも考えられる。助手については、身分的な問題だけでなく、そうした問題もある。

○ 昨今、ポストクの充実が叫ばれているが、

その増強だけでは助手の代替にはならない。
助手の廃止については、廃止に伴って派生する問題も整理して検討を進める必要がある。

- 助手が講師等に振替えられると教育面ではよい効果がでると思うが、研究面で支援的仕事をする者が不足することになる。これに関連しては、例えば技官の処遇の問題も含め、総合的に考える必要がある。
- 助手の処遇の問題は第4常置委員会の所掌であり、本委員会として考えるべきことは、教員の数の問題である。
- 教員の数は明らかに不足しており、助手を講師・助教授にしないと大学の研究教育は十分にできない。
- 文系では助手の数が非常に少なく、研究支援体制をどうするかというのは問題である。
- 現状を知り、意見を伺うためにも、アンケート調査を実施することは有意義である。

以上のような意見交換の後、委員長より、助手問題の作業委員会の委員について諮られ、協議の結果、第7常置委員会の作業委員会のメンバーとして、磯野委員長、池田委員、山下委員が選出された。

3. その他

最後に、第7常置委員会の所掌事項に関連して、落合専門委員から、次のように述べられた。
近年、情報技術の進歩等により著作権をめぐる新たな問題が生じてきており、大学における著作権については、いまだに解決していない問題がある。著作権問題についても本委員会の所掌であるので、報告事項があれば適宜報告していきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8常置委員会

日時 平成13年5月21日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭、金子、大澤、椎貝、森本、佐藤、藤本、赤木、鳥居、河野、池田、内田、田中、天野各委員

岡田、池田、野角各専門委員

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

(陪席者) 文部科学省：淵上大学評価専門官

大学評価・学位授与機構：齊藤副機構長、山本評価事業部長、神田評価第1課長

松尾委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 諸報告について

委員長から、文部科学省及び国立大学協会の関係委員会の審議状況について次のような報告・説明があった。

(1) 国立大学協会設置形態検討特別委員会専門委員会B(4月20日開催)、文部科学省目標評価委員会(4月27日開催)

① 専門委員会Bでは、4月27日開催の文部科学省目標評価委員会をにらんで議論し、第8常置委員会でいただいた意見等も可能な限り勘案して目標評価委員会に臨むこと

とした。

- ② 目標評価委員会では、作業委員が纏めた「論点整理」についての議論とともに、「評価」についての議論を始めた。

「評価の主体」（主として文部科学省の評価委員会）を分科会方式でやるのは無理なので、国立大学については特別に国立大学評価委員会といったものを設けるのが妥当であろう、という方向の議論があった。

文部科学省の評価委員会の構成については、対案はいくつかあるが、結論的には評価対象である大学に所属する教職員を構成員に加えることを妨げない、というのが意見の大勢であった。

評価の方法・手続きについては、主務省の評価委員会の評価に先立って、各大学が自己点検・評価し、それを主務省の評価委員会に報告し、同委員会は、そのうち教育・研究にかかわる事項に関しては機構に依頼し、機構の評価を尊重する、という方向の意見になっている。

- (2) 文部科学省目標評価委員会（5月16日午前開催）、国立大学協会設置形態検討特別委員会専門委員会B（5月16日午後開催）

- ① 目標評価委員会では、本第8常置委員会でご議論いただいた中期目標・中期計画のイメージ例について及び作業委員会で作成した目標・計画・評価を通じた報告書の原案について議論した。あまり細かく書くと、大学の自主性が表せないという意見と、できるだけ項目を並べておいて、そこから取捨選択すればいい、という二つの意見があったが、結局、資料の使い方の留意点を付すことにした。

報告書原案については多くの意見が出

て、目標・計画の申請・認可行為が、大学の自由や自治を束縛する恐れがあるといった意見も出た。報告書はそういった全体的方向と異なる意見を、付加することにした。

注意しなければならないのは、代替案などを併記している場合、こちらにとって良くない案を取られることもあるので、できれば主務省の評価委員会の構成など1案に絞るか、優先順位を付けて出して議論することになっている。

いずれにしても自主性、フレキシビリティ等々をキーワードにして目標・計画の見直し、計画や評価の年限、テクニカルな問題、評価の利用の仕方等々を含めて、現実の運用がうまくいくような担保を工夫していくことになった。次回（6月20日に開催予定）は具体化すべき課題を整理し、他の委員会との整合性もとりながら最終案のまとめに向けて議論することにした。

- ② 専門委員会Bでは、5月21日の設置形態検討特別委員会に向けて参考になるための議論を行った。

- (3) 国立大学協会設置形態検討特別委員会（5月21日午前開催）

- ① 本日中に開催された設置形態検討特別委員会では、専門A B C Dの連絡会議から提出された「国立大学法人化の一つのありうる枠組」及び「国立大学法人化についての基本的考え方」について議論した。これについて基本的な疑義も呈されたが、会長の判断で、修正があることを含みとして、これを各国立大学長宛に送付することとした。

- (4) 第8常置委員会ホームページについてホームページへの書き込みができるように

し、5月15日に各国立大学長にお知らせした。

(5) パンフレット「日本の将来と国立大学の役割」の刊行について

長尾会長から第8常置委員会に作成するよう依頼があったので、国立大学が果たしてきた役割、実績を中心にまとめたパンフレットを早急に作成することとし、委員長の判断で、天野、金子、池田の3人の先生方にその作成をお願いした。その結果、配付のとおり「日本の将来と国立大学の役割」と題するパンフレットが出来上がった。

2. 平成13年度着手予定の大学評価・学位授与機構の大学評価についての要望

委員長から、次のとおり経過等が述べられた。

前回(4月3日開催)、委員長に原案作成を一任された、「平成13年度着手予定の大学評価・学位授与機構の大学評価についての要望」を取りまとめ、「機構から正式に求められたものではないが、第8常置委員会としての意見・要望につき誠意ある回答をお願いしたい。」旨の表書きを添えて、委員長名をもって4月11日、木村機構長宛提出した。

その要望書に対して、4月24日付で機構長から非公式に回答(資料「10-1-2」)があり、また、「国大協から出した要望については、2~3を除き、ほとんど生かしたのでご了解いただきたい」旨の連絡があった。

回答を、野角、池田両専門委員、名古屋大学事務局で点検したところ、要望のほとんどが4月20日に取りまとめられた「平成13年度及び平成14年度に着手する大学評価事業実施計画(案)」に取り入れられていた。

次いで、池田委員から、「資料10-1-2」に基づき、機構からの回答について次のような説明

があった。

要望書の22項目に対し、肯定的な回答と解釈できるのは17項目(77%)で、残りの5項目は肯定的回答ではないが、回答しにくかったり、難問であったりという内容である。肯定的な回答が8割近いというのはかなり誠意をもって回答いただいたと評価できる。また、回答を通して現在の機構の基本的な考え方や、どういう点で苦労があるかが読み取れる。

続いて、資料「10-1-2」に基づき機構からの回答について説明があった。

引き続き、次のような質疑応答が行われた。

- 毎年度のレビューは、いらぬのではないかとこの見方もあるが、今回、少し踏み込んだ形で「機構が実施する評価事業に資するための参考資料を収集する視点から年次調査的なものとして実施したい」となっている。各情報は、毎年度のレビューをしなくても、前もってその領域はわかっているので、疑問がある。
- レビューの問題は、創設準備委員会の報告書では具体的に書かれていない。その結果、レビューの性格がどのようなものか、全体のコンセンサスが得られていないので、機構の中の運営委員会、評議員会は、平成13年度はレビューの性格付けをどう考えるか、実施方法・内容をどのようにすればいいか検討する必要がある。

3. 目標評価委員会の検討事項について

初めに委員長から、資料「10-2-1」(「目標評価」に関する検討の方向)は文部科学省・「目標評価委員会」が纏めに入るために作業委員会が取りまとめ5月16日の目標評価委員会で議論された資料であり、次回6月の目標評価委員会

と専門委員会Bを開催する前に、これについてご意見をお伺いしたい旨述べられた後、内田委員から、同配付資料について説明があった。

引き続き、委員長から、参考資料「10-2」に基づき、「目標評価委員会」（5月16日）で出されていた意見の論点について説明があった。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 専門委員会Bと目標評価委員会との間でどういう点が争点になったのか。
- 初めから食い違うことはなかった。事前に十分準備に務めたこともあろうが、目標評価委員会は、提出する案に対して好意的だと思っている。また、私立大学の先生から、文部科学省の評価委員会に国立大学の教官が入ってもらったほうが良いという意見があった。
- 某省庁機関の独立行政法人化の審査をしたが、実行を通じて、大学と新しく行政法人になった組織との間の違いということが政府全体としてかなりよく理解されてきたと思う。また「目標評価委員会」には、大学に直接関係ない方が相当数入っていて、最初はかなり厳しい議論はあったが、回を重ねるごとに相互理解できてきたと思っている。
- 調査検討会議で、ある面で批判的な意見を述べて来た。目標評価については、このように外から主務大臣によって中期目標・中期計画が認可され、それが文部科学省評価委員会によって評価され、運営費交付金に繋がる形は、大学の自治を著しく侵すことにならないか心配している。通則法を特例法的にすることを期待していたが、必ずしもそうならない。これも心配である。文部科学省との関係でどうにかできる問題なのかどうか。
- この中で一番重要になるのは文部科学省の評価委員会の役割だと思う。この評価委員会

が我々が期待するような性格付けになる可能性がどれほどあるかはわからない。先日入試センターが独立行政法人化したときの中期計画の話をはやリングしたが、評価委員会は全然関わっていなかった。国立大学の独自性からいえば、国立大学のための評価委員会が別に必要だという認識があるのだと思うが、例えば中期目標・計画について評価委員会の意見を聞かなければ文部科学大臣は決められないと考えるのかどうか。通産官僚が作った国立大学の法人化構造は、国立大学法人審議会を作り、そこに非常に大きな権限を付託している。通産官僚案のように独立の審議会の意見を踏まえた上で、文部科学省が認可するのではなく、契約を結ぶという考え方が、自主性が発揮されるやり方だと思う。そうすると、評価委員に国立大学の関係者が、一定の比率を占めるのは当然であって、そういうことを国大協は要求すべきだと思う。

- 国立大学の評価には、今の分科会方式でなく国立大学評価委員会を設け、その構成はこうあるべきであるという主張をしていかなければいけないと思う。

我々は、教育・研究に関しては機構の評価を尊重するということが、評価には多様で多軸的な評価が必要であるということを常に主張しており、大学基準協会、JABEE等の評価は、自己評価の中に組み込むのがよいというのが、専門委員会Bの意見である。

- 主務省の評価委員会は、大きな性格を担うことになると思う。チェックするという機能については異論ないと思うが、チェック機能の範囲を越えていろいろなことをする場合には、それをやりきれただけの方が委員になっていることが必要である。その際、国立大学

関係者の方が入ることは必要だと思うが、あまりにもそれを最初から前に出して反発を招くのは好ましくない。

- 評価委員会がここに書かれている機能を担うとすると、非常勤の委員だけではとても動かさないと十分な役割を果たせない。
- 「評価の内容・方法」(6頁)のところで「分野別の研究業績等の水準」とあって「教育」が入っていないのはなぜか。
- 基本的には、評価は達成度評価という形で考えていたところであるが、資源配分の問題とも関連してくると、研究業績等については、相対評価の観点を入れざるを得ない。ただ、教育については、相対評価を入れるのはやや問題である。現時点では、大学評価・学位授与機構は現在の設置形態を前提として、分野別研究教育評価をしているが、国立大学が設置形態を変更するとすると、当然変更された設置形態の分野別研究評価をすることになる。その場合、ある一定の変化が起こる可能性もあることを、視野に入れた表現になっている。ただ、具体的にどういう形になるかは、運営費交付金とも関連するので、今後の検討課題だ。
- 教育はどうでもいいということか。
- 教育に相対評価を入れるのは、少し問題があるということである。
- グランドデザインは、具体的なことは別として、理念的なものは絶対必要だと思う。国立大学の存在理由を示す理念が何もないのに国立大学がたくさんあるというのは、世の中に説明がつかないのではないか。
- 私もそれは非常に強く思う。3年位前に学会会議からも声明や会長談話で指摘してい

る。これを大学評議会や文部科学省の大学審議会、学術審議会に代わる独自の高いものを作ってやってもらわないといけない。そうしないと、大学が独自に長期目標に基づいて中期目標・中期計画を立てても、文部科学省に、その長期目標がだめだといわれたら、全部崩れることになる。従って、「人類の発展のために」とか、「地域社会に貢献する」とか、大綱的なデザインが必要だと思う。

- グランドデザインは文部科学省が作るのはいいが、国大協がもう少ししっかりした権限を持った組織を作って、そこがグランドデザインを作る。そして主務省と話し合いのもとに、それを公式なものとして認知してもらおう。公に認められた組織が、グランドデザインや各大学から出てくる中期目標、長期目標をチェックして、それを国立大学全体として反映できる、という機能を持つものにしないと、今のままでは、各個撃破される危険性があると思う。
- その点は、「国、国立大学協会等は、……大学の長期目標に沿った複数の参考例を提示することが望ましい」という形で、もう少し国大協が長期計画・中期計画について積極的に踏み込むことを期待した書き方になっている。
- 長期的な目標は国立大学である程度共通したものであって、かつ、それぞれが個性を発揮できるものにしなければならない。従って、グランドデザインは、大綱化したものであり、大学の目標のようなもの、例えばある大学では、案が1から7まで出ていたら、全部それを目標の中に入れる、また、ある大学は3と4を目標を念頭に置いて長期目標を組むというように、何かかなり権威のある形で出され

ていることが大切だと思う。

- 「評価の主体と役割」(5頁)の文部科学省の評価委員会のところで、「評価委員会は」のつぎに「政策目標について」という言葉を入れないと、評価委員会が大学を評価すると受け取られてしまう。

- 「評価結果の利用」(7頁)のところで、「評価結果は、次期中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させる」となっているが、どういった評価ポイントでやるのか。

会計との関係でいうと、特に会計数値の、例えば損益計算書で剰余金がでた場合、そのところの評価をどう見るのか、その結果をどう反映させていくのか。もう一つは、行政コスト実施型計算書が財務諸表の中にあるが、その会計数値が次期以降の運営費交付金の算定に反映するのか。ここをもう少し財務会計委員会での議論を睨みながら、詰めていただきたい。

- 「評価結果の利用」については、これでは不十分だという意見が出ている。委員にお願いしたのは、主要なポイントは箇条書きで出していただき、それを今後の課題に反映させていただく。財務会計の方が固まらないので、現在のところは、こういう書き方に止まっている。しかし、いずれにしても何らかの形で、評価の結果は資源配分に繋げるという基本原則だけは変えないことになっている。

- 教育研究の中身については計画に含まれない、達成度の評価もしない、したがって運営費交付金の配分に繋がらない、というのが私の主張である。周辺の部分についてはやむを得ないと思うが、教育研究の中身やカリキュラムを変えるということをしていると、今はそういったことはないが、時の権力から学問の

自由が阻害される可能性がある。したがって、教育研究の中身については中期計画に書くべきではなく、その他についてはある程度書いて、その達成度によって資源の配分を考える、というようにしていただきたい。

4. 第8常置委員会の今後の課題について

委員長から、次のように述べられた。

第8常置委員会で、大学の現在の設置形態、将来の設置形態を睨んで、評価の問題を基本的にどうスタンスで、何を優先順位として検討していくかは非常に大切な問題である。当面の問題としては、機構に対応する問題、もう一つは、万一、法人格を取得した場合の問題もあるが、今後の課題についてご意見を伺いたい。

資料として、本委員会がスタートした直後に各委員から出していただいた「今後の検討課題」をまとめたもの(資料「10-3-2」)と、それを整理した資料(資料「10-3-1」)を用意したので、これを説明してから、ご意見をいただくこととしたい。

次いで、池田専門委員から配付資料に基づき説明があった後、次のような意見交換が行われた。

- 資料「10-3-1」の2の(3)(4)については、もう少し具体的なイメージが欲しいが、例えばどういうことがあるのか。

- 今までの国の政策評価には、このような経験的な考え方はなかったが、国の政策もきちんと評価すべきだという考え方ができてきている。これに対して国自身は、政策評価は行うことにはなっているが、国立大学に関する政策に関してはある意味でのモニター活動が必要で、それに対して国立大学から提言や意見を出していき、単に国の政策活動を下請け

しているのではない、というスタンスを示していく必要がある。

- 各省庁の政策評価委員会は立ち上がっている。また、国全体の政策評価の仕組みをどうするかについて総務省にも政策評価委員会ができています。主務省が作った政策評価委員会と交流するというのか。
- 交流ではなくて、あくまでも外にあって、それをモニターしていくという考え方である。それに対して必要な提言を行っていく。評価は一つの責任を持っている評価機関だけでそのシステムが動くわけではなくて、多元的な評価システムが必要になる。その多元的な評価システムの一翼を担うことが、国大協の一つの役割であろうと思う。
- 国立大学に対してあるべき政策評価はどうか、という意見を聞いていくということか。どこにモニターするのか。例えば財務省から、データを全部取り寄せてやるということか。
- データはいろいろな機関が出してるので、それを2次利用しながら総合的に判断していくことになる。直接データを収集することは難しいかもしれないが、間接的なデータは多元的な調査などでできるのではないか。
- 政策活動、つまり教育研究に関する内容や予算の問題は、政策として文部科学省の政策評価委員会でやるわけである。主務省から離れた独立機関としての第8常置委員会はその役割として教育研究に関する問題に対しては意見を発信していくべきという趣旨である。
- 理念的には異論はないが、機構がある限られた分野の評価をやるだけでも相当数のスタッフが必要だから、高等教育政策全般をすれば、今の比ではないスタッフが求められる。

○ 具体的には、留学生政策がある。留学生政策に関する実情は、国立大学の現場を見なければわからない。どういうことが起きていて、どういう改善が必要かというように政策のプライオリティの高いものについては、国立大学も声を上げて、政策に協力していく、そういう役割であろう。

○ (3)(4)の問題は、ここでというより、国大協全体で政策評価すべきで、もし大きな問題があれば、特別委員会を作ってやるべきではないか。第8常置委員会が全部背負うのは難しいので、(1)(2)にとどめた方がよいと思う。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、第8常置委員会が今後どういう課題を取り上げて議論を進めればいいのか、優先的にやるべき問題についてファックスで提出していただきたい旨述べられた。

5. その他

(1) パンフレット「日本の将来と国立大学の役割」の刊行について

金子委員から、次のように述べられたのち、作成した参考資料のパンフレット「日本の将来と国立大学の役割」について、次のとおり説明があった。

パンフレットは、国立大学の役割を強調するだけではなく、公立大学も国立大学とともに社会的貢献を行っていくことが大事だということ、その上でデータを示しつつ国立大学が「知識・技術の創造的な拠点」、「中核人材の養成の拠点」、「教育機会を保障するもの」として日本の将来にどう役に立っていくか、というスタンスでまとめた旨述べ、内容の要点について説明があった。

次いで、委員長から、パンフレットは3,000部
刷り、既に各大学に5部ずつ送付したが、各大
学に活用いただけるよう別途購入希望を取っ
ている。

なお、財界等への配付ということも考えてい
る。また、これを第8常置委員会のホームペー
ジにも掲載したい旨述べられた。

(2) 次回開催日時の確認及び次々開催日時の
決定について

次回を6月22日(金)、次々回を8月9日(木)
のそれぞれ13時30分から開催することを確認
し、また、8月9日の次の開催日時を10月3日
(木)13時30分からとすることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8常置委員会

日 時 平成13年6月13日(水) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)302号室

出席者 佐々木委員長

田頭、大澤、椎貝、吉田、佐藤、赤木、大久保、河野、田邊、杉森、田中、
天野各委員

岡田、池田、野角各専門委員

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長、松尾名古屋大学長

(陪席者) 文部科学省: 淵上大学評価専門官

大学評価・学位授与機構: 山本評価事業部長、神田評価第1課長

議事に先立ち、新委員長が選出されるまでの
間、松尾前委員長(副会長)が座長を務めるこ
とが了承された。

1. 委員長の選出について

座長から、委員長の互選について諮られ、協
議の結果、佐々木毅東京大学長が選出された。
また、前委員長を務められた松尾名古屋大学長
には、引き続きオブザーバーとして出席してい
ただくこととなった。

2. 委員会の審議事項について

松尾前委員長から、第8常置委員会のこれま
での大まかな説明が行われた。また、池田専門
委員より、配付資料3に基づき、次のような説
明があった。

第8常置委員会として今まで求められていた
任務及びこれから必要になると思われる任務

を、私見も交えてまとめた。今後は優先的に着
手すべき任務の整理も行いつつ、検討を進める
こととなろう。

ついで野角専門委員より、配付資料4に基づ
き、次のような説明があった。

第8常置委員会が過去2回にわたって行った
アンケート調査の結果をまとめた。特に多かつ
た意見としては、第8常置委員会の役割として
「文部科学省や大学評価・学位授与機構と緊張あ
る関係の保持」、「第8常置委員会や国立大学間
の相互連携・情報交換の強化」を求めるもの、
また機構への対応のあり方として「機構との連
携の強化」「機構の評価方法等のチェック」を求
めるものがあげられる。

以上の説明があったのち、概ね以下のような
意見交換が行われた。

○ 配付資料3の1(2)の「国立大学の意見集約
と相互交流促進」は、「国立大学間の情報交換

と意見集約」としたほうが主旨が伝わりやすい。

- 配付資料3の2(3)の「モニター活動」とは、機構の活動をチェックすることであるが、このことは機構と距離をおきつつ連携するという方針にも関連し、今後ますます重要となるのではないか。
- 大学の附置研究所のうち、全国共同利用研究所として設置されているものは、大学単位で評価対象とされた場合、全国規模のプロジェクト等の評価方法が難しく、正しく評価されないことも予想される。もし資源配分につながるであれば、不利益を被る恐れがあるのではないか。
- 国立大学の中でも、附置研究所を有する大学は多くはなく、国大協全体場で検討するのは不適当かもしれないので、しかるべき場で検討することを提案したい。
- 機構の行う評価の結果を資源配分に利用することは避けるべきである。また、評価と資源配分の関係については、国立学校特別会計の廃止の有無、配分される予算の比率等とも関わることなので、財務関係を検討する第6常置委員会とも連携をとりつつ議論すべきである。
- 今後文部科学省内に、国立大学の評価だけを担当する委員会ができるかと予想される。この委員会の性格はまだ明らかではないが、第8常置委員会としてどう対応すべきか検討する必要がある。

○ 大学評価の方法は各国で様々であり、例えばイギリスでは、良い大学ではなく、ボーダーライン上にあると考えられる大学を評価対象とし、どの分野に資金を投入すればうまくいくようになるかを考えるために評価を実施している。日本も評価の方法や形態ではなく、その精神を真似るべきである。

○ 機構が実施した評価においても、「目的・目標」の設定の仕方が難しく、各大学で苦勞しているようであるが、正しく評価されるためには「目的・目標」をうまく設定しなくてはいけない。この点は、法人化された場合の「中期目標・中期計画」の設定にも関わるので、各大学において十分勉強してもらいたい。また、「目的・目標」の立て方のガイドライン等を、第8常置委員会で作成することも必要となるかもしれない。

3. その他

委員長から今後の開催日について、次のように提案があり、了承された。

今回は6月22日（金）13：30～16：00、次々回は8月9日（木）13：30～16：00、その次の回は10月3日（水）13：30～16：00に開催することを前委員長のもとで決められており、この通り開催することとしたい。なお、次回については佐々木委員長が出席できないので、できれば、松尾前委員長に議事進行役をお引き受けいただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8常置委員会

日時 平成13年6月22日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長代理

田頭, 金子, 大澤, 椎貝, 吉田, 藤田, 赤木, 河野, 田中, 天野各委員
岡田, 池田, 野角各専門委員

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

(陪席者) 文部科学省: 伊東高等教育局企画課企画係長

大学評価・学位授与機構: 山本評価事業部長, 神田評価第1課長

議事に先立ち、海外出張中の佐々木委員長に代り、委員長代理を前委員長の松尾名古屋大学長(副会長)が務めることについて諮り、了承された。

〔議事〕

1. 諸報告

委員長代理から、文部科学省・調査検討会議「目標評価委員会」(6月20日開催)の検討状況(「参考資料12-3」)、国大協理事会(6月1日開催)及び総会(6月12日, 13日開催)の状況、国立大学長会議(6月14日開催)の状況等の報告が行われた。

2. 第8常置委員会の今後の課題について

委員長代理から、前回及び前々回の会議で出された意見を踏まえ池田専門委員に再度まとめていただいた「第8常置委員会の今後の任務について」(案)(「資料12-1」)についてご意見を伺いたい旨述べられ、引続き同専門委員から配付資料にもとづき説明があった。

ついで、概ね次のような意見交換が行われた。

- 「今後の任務」の4つの課題は基本的には結構だが、文部科学省の「大学の構造改革の方針」(“遠山プラン”)に対しては批判的意見もあり、「構造改革の3つの方針を前提に検討する」とあるのは、本委員会が法人化を認め

たかのごとき予断を与えかねないので、表現に配慮願いたい。

- 「今後の任務」の4.の「再編・統合された国立大学システムと大学評価のあり方」は、いずれ検討の必要性が高まるとしても、現時点では各大学の認識に差異があるので、他の項目と分けて考えてはどうか。
- 4.に関しては、国立大学全体として、どのようなパフォーマンスを示し、日本の社会にどのような寄与をしているかということは民営化論への対処という意味でも重要であり、発信していく必要がある。
- 一県一国立大学という考えにとらわれず、再編・統合について県を越えたもう少し大きな地域で考えてもいいのではないか。各地方のレベルアップを目的とするのでもなく、また現在ある旧帝大をめざすものでもない、独自の魅力ある存在としての大学をめざすべきだ。
- いま提起されている再編・統合は、行政改革の発想から出ているものであり、そういう再編・統合を前提にした評価システムをつくるのでは本末転倒である。国大協としてすべきことは国立大学がどのような貢献をしているか、地域への貢献も含めて国立大学がどのような貢献をしているかをエバリュートすることだと思う。

- これまでは、法人化と関わりなく第8常置委員会の課題を検討してきたのを、今後、法人化を視野に入れた条件の下であればどういう課題が考えられるかということで整理したものであり、これが前提だという考えはない。
- 文部科学省の評価委員会とは別に置かれる「国立大学評価委員会」は、各大学の中期目標の達成度の評価と、機構による教育研究の評価結果とを併せて統合的な評価を行うと「検討の方向」(案)に明記されている。強力な評価機能を持ち、資源配分との関係で重要な役割を担うであろうこの「国立大学評価委員会」についても検討課題に加えるべきであろう。
- 「国立大学評価委員会」の構成、権限がどうなるかは非常に重要な問題の一つになると認識している。
- “遠山プラン”のトップ30構想が国公私立大学を問わず競争的に資源配分するというならば、当然、国立大学だけでなく、公私立大学を含んだ評価システムが必要になる。それを文部科学省はどう考えているのか質したい。
- トップ30というのは、シンボリックな表現であって具体的な検討があった上での話ではないと高等教育局長が発言しており、他の幹部からもそういう話を聞いている。
- 尾身科学技術政策担当大臣と国大協幹部との懇談で、大臣は、トップ30構想は統制的な匂いがあるが賛成しかねると言われた。文部科学省としては、経済財政諮問会議等を出している民営化論に対抗するには刺激的な表現も使わざるを得なかったのではないかと。
- 国大協として“遠山プラン”をどう評価するかははっきり示す必要があると思う。“遠山プラン”は大学改革を経済、財政的視点から書

かれているが、国大協がやるべきことは、教育研究の視点から何を加えなければならないかを検討することだ。第8常置委員会はそれを評価という側面から検討することだと思ふ。

- “遠山プラン”を眺みつつ、法人格を取得した場合に本委員会として検討しなければならないことは何かを考えたい。文部科学省は“遠山プラン”を踏まえて次の制度設計に入っているから国大協としても検討を急がねばならない。
- 評価する側の文部科学省に評価される側の国大協が、評価と資源配分のあり方について意見を言っていくのは、外からみると国大協と文部科学省の馴れ合いとみられないか。
- 評価結果を資源配分にどういう形で反映させるかは文部科学省が決めることだが、国大協として評価と資源配分についての考え方について発言していくことは必要だ。

以上のような意見交換の後、委員長代理から、「今後検討課題とされる任務」について、さらにご意見があれば、2週間以内にお寄せいただきたい旨述べられた。

3. 目標評価委員会の検討事項について

委員長代理から、6月20日開催の文部科学省・調査検討会議「目標評価委員会」に討議資料として配付された〔「目標評価」に関する検討の方向(案)〕について要点の説明があり、意見を求められた。

ついで、概ね次のような意見交換が行われた。

- 当初から、独立行政法人のような企画立案と実施機能を分離することは教育研究を担う大学には馴染まない、自主性、自律性を損ない学問の自由を侵すおそれが強いということ

を言ってきた。「検討の方向」(案)では、中期目標、中期計画を大学の申請行為を認めたマイルドな形になっているが、主務大臣の認可による事前チェックがあり、これでは大学の自主性、自律性は確保しがたい。

- 中期目標、中期計画の作成手続きのところは、大学共同機関でも議論があり、「認可」を、たとえば「承認」としてはどうかという意見が強い。
- 大学にとって望ましいのは、「協議して合意する」だが、通則法では、ここは主務大臣の「指示・認可」である。他に、「提示(提案)し同意(承認・認可)を得る」などの案もあり、随分議論した結果、「作成・認可」ということになった。
- 今年度からスタートした機構による各国立大学の毎年度レビューは法人化後も機構が担うと思っていたが、「検討の方向(案)」の「各年度の業務の実施に関する評価」のところには大学評価委員会の名前だけあって機構の名前がないのはどうしてか。
- 「国立大学評価委員会」が予算配分の権限を握ることになるだろうが*、ただ、教育研究の評価に関してはすべて機構に委ねられることになっている。
- 本当に予算の配分権限を「大学評価委員会に委ねる」ことになるのか。予算配分は評価委員会の任務ではないと理解している。先行する文部科学省所管の独立行政法人はそうやっていないはずである。
- 「検討の方向(案)」の「評価委員会の意見聴取」(3頁最下行)のところ、「なお、中期計画には中期目標期間中における予算を記載することになっているため、評価委員会は各大学に対する運営費交付金等の配分につい

ても意見を述べることとなる」とあり、予算配分に際し相当強い影響力があるとしても、大学評価委員会が全権をもっているとは読めない。

- 「評価結果は、次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させる」(7頁(4))と言い切っている。経済産業省の官僚がまとめた「国立大学法人案」であり、別に審議会をつくり、そこに計画の検討から評価まですべての権限を持たせる構想になっている。大学評価委員会をつくるのは、分科会方式の評価委員会では99大学の評価に対応しきれないから、それと別につくって対応しようとするものはずであり、大学評価委員会に大きな権限を付与するのは問題だ。
- 評価は、基本的には各大学が自ら掲げた目標をどこまで達成したかを自己評価し、それを評価委員会に報告するというもの。だから「検討の方向(案)」の「教育研究に関する事項に係る部分の評価」というのは、自己評価の妥当性を機構が検証するという精神と受け止めるべきであり、その意が伝わる文章に改めてほしい。
- 評価結果を運営費交付金の配分に反映させるという基本は動かさないとと思う。その場合、大事なのは配分の算定方法であり、フォーミュラの中に評価委員会の評価結果をどういうウェイトで入れていくかである。
- 今、フォーミュラを前提にした議論はすべきでない。それを前提にすると、法人の姿が決まってしまうかねない。
- 国立大学評価委員会の権限とも関わるが、次の運営費交付金の額を決めるに際し評価が褒賞的性格が強くなってはいけない。
- 評価の基本は、あくまでその大学をより活

性化，エンカレッジするためであるということが基本だ。

○ 国立大学評価委員会は、「各大学から出された中期目標に加え各事業年度における業務の実績についても評価を行う」こととされているが，その役割や権限が曖昧である。また，年度ごとに実績を評価することにどのような意味があるのか疑問だ。

○ 国立大学評価委員会は、「機構の評価結果を尊重して統合的な評価を行う」とあるが，具体的にどのような作業をするかが分らない。同委員会が「検証する」とも読めるし，自ら「点数をつける」とも読める。第8常置委員会として問題点や懸念事項を指摘し調査検討会議に申入れてはどうか。

以上のような意見交換の後，委員長代理から，本日本日いただいたご意見を踏まえ，第8常置委員

会として『「目標・評価」に関する検討の方向(案)』についての意見等を調査検討会議「目標評価委員会」に提出することとしたので，ご意見等があれば，1週間程度の間にかけていただきたい旨述べられた。

4. 第8常置委員会の引継事項について

委員長代理から，「資料12-3-2」にもとづき，委員長交代に伴う第8常置委員会の引継事項について説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

* なお，当日の会議における委員長代理の答弁に誤りがあったため，その後，6月27日付松尾委員長代理名をもって各委員に別紙(掲載省略)のとおりeメールが送られた。

教員養成特別委員会

日時 平成13年5月11日(金) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

横須賀，吉原(代理：臼井福島大学副学長)，仲井，矢谷(代理：上野三重大学副学長)，溝上，野村各委員

水原，浦野，山崎，的場，八尾坂，羽田各専門委員

議事に先立ち，委員長から代理出席の臼井福島大学副学長，上野三重大学副学長の紹介があり，次いで国大協伊藤事務局長の後任として諸橋事務局長，野島事務局次長の後任として宮崎事務局次長が紹介されたのち，議事に入った。
〔議事〕

1. 教員養成特別委員会作業委員会の報告

委員長より，次のとおり報告があった。

平成12年11月開催以降，平成13年2月6日，

3月16日，4月5日並びに本日午前中に作業委員会を開催した。主要な検討事項は次のとおりである。

- ①「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」の審議状況および審議内容について
- ②「変動期における教員養成システム構築に向けての政策研究」について

2. 「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」の検討状況と「意見書」の提出について

委員長より、次のような説明があった。

「長期的観点に立った国立の教員養成系大学・学部の在り方」について検討することを目的として、昨年8月28日に発足した同懇談会は、学部・大学院・附属学校の果たすべき役割、組織・体制の在り方等について本年5月までに10回の会議を重ねてきて、学部および大学院の果たすべき役割に関する「まとめ（概要）（案）」（第7回懇談会資料）、「附属学校の果たすべき役割についての意見のまとめ（要旨）」・「国立の教員養成系大学・学部の組織・体制の在り方の検討について（案）」（第9回懇談会資料）等、懇談会の検討結果の「まとめ」へ向けて、作業を進めてきた。

本委員会では、懇談会のたびに会議資料を委員に送付し、随時、意見を求めるとともに、作業委員会でも検討を進めてきたが、「まとめ（概要）（案）」等が出されたのを機に、作業委員会では、国立大学協会教員養成特別委員会としての「意見書」を提出することを検討し、「意見書」（案）を作成した。山崎専門委員に内容説明をしていただき、「意見書」の提出が本委員会で承認されれば、本日の検討を踏まえてさらに修正を加え、6月1日に開催される理事会の了承を得たうえ、標記懇談会「意見書」を提出することとしたい。

次いで、山崎専門委員から内容について説明があり、「意見書（案）」について審議した結果、本委員会として「意見書」を「同懇談会」に提出することが了承された。なお、さらに追加修正等の意見があれば、山崎委員のもとに5月18

日（金）までに送付し、その最終的な整理は委員長に一任することとした。

3. シンポジウムの開催について

委員長から次のような説明があった。

「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」の検討事項・検討状況および本特別委員会の懇談会への「意見書」の提出ともかかわって、日本教育大学協会（教員養成課程を有する国立の大学・学部および附属学校等を会員とする組織）が来る6月23日に開催を企画しているシンポジウム「教員養成の再構築をめざして」について、同協会と国立大学協会教員養成特別委員会との共催とすることを、作業委員会で検討した。本委員会で承認されれば、会長の了承を得て、共催として実施することとしたい。

これについて審議の結果、承認された。

4. 「変動期における教員養成システム構築に向けての政策研究」について

委員長から次のような報告と説明があった。

本特別委員会は、昨年3月に『今後の教員養成と教育系学部の在り方について』を刊行したが、その後の教員養成を取りまく状況のなかで、「変動期における教員養成システム構築へ向けての政策研究」が必要との判断から、作業委員会でその内容と方法等について検討し、必要な調査研究のため、専門委員に数人の専門家を加えてプロジェクト・チームをつくることを前提に、科学研究費補助金の申請をしてきた。その申請が認められたのを受けて、作業委員会では研究の具体的な実施計画を立てるとともに、その一環として、かねて進めていたとおり、教育系学部に設置されている「新課程」の現状と今

後の在り方に関する学生調査、教員調査および
機関調査を実施することとした。

次いで、配付資料に基づき、羽田専門委員から
科学研究費プロジェクトについて説明があった後、
山崎専門委員から「新課程」の学生調査・

教員調査・機関調査について説明があった。

これについて、意見交換の結果、調査項目等
にさらに修正等を加えたいうで、実施すること
が了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第13回) 設置形態検討特別委員会

日 時 平成13年5月21日(月) 10:00~12:30

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

海妻、阿部、北原、磯野、鈴木(委員代理:山田小樽商科大学長)、内藤、隆
島、石、松尾、鮎川、杉岡、江口、田中各委員

宮脇、馬渡、小早川、森田、若杉、奥野、丸山、浦部、内田各専門委員
(大学共同利用機関) 海部宣男国立天文台長

長尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、第4常置委員会・
第7常置委員会の委員長交代に伴い、新たに委
員に加わった、隆島史夫東京水産大学長・磯野
可一千葉大学長の紹介があった後、鈴木委員(専
門委員会D座長)が入院加療中のため、先般開
催された専門委員会Dにおいて、江口委員(熊
本大学長)が座長代理となるとともに、山田小
樽商科大学長が委員代理となった旨の報告があ
り、次いで両学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 大学共同利用機関からのオブザーバー出席 について

委員長より、次のように述べられた。

第12回設置形態検討特別委員会の際、堀田国
立遺伝学研究所長より、大学共同利用機関の検
討体制の変更に伴い、本特別委員会へのオブザ
ーバー出席について、可能ならば海部国立天文
台長及び堀田国立遺伝学研究所長の両名の参加
依頼があったが、本特別委員会へのオブザーバ

ー出席については、他の機関からも参加希望
あることを配慮し、従来どおり、1名の出席を
お願いし、了承いただいたので報告する。なお
今後は、大学共同利用機関の代表として、海部
宣男国立天文台長が出席することとなった。

2. 調査検討会議(文部科学省)の委員会及び 本特別委員会(国大協)の専門委員会の報告

委員長より、次のように述べられた。

本日は国立大学法人化の枠組みを集中的に審
議したいので、調査検討会議の委員会及び本特
別委員会の専門委員会の検討状況については簡
潔に報告いただきたい。

続いて、「第12回設置形態検討特別委員会」(4
月2日)以降の検討状況に関して、阿部・松尾・
隆島の各座長と江口座長代理より、概ね次のよ
うな報告があった。

(1) 調査検討会議「組織業務委員会」及び「第 1常置委員会拡大小委員会」の報告

阿部座長の依頼により、馬渡専門委員より、

配付の資料1「独法化後の国立大学の業務の在り方等に関する視点例、留意点等」(文部科学省作成資料)、資料2『「教育研究組織、目的、業務に関する検討の視点例、留意点等」組織業務委員会 作業委員討議資料』に基づき、4月10日開催の第12回組織業務委員会、及び4月23日開催の第11回第1常置委員会拡大小委員会の検討状況について、報告があった。

1) 「組織業務委員会」の報告

馬渡専門委員より、配付資料の簡単な説明があった後、組織業務委員会の議論に関して次のような報告があった。

当日は特に大きな異論は出なかったが、資料2の作業委員討議資料にもある通り、研究教育組織に関して、各大学の自主的判断で柔軟かつ機動的な編成が可能となるよう、出来るだけ大学の裁量に委ねるということであっても、法制面で考えると、法律は国を縛る面もあるので、法律に書き込むのは大事である、また、業務方法書に関して、学則で換えるとしても、大学に馴染まないの、別途の考え方が必要ではないか、という指摘があった。

2) 「第1常置委員会拡大小委員会」の報告

第1常置委員会拡大小委員会では、本日配付の資料3の内、「1. 法人の基本および組織・業務」が配付(委員会終了後に回収)され、議論した。委員会では、有識者の参画の意義をもっと明確にすべきとの指摘があったが、このような方向で検討することが了承された。

続いて、阿部座長より、第11回の組織業務委員会は、5月31日の開催予定だが、次回委員会では「中間まとめ」の取りまとめに入る予定である旨補足があった。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

○ 今回初めて出席した。入手できる情報はインターネット情報等で限られており、正確さを欠く点もあるかと思うので、質問したい。2月28日の組織業務委員会で、作業委員運営組織案に対して厳しい意見があったと聞かすが、その後の組織運営案の検討状況を伺いたい。

○ 2月28日の組織業務委員会で、作業委員の提出した案について激しい議論があった。その論点は、①教学と経営の一体化はおかしい、外部参画者についてもっと強く打ち出すべきではないか、②評議会・教授会の権限が強すぎないか、ということで、主に財界・マスコミ・一部私学関係者より指摘があった。これについて、作業委員は当日の議論を踏まえて一部修正を加えるとともに、法人化された場合に大学に移管される経営事項がどうなるのかについて、理解しやすくするため「運営組織・機構図案」「運営組織・機能図案」を作成し、役員組織・運営諮問会議・評議会等との関係を整理し、作業委員の立場をまとめて、3月21日開催の組織業務委員会に提出した。また、同日の組織業務委員会では、文部科学省から「独立行政法人化後の大学の運営組織について」〔A案〕〔B案〕〔C案〕が併記)が提出され、併せて議論されたが、当日の雰囲気としては作業委員の案に対して、特に反対意見はなく、作業委員の提出した「運営組織・機構図案」と比較的類似した〔A-1案〕あるいは〔B-1案〕を今後の議論の有力候補として検討することとなった。

○ 今の説明の通りで、2月28日は極めて厳しい批判が出たが、3月21日の委員会では、作業委員のスタンスに変更があったとは認識していないが、作業委員が内容のリファイン等

をしてくれたこともあって、前回の批判は影を潜めた。

(2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の報告

松尾座長より、前回以降開催された「専門委員会B」(目標・計画・評価)及び「目標評価委員会」の検討状況に関して、配付資料「第10回目標評価委員会(報告要旨)」に基づき、次のような報告があった。

1) 「専門委員会B」の報告

専門委員会Bの主な仕事は、①文部科学省の調査検討会議に本特別委員会の意見を反映させる、②専門委員会連絡会議へのスタンスを決めるということであった。前者については、専門委員会Bの内容はほとんど調査検討会議に取り入れられているので、後者を中心に報告する。

専門委員会Bでは、専門委員会連絡会議において、他の専門委員会の所掌事項に関しても必要があれば意見を申し上げるというスタンスで議論した。専門委員会Bとしては、[A-2案]が最善であると考えており、また、極力、対案併記は避けるという方向で考えた。

専門委員会連絡会議に対しては、上記のような専門委員会Bでの議論、また政治決着が迫っているという問題や文部科学省案も近くオープンになる等のことを踏まえて、所属委員から、運営組織の三案併記に対する危惧を述べていただいた。仮に本日、この枠組みを審議し、何らかの形でも通らなければ、今までの苦労は水泡に帰す恐れがある。政界・行政の方から提案された場合、一言一句その修正に膨大なエネルギーが必要となるので、議論になるような形を持っていく必要があると考える。

2) 「目標評価委員会」の報告

第10回目標評価委員会(5月16日)では、作業委員会作成の「目標評価に関する検討の方向(案)」を中心に審議した。様々な意見が出たが、6月7日に作業委員会、同14日に専門委員会B、また6月20日には第11回目標評価委員会が予定されており、目標評価委員会には微調整を残す程度にまで整理したいと考え、各委員に対して、修正意見を文書で提出願うこととした。

取りまとめに関しては、例えば目標評価に関する申請・認可の手続き、主務省評価委員会の構成等、重要な点は幾つか代替案を提案しているが、併記の場合は大学側の自主的選択は不可能であり、また大学側にとってよい案が採用される担保もなく、使われ方が危惧されるので、一案に絞るか、優先順位を附すことを考えている。担保が得られるよう工夫したい。

(3) 調査検討会議「人事制度委員会」及び「専門委員会C」の報告

隆島座長の依頼により、若杉専門委員より、前回以降の「人事制度委員会」と「専門委員会C」(人事システム)の検討状況に関して、次のような報告があった。

1) 「専門委員会C」の報告

第10回専門委員会C(4月25日)では、専門委員会連絡会議で検討した内容を説明し審議いただいた結果、基本的な方向について了承いただいた。

2) 「人事制度委員会」の報告

人事制度委員会は、人事制度の考え方・検討の方向を議論している。第7回人事制度委員会(3月14日)では、委員会での意見及び追加意見を文書で提出願うこととした。第8回人事制度委員会(4月19日)では、それらの意見を整理

したものについて議論し、更に修正等を加えて、次回委員会で改めて審議することとした。第9回人事制度委員会（5月8日）では、人事制度の考え方・検討の方向について、一応の議論の整理が出来たという段階である。今後は整理の済んだものについて中間まとめに向けて議論を行う予定である。

なお、人事制度の考え方の方向は、専門委員会連絡会議が詰めているものと内容的にはほぼ軌道を同じくするので、詳細説明は省略する。

(4) 調査検討会議「財務会計制度委員会」及び「専門委員会D」の報告

江口座長代理より、前回以降開催された、第11回（4月17日）・第12回（5月11日）「専門委員会D」（財務会計システム）及び第7回（4月19日）・第8回（5月11日）「財務会計制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

1) 「専門委員会D」の報告

第11回専門委員会Dでは、宮脇委員より、国大協として、どの点まで財務会計制度について譲れるかという観点から整理した案が提示され、これについて議論した。その案は本日の資料3の「IV. 財務・会計」の内容とほぼ同じものである。

第12回委員会は、5月8日の開催予定であったが、鈴木座長の入院のため延期され、第7回財務会計制度委員会の終了後、専門委員会Dを開催した。委員会では、前回専門委員会Dで議論した、国大協としての対応について、専門委員会Dとして再確認した。専門委員会Dは、常時、文部科学省の関係者が出席し、国大協との間に深刻な論点の相違はないと理解している。

2) 「財務会計制度委員会」の報告

第7回財務会計制度委員会では、主に大学共同利用機関及び国立大学大学附置研究所の問題を審議した。両機関は国立大学と類似の面が存在する等、総論的な議論が交換された。

第8回財務会計制度委員会では、文部科学省が整理した大体の枠組みが提示され、項目毎に質疑応答が行われた。当日は、施設整備・借入金の処理・学生納付金の問題が、主として議論された。

3. 「国立大学法人化の枠組(検討案)」について

これについて、委員長より、次のように述べられた。

資料3「国立大学法人化の1つのありうる枠組」、資料4「国立大学法人化についての基本的考え方」を配付してあるが、これは設置形態検討特別委員会専門委員会連絡会議に取りまとめでいただいたものである。本日これについて審議願いたいと思うが、審議に先立ち、本特別委員会が置かれている状況について、私の考えを述べたい。

国立大学法人化の問題については、長期間にわたり議論してきた。しかし、最近では、経済産業省が国立大学法人化の具体的案を提案し、各方面に説明する等の動きをしており、私どもとしては無視できない動きと考えるし、また新聞報道にもあった通り、小泉首相が国会答弁において、国立大学の民営移管的な内容の発言もあった。また、文部科学省では同省の具体的方向を近く調査検討会議に示すとも仄聞する。このような周辺条件があり、現在、ぎりぎりの線まで来ているのではないかと認識される。

このような状況の中で、設置形態検討特別委員会として、第一に、1年前に本特別委員会が

設置されてから今日まで議論してきたことを6月総会に報告する義務があること、第二に、外部状況を考えた時に、本特別委員会に付託された事項について、仮に取りまとめが出来ない場合、国大協の意思決定能力が問われるという状況も起こり兼ねないことを危惧する。本日、資料4「国立大学法人化の基本的考え方」の精神を具体化した資料3「国立大学法人化の1つのありうる枠組」を中心に審議いただき、合意できるところを、明確にしていなければ有難い。

続いて、専門委員会連絡会議の馬渡座長より、取りまとめの経過に関して、次のような報告があった。

第1回専門委員会連絡会議（3月21日）において、委員長より専門委員会連絡会議に対して、①専門委員会間の連絡調整を行う、②詳細検討内容を5月連休明けに設置形態検討特別委員会に提出する、③まとめの作業と各専門委員会の検討の進み具合にずれの生じる可能性もあるので、取りまとめのプロセスの中で各専門委員会にフィードバックすることが付託された。

その後、5回（第2回：4月2日、第3回：4月13日、第4回：4月21日、第5回：4月22日、第6回：5月16日）連絡会議を開催した。特に第4回と第5回は合宿で連絡会議としての「連絡会議案」を作成し、4月26日～5月11日の間に、各専門委員会との調整、委員長指示による体裁の変更等の作業を行い、委員長から5月11日に設置形態検討特別委員会の委員・専門委員各位に本日の討議資料として事前送付した。

内容を説明する前に、全体的なことを申し上げたい。連絡会議案は、①4つの専門委員会の所掌部分は各専門委員会の議論を踏まえており、かつ各専門委員会で大筋了承を得られている、②独立行政法人通則法のスキームを利用で

きる点は利用するが、個別法は設けずに国立大学共通の国立大学法人法という形で国立大学に相応しい形の法律を作りたいという趣旨で取りまとめた、③国大協の従来立場を踏まえているつもりであるが、調査検討会議の厳しい遣り取り、あるいは法制化は最終的には文部科学省が担うことを踏まえ、その状況下で国立大学側にとって最大限のことを実現するという考え方で取りまとめたものである。

引き続き、馬渡座長より、資料4「国立大学法人化についての基本的考え方」、資料3「国立大学法人化の1つのありうる枠組」の詳細な説明があった。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

（運営組織について）

- 基本的にこの流れは非常によく出来ていると思うので、支持したいと思うが、確認のため質問する。「国立大学法人化の1つのありうる枠組」では、運営組織について3案が併記されているが、教学と経営を分離し学長が両方を行う、つまり評議会に集約するという発想ではない、ということか。
- 評議会ではなく、役員組織に集約し、そこが受け皿になる。但し、運営の基本にかかわる重要事項については、評議会に提案し、その議を経るということである。
- 経営面に関して、評議会と同格の運営会議は考えていないといことか。
- 専門委員会連絡会議では、資料3の4頁の第1～3案を考えている。
- 第3案は、学長が運営諮問会議に経営財務事項を諮問するとなっているが、何故、協議機関化してはいけないのか。
- 制度がどう作動するかは種々の外的・内的

条件によって違ひ、また大学の種類・類型も一律でないので、先程の説明の通り、場合によっては協議機関化することを含んでいる。第3案の論理は、現在、評議会が大学自治を担っており、その機能は損なわないように残すというのが前提で、運営諮問会議が実質的に協議機関化するのは好ましくないという考え方で取りまとめた。

- 第3案は、学長が運営諮問会議に経営財務事項を諮問する案だが、どれだけ実質的な縛りになるかということが一つにはある。教員人事の基本方針、法人の予算・決算、学内の定員配分等は評議会の事項であるといっても、経営事項でないとはいえない。仮にこれが運営諮問会議の権限にも属するということになる、実質的に評議会に優位する機関になってしまう。もう一つは、第3案は現行の学長選考の原理原則を維持し、評議会が行うという案だが、新しい形の運営諮問会議の構成員は実質的に学長により任命されるけれども、逆に学長選考を左右する力を持つかもしれない。その意味でも、評議会との間の原理的な役割配分が歪んでくる恐れもある。
- 私もその方がよいと思うが、只今の説明は教学と経営を分離し、イコルフットィング的な機関を設置すると、将来的に何か困る事態が生ずる恐れもあるので、それを避けるため、評議会を諮問機関・審議機関的な組織より、より上位に位置づけるという理解でよい。
- 同等の権限を有する組織を設置すると、最終的には経営を所掌する組織が優位に立つのではないかとことである。
- 経営と教学の一体化が従来から国大協の主張の底流にあり、それに則り議論を進めてき

ている。本日、審議して一案に絞るか、優先順位をつけるのか分からないが、個人的には第2案がよいと考える。第2案の評議会の名称が従来と変化ないという印象を与えるのなら、“新評議会”でもよいと思うが、そこに一定の外部有識者、例えば大学経営の知識とともに国立大学の知識を有する私立大学長に参画願ってもよいのではないかと思う。また、第2案の評議会に一定数の学外有識者、専門委員会Bでは10~20%程度を入れるという議論があったようだが、一定数の学外有識者が参画すれば評議会も活性化するのでよいと考えるし、また、現在の評議会は部局代表者という面があるが、その選出方法は全学の有識者から選ぶという形にした方がよいとも思う。次に、第3案の運営諮問会議は「学長が指名する学外の有識者と学長ら役員によって構成」とあるが、これは学外者の占める率が問題となるのではないか。

- 大変な努力の上、取りまとめたことに対して敬意を表する。しかし、この枠組みの線で法人化が実現すればよいが、現在の政治の流れ、特に新しい強い嵐が吹いている中で、この線で法人化が実現する可能性は100%でないという前提に立つと、対外的・対社会的にアカウンタビリティが必要になってくると思うので、その観点等から質問したい。第一に、外部の人には、評議会とは何なのか、評議会と教授会とはどう異なるのか、理解し難いと思う。連絡会議では第3案の運営諮問会議を理事会という形に置き換える考え方や議論があったのか否か、第二に、国立大学は規模・役割等、随分異なるが、各大学が第1~3案を自主的に選択するという事を議論されたのかどう

か、お聞きしたい。

- 前者については、連絡会議の案では学長・副学長が指名する役員による役員組織を持つことを考えている。これを理事会と呼ぶと、文部科学省の調査検討会議において提案されたC案（理事会方式）と混同され誤解を招く恐れがあるので、理事会という言葉は使用していないし、大学組織と法人組織の一体性を保つという方向で議論している。第3案は、この役員組織を設けるに加えて、現在ある運営諮問会議を改組して、一種の新しい機能を持った運営諮問会議を設けるということである。

後者については、連絡会議の委員に法律の専門家も加わっていて、その方々の意見では3方式の選択は可能ではないかということである。更に、3方式を選択できるような法制化を研究する必要があるという議論も出た。

- 第1～3案を並列したまま残すのであれば、必ずしも1案に絞るとか、優先順位をつける等をする必要はない。
- 国大協は教学と経営の一体化ということで議論してきたが、先程も話に出たように経営財務は人事や教育方針とは切り離せないし、経営財務は教学より上位となるので、第3案はこれまでの大学のあり方と全く違う方向に行く可能性があり慎重に議論する必要がある。
- 私も教学と経営は一体として考えている。そのキーパーソンは学長と役員である。従って、分離できない問題は役員組織で決定すればよいが、審議・諮問いただく組織としては運営会議のようなものを頭に描いている。私立大学は学長と理事長が同等の立場で教学と経営を担当している例が多いと思うが、理事

会とした場合、私立大学学校法人の理事会をイメージされるので、理事会という言葉を使用するのは拙い。私のイメージする第3案は、あくまで教学と経営の上に学長と執行部が乗っていて、両方を切り離せない部分は、役員組織で決定すればよいと考えている。

- 管理理論の観点からは、評議会を機能分離の方が合理的といえる。特に今度の場合、給与決定から定員配分まで大学の所管事項となるが、あくまで全学代表が前提であるが、評議会で全てを議論することが合理的か否かは、議論があるところと思う。3案併記となった理由の一つは、大学によってかなり事情が異なるということである。規模も小さく、かつ評議会がそのような問題を実質的に決定できる大学は、敢えて外部者の参画する運営諮問会議を設けなくてもよいという考え方もあり得ると思う。逆に非常に部局の自律性が高く、規模も大きい大学は評議会で行うこと自体は可能と思うが、相当の負担になろう。そして、それがよいか否かについては連絡会議でも議論があった。

もう一つは、運営諮問会議に外部者が入る場合、どのような人が入り、学外者が実際にどのような影響力を持つのか、またその占める率はどうなるのか等、その詳細なイメージは連絡会議として必ずしも一致していないと思う。また、外部者が入り運営諮問会議が強化することに懸念を抱くという意見がある一方、学外者の参加を得てきちんと議論してもらった方がよいという意見もあった。理事会方式と異なる点は、少なくとも法人の責任者・代表者は学長であり、そこに権限が集中されるし、かつ学長選考は評議会が行うという原則がある以上、評議会と運営諮問会議の

間で意見対立が生じたとしても、きちんと仕切っていくことは可能と考える。

連絡会議の案は、比較的評議会を重視する形になっているが、連絡会議では様々な議論が出たが、そのバリエーションとして第1～3案が出たということである。これは外部社会の管理の考え方から見ると、当然に経営部門を分離するという発想になると思うが、大学の場合は組織の特殊性を考え、どう制度設計に組み込んでいくかという問題だと思う。各大学の事情が違う中で、少なくとも学長を選考し、学長に権限が最終的に集まる以上は、種々の形態を許容するというのも一つの考え方ではないかと思う。

- 国大協として最終的に、いずれも可能な案として併記して提案するのか、あるいはいずれかの案に絞って提案するのかは、ここで審議する必要があると思う。もう一つは、このペーパーが法律事項を書いているかどうかということに関連するが、第1案と第3案については各大学の事情を配慮し、制度的に若干漠然と書き、運用でもって整備を図るという制度づくりも可能という気がする。具体的には第1案と第3案の違いは会議体に学長が入るか否かであり、法律上そこを空白にしておいて、各大学がそれを決めるということもあり得るかと思う。制度として選択肢を残しておく、国大協として選択肢を残しておく、あるいは曖昧な制度としておいて運用でもって大学ごとに構成していく等、色々なことが考えられる。
- 専門委員会Aの立場から申し上げると、今の様々な意見に象徴されるように、現時点では、第1～3案をそのまま残した方がよいと思う。

- 3案併記賛成の意見、また3案併記の上いずれかを選択できる制度設計も可能という意見があったが、その担保が取れるのか心配である。併記の場合、相手がいることなので、大学側にとって悪いものが採択されない、言い方を換えると、A大学は第1案、B大学は第2案だと積極的に採択できるという担保は取れるのであろうか。
- 本日、何らかの形で特別委員会としての考え方を出す必要があると思うが、様々な考え方が可能と思う。3案併記が適当でないとした場合、どう一本化するかであるが、各大学が選択できる仕組みを作るということで、各大学の合意を得ることも一つの方法と思う。それでも担保として不十分というのであれば、それぞれのタイプに適した条件を制度的にも安定した形で設計することも可能かと思う。段々と検討すべき事柄が増えてきて、実質的にどの程度担保できるか分からないが、きちんとした制度の仕組みは提示できると思う。
- 私も3案併記の残し方の問題だと思う。結論を出さないままの3案併記は先程懸念の問題が起る可能性が高いとも考えられるので、只今提案のあったように、3案を各大学が選べるような形にして残したらどうか。
- 私も結論としてその方向がよいと思う。ただその際に、先程懸念が表明されたように具体的な立法過程で、凌いでいけるかという問題がある。各大学が組織形態を選んで届け出れば済むということには多分ならないと思うので、立法過程で、立法技術的な綱引きで努力することを含めて頑張りたい。
- 国大協内部で議論する場合と、国大協が外部に向かって発言する場合とでは捉え方が異

なろう。個別大学レベルで考えた場合、自大学にとってどの案が相応しいかという見方で考えると同時に、外部社会にある、学外者の運営参入の声に対しては、運営組織の中核に入れないと評価されないと思う。各大学はそのような観点から、組織全体を考えた上で、3案のいずれかに収斂できるように考えておくことが大事である。

- この枠組み案は、国大協の取りまとめとして出すのか、設置形態検討特別委員会として出すのか、大きな問題だと思う。また、この課題も問題があると思う。
- 「組織業務委員会」の報告の中で、阿部座長より報告のあったように、組織業務委員会では次回（5月31日）から「中間まとめ」の取りまとめに入るわけであるが、文部科学省の事務当局としては、その日に組織業務の骨格案を提出したいと考えているようで、文部科学省も本日の会議を固唾を飲んで見守っているという状況だと考える。
- 平成11年9月、第1常置委員会から「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」が出て、それをなぞる形で文部省の「検討の方向」が出た。今回も同様な動きになるのではないかという気がする。現在の政治情勢を考えた場合、国大協と文部科学省の間で、かなり共通した見解案を持った形で進めることが重要と考えるので、その点は配慮する必要があるだろう。

（監事・中期目標・施設費等について）

- 「監事」14項で、「監事は複数とし、文部科学大臣が任命する。そのうち1名は大学について高い見識を有する学外者のうちから文部科学大臣が指名する」とある。これは使い分けているのか。

- 表現的に多少混乱があるかもしれないが、“指名”は最終的には“任命”と表記すべきかもしれない。このように表記した理由は、このような状況になれば、当然、実質的に大学に相談がある筈だと考えた。監事の任命行為なので、監査を受ける側が選択することは法制上困難であり、文部科学大臣の任命にならざるを得ないが、実質的な担保を取る意味で、そのような表現とした。
- どちらの表現がよいか分からないが、“指名”と“任命”では異なると思う。前者の場合、大学側の考えと異なる監事の指名があり得るので気になる。
- 文部科学省の人事制度委員会でも議論したが、監事は財政民主主義の観点からも、大学側が監事を指名することは難しいし、納税者の観点からも監事は大臣が任命するという強い意向が当然であるので、この個所はこうせざるを得ない。しかしながら、大学側の意向が全く反映されない監事では困るので、一種の箍を嵌める意味で、このような表現とした。
- 自主性・自律性の重要性は資料4に謳われているが、その観点から「II. 目標評価」の個所を見ると、「中期目標は大学が申請し、文部科学大臣が認可する」、「中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載する」、「評価結果は、大学の活性化に資するような方法で、次期中期目標・中期計画において運営費交付金の配分に反映させる」とされていて、これでは政府に権限が集中しすぎ、大学の自主性・自律性が侵害され、特に教育研究の中核部分に文部科学大臣の干渉・介入を受けることとなり、大変危惧する。英国では政府と大学との間に緩衝機関を設け政府への権限集中化を避けている。こ

のような観点から見て、大学に相応しくない部分が多く見受けられ、このまま受け入れることには賛成できない。

- この問題は数年前から総会で侃侃諤諤の議論をした。それは国大協が独法化に乗るか乗らないか、乗るなら全貌が見えて来ないと議論できない、従って、入口で十分議論ししっかり踏み固めてから対処すべきという話で、ある意味では入口論であり、理念論である。このような国立大学法人化の議論、また外部社会からの大学改革推進の声が高まる中で、この独法化問題の議論を詰めていけば、結局は現在当面する大学改革の問題に答えられるだろうということで、詳細設計にまで入ってきているわけである。これの読み方は、それぞれ拠る立場により違いがあろうが、個人的には結局はこういう書き方しかないと思うし、よい文章と思う。
- 資料4の冒頭記載の、「国立大学の自主性と自己責任を拡大し、個性化を進め、国立大学の学術研究と高等教育等における質の向上を図るため法人化を行う」という、国立大学の法人化の意義を記載した文言があるが、こういうことのために国立大学の法人化が本当に必要なかと、疑問を持った。
- 大学内部の人間からすると、そのようにも考えられるが、社会一般から国立大学は現状のままでよいのかという疑問が提示されていることは間違いないので、我々としては、大学外の人々が納得できるものを提示する必要があると考える。
- マクロ的に考えると、国立大学は批判されているが、具体的に問題点を指摘され、改善を迫られているわけではなく、その意味では明確でないところがある。しかし、そう言っ

てすむ段階ではなく、具体的な提案がなければ、国立大学自身が自ら改革案を提示することが必要ではないかと思う。また、それによって多少とも議論の主導権を保てるのではないかと、というのが底流としてある。その場合、基本的考え方而言えば、国立大学相互及び国立大学・他大学間の切磋琢磨の関係を実現できるような改革のため、この法人格を使うべきではないかと、個人的には思っている。

- 新しく大学を改革するためには、大型施設の更新・整備の他、国の移転・統合の経費の措置なくしては実施できない。「IV. 財務・会計」9項の施設費の記述「国は、施設の維持管理・更新等を図るため計画等に基づいて施設費を各国立大学法人に措置する。」にある「更新等」は、大学移転の経費の措置を含むのか。
- 9項の施設費は、原則として現在ある施設の維持管理・更新である。大学移転等の、新規の大型投資は出資という形で国が提供するというのが原則である。なお、この点は8項に修正を加え、適切な表記に改めたい。

以上のような意見交換があった後、委員長より、次のように諮られ、了承された。

設置形態検討特別委員会で1年にわたり議論してきた成果を、次の総会に報告する必要があるし、また文部科学省あるいは社会に対しても、国大協が議論してきたことを明確に示す必要があると考えるので、専門委員会連絡会議より提出いただいた資料3「国立大学法人化の1つのありうる枠組」及び資料4「国立大学法人化についての基本的考え方」について、設置形態検討特別委員会として基本にご承認いただきたい。

ご承認いただければ、本日の議論を踏まえ、専門委員会連絡会議の方々と相談し、所要の修正作業を行いたいと考えるので、これについては委員長に一任願いたい。また、修正したものを、来る6月1日開催の理事会に設置形態検討特別委員会の報告として提出し、理事会において総会での取扱い方について審議いただきたいと思います。

以上のような提案があった後、次のような発言があった。

○ 大方の方は、大きな方向で賛成のようだが、私はまだ納得できないので、理事会において、付帯意見として、そのような意見もあったことを報告いただきたい。

最後に委員長より、次のよう諮られ、了承された。

只今の田中委員の発言については、理事会で報告することとしたい。また、99の国立大学関係者は、本日の特別委員会の審議結果に関して多大の関心を持っているので、全国立大学の更なる議論に資するために、本日の配付資料(「国立大学法人化についての基本的考え方」及び「国

立大学法人化の1つのありうる枠組」)を一両日中に送付するとともに、来る5月27日に専門委員会連絡会議を開催し、本日の特別委員会の審議を踏まえ加筆・修正の作業を行う予定であるので、これについては委員長及び専門委員会連絡会議に一任いただきたい。なお、修正案は改めて委員・専門委員宛に送付したい。

4. その他

委員長より、次のように述べられた。

前回特別委員会以後、配付の通り幾つか決議文等が提出されているので、後刻ご覧いただきたい。

経済財政諮問会議より国大協の検討状況に関して、5月24日にヒアリング実施の話があり、国大協会長の小職に出席要請があったが、当日はどうしても都合がつかず、副会長・各専門委員会座長の都合をお伺いしたところ、松尾座長が予定を変更し出席いただけることとなったとともに、若杉専門委員が帯同いただけることとなったので報告する。両先生には宜しく願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日時 平成13年5月10日(木) 9:45~12:00

場所 東海大学校友会館「富士の間」

出席者 (文部科学省)

小野, 結城, 工藤, 遠藤, 小田島, 森口各委員

清水, 坂田各審議官, 加茂川, 大島, 合田, 村田, 渡辺, 吉川, 河村, 磯田各課長, 永山企画官

(国立大学協会)

長尾, 中嶋, 阿部, 佐々木各委員

坂本, 渡橋, 本間, 諸橋各専門委員

- 長尾議長から挨拶があった後、小野事務次官から次のような挨拶があった。
- ①文部科学省が発足してから、4か月余りになるが、その間、3月30日には科学技術基本計画が閣議決定された。②小泉内閣総理大臣は、国立大学に対して民営化、地方移管をすべきという厳しい意見を持っている。③国立大学の施設整備についてどうしても実施しなければいけない大きな課題を抱えている。
- 会長から、これまでの国立大学の業績等を広く理解してもらうためパンフレットを作成した旨、紹介があった。
- ◎ 国立学校特別会計及び関連の諸課題について
- 工藤高等教育局長から、「平成14年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(説明資料)」(資料1)について説明があった。
1. 平成14年度概算要求について
 - ①資料1は概算要求のフレームが決まっていない中で、文部科学省が考えている概算要求の方針である。②国債発行残高が389兆円、しかも国・地方併せた長期債務残高が666兆円で財政事情が非常に厳しい現実にある。③従って、平成14年度概算要求は、これまで以上に
- 厳しい対応が求められる。④18歳人口の減少、学生数の減少、外部資金の導入なども企業の経済状況の変化により、自己収入が伸び悩んでいることもあり、これまで以上に、歳入の確保、既定経費の見直しが求められている。
- ⑤しかしながら、社会的要請に対応する人材養成のための体制の整備ということで、IT関係の人材養成、学術研究の推進を図るための体制の整備、地域社会への貢献・産学連携等の体制の整備、大学審議会答申で見直しの提言があった教養教育の充実がある。⑥附属病院の関係では、先端医療の体制整備がある。
- ⑦18歳人口の減少等を踏まえて、基本的には、学部の入学生数は、出来るだけ縮小しながら大学院の充実に関心を込めていきたい。
2. 第10次定員削減について
 - 今年度から始まる第10次定員削減計画は、5年間で5,515人減、単年度ベースでは、前計画よりも300人ぐら増の1,100人減を毎年度削減する厳しい内容である。
 3. 独立行政法人について
 - 財政投融资資金からの借入金残高1兆3千億円の債務をどこで承継するかの問題がある。
 4. 国立学校設置法の一部を改正する法律案について

①徳島大学及び長崎大学に併設されている3年制の医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部保健学科に改組転換する。②国立大学の組織編制の弾力化ということで、現在、講座等を省令で定めていたのを削除し、予算、あるいは教授、助教授等職種別定員の増減を伴わない場合は、各大学が自由に学部、学科等の枠を越えて教員組織を編成出来るようにする。

5. 大学設置基準の一部を改正する省令等について

①組織編制の弾力化については、上記4の②の改正に伴い改正するもので、来年7月から施行になる予定。②教授等の資格について、教育能力を重視した規定に改正。③遠隔授業の在り方の見直し。

6. 学校教育法の一部を改正する法律案について

この法律案の中に大学制度の弾力化ということで、①飛び入学の促進について、これまでは物理と数学の分野で認めていたが、分野を問わず、特に優れた資質のある生徒について高校2年から大学に入学が可能とし、学部3年から大学院への飛び入学も可能とする、②夜間大学院、通信制大学院を法律上明確にする、③名譽教授制度の見直しが上程されている。

7. 中央教育審議会の諮問について

7つの審議会が一緒になり中央教育審議会が発足し、これまでの大学審議会も中央教育審議会の中に大学分科会として発足した。同審議会には、去る4月11日文部科学大臣から資料7のとおり諮問が行われた。

○ 遠藤研究振興局長から、次のような説明が

あった。

①内閣府に総合科学技術会議が設置された。②科学技術基本計画（資料2）は、科学技術基本法に基づき定められた計画であり、第1次計画は平成8年度から12年度までの5か年間で、今回は13年度から5か年である。③今年1月文部科学省に科学技術学術審議会を設置し、会長に阿部東北大学長が就任された。

○ 小田島文教施設部長から、次のような説明があった。

平成13年3月30日に閣議決定された「科学技術基本計画」を受け、「国立大学等施設緊急整備5か年計画」（資料3）を策定した。計画期間は、平成13年から5か年間であり、整備対象は、①大学院充実に伴う大学院施設の狭隘解消等約120万㎡、②卓越した研究拠点約40万㎡、③先端医療に対応した大学附属病院約50万㎡、④老朽化した施設、特に昭和45年以前の施設について優先的に約390万㎡整備する。

具体的な整備方針としては、①整備に当たっては、適切な調査・評価等を行い、それらの結果に基づき、真に重点整備を行うべき施設を厳選する、②施設の利用に当たっては、大学等組織全体の視点に立った施設運営を推進するためのシステムを確立し、既存施設の効率的な利用を促進する、③各大学等の研究棟の整備に当たっては、統合的・複合的な研究棟や弾力的・流動的に使用可能な共同利用の教育研究スペースに重点化する。以上が5か年計画の概要である。これらの施設整備をすると1兆6千億円が見込まれ、これらの財源として、国有財産処分収入や民間資金の確保はも

とより、他省庁・地方公共団体との連携や PFI 等新たな整備手法等の導入を検討するとともに、コスト削減を図る。

以上のような説明があった後、引き続き、次のような協議がなされた。

- 参考資料 4「国立大学の組織編制の弾力化」は、どのような範囲の組織を考えているのか。
 - 設置者が国である国立大学については、講座制・学科目制をどのように置くかということは国立学校設置法第 7 条で定められていたが、今回の改正でこの条文を削除した。従って、各大学は講座・学科目のほか付置研究所の研究部門を大学限りで決めることが出来るようになる。しかし、この条文に規定していない附属施設等があるが、維持管理費の関係があるので検討中である。
 - 資料 1 に外国人留学生、外国人研究生の受け入れを含む教育研究の国際交流・協力の推進とあるが、どの程度充実していただけるのか。
 - 留学生については、日本への受け入れに重点が置かれている。その予算の殆どが ODA 予算で、政府全体で ODA 予算は約 3% マイナスであるが、留学生関係は 3% プラスで目に見える国際貢献をしている。14 年度予算については、予算のスキームが判らないので何も言えない。
 - これに連動して、宿舎等の問題があるが配慮していただきたい。
 - 施設費全体との関係もあるが、宿舎整備、各大学の努力に対してバックアップをしている。共同の留学生・研究者の受け入れ施設を、臨海副都心に建設しており 7 月にオープン予定である。また、学生寮の建替えを考えると
- きには、外国人と一緒に混住形式を検討していただきたい。
- 各大学の受け入れ体制が不備である。例えば、担当課の電話が外国に通じていないとか、担当課の職員が外国語を話せないなど、文部科学省においても人材養成を考えていただきたい。科学研究費補助金の航空賃について、原則エコノミーとなっているが、今は安い航空賃のものがあるので、もっと柔軟に対応していただきたい。
 - ネットワークを通じてアメリカの大学で学べることになり、日本の大学市場が国際市場の挑戦を受け、日本の高等教育が空洞化してしまう。
 - 日本人学生を外国に留学させる制度を充実していただきたい。また、外国に大学の共同施設を作り、各大学から入れ代わり立ち代わり、何十人かずつ送り込み学生を研修させることなどの可能性を含めていろいろなことを考えていただきたい。
 - 高等教育において、従来研究に評価が片寄っていたが、教育評価を重視する方向を出されたことは大変結構であるが、学部教育のための施設整備が、外国に比し貧弱である。次の 5 年計画に盛り込んでいただきたい。
 - 学部教育をきちんとしていただきたいし、そのためのバックアップをしたい。国内で大学の枠を越えた研修施設を作っているが、旅費の予算措置はしていない。国立大学の学生を対象に外国への旅費を支給するのが、派遣経費を援助するのか、あるいはそういう条件整備をしながら学生に奨励して学生の自己負担にするのか、そのあたりの兼ね合いに苦慮している。
 - 事務職員が減ってきているので、国際化、

情報化等に対応出来るよういろんな研修を考えていただきたい。

- 各大学で行っている研修プログラム、文部科学省で行っている情報関係、施設職員、病院職員に対する研修プログラムの見直しを含め工夫しなくてはいけない。
- 国立大学等施設緊急整備5か年計画は、政府レベルではどの段階まで了解されているのか。総合科学技術会議は、この計画についてどのような役割を果たすのか。民間資金の確保というのはどういう意味があるのか、他省庁との連携・PFIについては、具体的に何を考えているのか。その際、大学としては何をすべきなのか。
- 大臣から、総合科学技術会議に「国立大学等施設緊急整備5か年計画」を報告しており、そういう意味で、政府レベルとしては十分承知していると認識している。当該計画を作成するに当たって財務省と協議している。PFIについての具体的なことは今後詰めるが、他省庁との連携については、従来から大学の統合移転等で関連がある。
- 地方公共団体との連携については、留学生・外国人研究者・日本人学生のために公営住宅を借りるとか、新しい大学のキャンパスを作る場合、公共事業として協力してもらうなどを工夫する。
- 国立学校特別会計には、1兆3千億円の借入金残高があるというが、先端医療に対応した大学附属病院約50万㎡の整備に要する財源

はどこから出すのか。

- 国立大学等施設緊急整備5か年計画の実施については、民間、地方公共団体等ご協力いただけるところは、どんどんご協力を仰ぐとともに、旧建設省予算で出来るところがあれば、向こうの予算で作ってもらうよう申し入れをしている。しかし、病院整備については、従来どおり財政投融资資金で財源を確保しなければならぬ。
 - 先程、国大協の応援という話があったが、国大協としては、これまでも機会を捕らえて窮状を訴えてきた。「国立大学等施設緊急整備5か年計画」を実現するため積極的に応援すべきところは応援したい。
 - 人文社会学の強化、理系と文系の融合について、この科学技術基本計画で具体的にサポートしていくのか。長期的な仕組みを考えていただきたい。
 - 大学へ配分される校費の積算について、教官数分、学生数分、大学分となったが、そのうち大学分の配分額は昨年度と同額か。
 - 来年のスキームが決まっていないので判らないが、財政当局は、競争的資金を増やす替わりに基盤的経費、今年からオーバーヘッドを設けたのでその分校費を減らしたらどうかという考えである。
 - 10年・15年のロングレンジで研究をしている教官もいるので、基盤的経費を確保していただきたい。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

諸 会 合

平成13年 5月～6月

- | | | |
|---------|-------|-------------------------------|
| 5月1日(火) | 14:00 | 第6常置委員会 |
| 10日(木) | 10:00 | 特別会計制度協議会 |
| 11日(金) | 10:30 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| | 13:30 | 教員養成特別委員会 |
| | 13:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計制度) |
| 15日(火) | 13:30 | 第5常置委員会・JANUSSEP小委員会合同委員会 |
| 16日(水) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| | 13:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価) |
| | 17:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」 |
| 21日(月) | 10:00 | 設置形態検討特別委員会 |
| | 13:00 | 第8常置委員会 |
| | 13:30 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| | 16:30 | 第2常置委員会 |
| 27日(日) | 13:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」 |
| 31日(木) | 16:30 | 第1常置委員会 |
| 6月1日(金) | 10:30 | 理事会 |
| 4日(月) | 13:00 | 第6常置委員会 |
| 12日(水) | 10:00 | 第108回国立大学協会総会〔第1日目〕 |
| | 12:00 | 理事会 |
| 13日(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | | 第2常置委員会 |
| | | 第3常置委員会 |
| | | 第4常置委員会 |
| | | 第5常置委員会 |
| | | 第6常置委員会 |
| | | 第7常置委員会 |
| | | 第8常置委員会 |
| | 13:30 | 第108回国立大学協会総会〔第2日目〕 |
| 14日(木) | 10:00 | 第4常置委員会・第7常置委員会合同作業委員会 |
| 15日(金) | 10:00 | 第75回事務連絡会議 |
| 19日(火) | 10:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計) |
| 22日(金) | 13:30 | 第8常置委員会 |
| | 13:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム) |
| 30日(土) | 10:00 | 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会 |

国立大学協会事業報告

〔第107回総会から第108回総会まで〕

1. 諸 会 合 (82回)

(1) 第107回総会 (1回)

12.11.15 (水) ~ 16(木)

(2) 理 事 会 (2回)

13. 3. 2 (金)

13. 6. 1 (金)

(3) 常務理事会

開催なし

(4) 第74回事務連絡会議 (1回)

12.11.17 (金)

(5) 常置委員会 (26回)

1) 第1常置委員会〔理念、体制・組織、管理運営〕

(主要審議事項) ①文部科学省・組織業務委員会について

②「国立大学独立行政法人化問題について(中間報告)」について

③国立学校設置法等の一部改正について

(委員会開催状況) 12.11.29 (水) 第1常置委員会拡大小委員会

12.12.15 (金) 第1常置委員会拡大小委員会

13. 1.10 (水) 第1常置委員会拡大小委員会

13. 2.22 (木) 第1常置委員会拡大小委員会

13. 3.14 (水) 第1常置委員会拡大小委員会

13. 3.30 (金) 第1常置委員会拡大小委員会

13. 4.23 (月) 第1常置委員会拡大小委員会

13. 5.21 (月) 第1常置委員会拡大小委員会

13. 5.31 (木) 第1常置委員会

2) 第2常置委員会〔入学者選抜〕

- (主要審議事項) ①国立大学の入試改革について—提言についての今後の進め方について
②大学入試センター試験の複数年度利用について
③国立大学の平成15年度入学者選抜の基本方針について
④平成14年度国立大学入学者選抜における留意事項について

(委員会開催状況) 12.11.30 (木) 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会
12.12.12 (火) 第2常置委員会
12. 3. 2 (金) 第2常置委員会
12. 5.21 (月) 第2常置委員会

3) 第3常置委員会〔教養教育, 学部専門教育, 学生生活〕

- (主要審議事項) ①国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書について

(委員会開催状況) 13. 2. 9 (金) 第3常置委員会
13. 5.16 (水) 第3常置委員会

4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕

- (主要審議事項) ①人事・給与システムについて
②助手問題について

(委員会開催状況) 13. 2. 9 (金) 第4常置委員会作業委員会
13. 4.20 (金) 第4常置委員会

5) 第5常置委員会〔学術交流・国際協力〕

- (主要審議事項) ①第2回目日高等教育シンポジウム及び日加大学長会議について
②「短期留学推進制度(受入れ)」について
③「国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会(仮称)」設置について

(委員会開催状況) 13. 5.15 (火) 第5常置委員会・JANUSSEP小委員会合同委員会

6) 第6常置委員会〔財政〕

- (主要審議事項) ①財務会計制度問題について

(委員会開催状況) 13. 5. 1 (火) 第6常置委員会
13. 6. 4 (月) 第6常置委員会

7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕

(主要審議事項) ①助手問題について

(委員会開催状況) 13. 4.25 (水) 第7常置委員会

8) 第8常置委員会〔評 価〕

(主要審議事項) ①アンケートの調査結果について

②第8常置委員会の課題整理について

③専門委員会Bへの意見について

④大学評価・学位授与機構の実施要項等の問題点について

⑤国立大学の長期目標・長期計画について

⑥平成13年度実施予定の大学評価に関する要望について

⑦第8常置委員会の課題と検討の順位について

(委員会開催状況) 12.12.11 (月) 第8常置委員会

13. 1.12 (金) 第8常置委員会

13. 2. 6 (火) 第8常置委員会

13. 4. 3 (火) 第8常置委員会

13. 5.21 (月) 第8常置委員会

(6) 特別委員会 (44回)

1) 医学教育特別委員会

開催なし

2) 教員養成特別委員会

(主要審議事項) 国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会「まとめ概要(案)」
について

(委員会開催状況) 12.12.11 (月) 教員養成特別委員会作業委員会

13. 2. 6 (火) 教員養成特別委員会作業委員会

13. 3. 6 (火) 教員養成特別委員会作業委員会

13. 3.16 (金) 教員養成特別委員会作業委員会

13. 4. 5 (木) 教員養成特別委員会作業委員会

13. 5.11 (金) 教員養成特別委員会作業委員会

教員養成特別委員会

3) 設置形態検討特別委員会

(主要審議事項) 国立大学の法人化問題について

(委員会開催状況) 12.11.30 (木) 設置形態検討特別委員会
設置形態検討特別委員会「座長連絡会議」

12.12.8 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」

12.12.11 (月) 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」

12.12.15 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」

12.12.21 (木) 設置形態検討特別委員会

13.1.5 (金) 設置形態検討特別委員会「座長連絡会議」

13.1.12 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」
設置形態検討特別委員会「専門委員会B」

13.1.16 (火) 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」

13.1.24 (水) 設置形態検討特別委員会

13.2.2 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」

13.2.6 (火) 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」

13.2.7 (水) 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」
設置形態検討特別委員会「座長連絡会議」

13.2.22 (木) 設置形態検討特別委員会
設置形態検討特別委員会「専門委員会D」

13.3.7 (水) 設置形態検討特別委員会

13.3.9 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」

13.3.14 (水) 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」

13.3.15 (木) 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」

13.3.21 (水) 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」

13.4.2 (月) 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
設置形態検討特別委員会

13.4.3 (火) 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」
設置形態検討特別委員会「専門委員会D」

13.4.12 (木) 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」

13.4.13 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」

13.4.17 (火) 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」

13.4.20 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」

13.4.21 (土) 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」

13.4.22 (日) 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」

13.4.25 (水) 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」

- 13. 5.11 (金) 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」
- 13. 5.16 (水) 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」
設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 13. 5.21 (木) 設置形態検討特別委員会
- 13. 5.27 (日) 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」

(7) 特別会計制度協議会 (1回)

(協議会開催状況) 13. 5.10 (木)

(8) その他の諸会合 (7回)

- 第9回UMAP総会 13. 3. 8-9(日) [於・豪州ビーチワース]
- 大学評価に関するシンポジウム 13. 3.22 (木) [於・名古屋大学]
- UMAP日本国内委員会 13. 3.22 (木)
- 第2回日仏高等教育シンポジウム 13. 5.2-3(金) [於・仏国ストラスブール]
- 全国高等学校長協会との懇談会 13. 5. 9 (水)
- 日本・カナダ大学長会議 13. 5.22-23 (日) [於・在日カナダ大使館]
- 就職問題懇談会 13. 6. 7 (木)

2. 要望その他の諸活動

- 12.11.15 (水) 大学評価・学位授与機構長に対して、「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」に対する意見を提出した。
- 12.11.15 (水) 杉岡第2常置委員会委員長が、「入試改革の提言」について記者会見を行った。
- 12.11.24 (金) 「国立大学の施設の整備・改善について」、11月24日～30日にかけて与党関係者、大蔵省、文部省に要望・陳情した。
- 13. 1.12 (金) 大学評価・学位授与機構長に対して、「自己評価実施要項(案)」及び「評価実施手引書(案)」について回答した。
- 13. 1.15 (月) 大学入試センター所長に対して、「大学入試センター試験実施期間の延長」について要望した。
- 13. 3.22 (木) 名古屋大学において「大学評価に関するシンポジウム」を開催した。
- 13. 4.12 (木) 大学評価・学位授与機構長に対して、「平成13年度着手予定の大学評価・学位授与機構の大学評価について」要望書を提出した。
- 13. 5. 9 (水) 全国高等学校長協会と懇談が行われ、国大協から杉岡第2常置委員会委員長、吉田図書館情報大学長が出席し、大学入試センター試験5教科7科目の実施年度等について懇談した。

13. 5.10 (木) 特別会計制度協議会が開催され、長尾会長、中嶋副会長、阿部第1常置委員会委員長、佐々木東京大学長、坂本、渡橋、本間、諸橋各特別会計制度協議会専門委員が出席し、平成14年度国立学校特別会計予算の取り扱い、科学技術基本計画（平成13年3月31日閣議決定）、国立大学等施設緊急整備5か年計画等について協議した。
13. 6. 1 (金) 「経済財政諮問会議」が開催され、長尾会長、松尾第8常置委員会委員長、石一橋大学長が出席し、国立大学協会における国立大学法人化問題への取組状況等について説明した後、質疑応答を行った。
13. 6. 1 (金) 長尾設置形態検討特別委員会委員長、中嶋副委員長、阿部・松尾各専門委員会座長、馬渡専門委員が「国立大学法人化の問題」について記者会見を行った。
13. 6. 1 (金) 文部科学省の国立の教員養成系大学・学部への在り方に関する懇談会の「まとめ（概要）（案）」等に対して、教員養成特別委員会が意見書を提出した。
13. 6. 8 (金) 文部科学大臣に対し、長尾会長、阿部第1常置委員会委員長、内藤第5常置委員会委員長、松尾第8常置委員会委員長、佐々木東京大学長、石一橋大学長が「国立大学の法人化」について、国立大学としての検討状況を説明し、理解を求めた。

3. 刊 行 物

- 平成12年2月 『会 報』第171号
- 平成13年5月 「日本の将来と国立大学の役割」（パンフレット）
「国立大学協会（英文）」（小冊子）
- 平成13年6月 『国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書』
- 平成13年6月 『会 報』第172号

4. 平成12年度国立大学協会歳入歳出決算

平成13年6月1日理事会
平成13年6月12日第108回総会

科目	予算	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘要
	円	円	円	円	円	
[歳入の部]	250,365,055		250,365,055	251,787,629	△ 1,422,574	
(1)会費	196,375,000		196,375,000	196,375,000	0	99大学会費
(2)預金利子	100,000		100,000	86,274	13,726	預金利子
(3)雑収入	50,000		50,000	1,486,300	△ 1,436,300	報告書頒布収入等
(4)前年度繰越額	53,840,055		53,840,055	53,840,055	0	
[歳出の部]	250,365,055	0	250,365,055	239,899,947	10,465,108	
1. 事業費	102,000,000	15,727,593	117,727,593	117,727,593	0	
(1)総会費	8,000,000	144,319	8,144,319	8,144,319	0	総会・事務連絡会議会場費等
(2)役員会費	2,000,000	△ 1,385,492	614,508	614,508	0	理事会会場費等
(3)委員会費	3,000,000	1,113,654	4,113,654	4,113,654	0	各委員会会場費等
(4)会報発行費	5,000,000	△ 389,212	4,610,788	4,610,788	0	印刷費・送料等
(5)調査研究費	5,500,000	△ 355,049	5,144,951	5,144,951	0	法令・資料印刷費
(6)会議旅費	55,000,000	18,335,530	73,335,530	73,335,530	0	総会・理事会・各委員会出席旅費
(7)図書・資料頒布費	4,000,000	△ 724,350	3,275,650	3,275,650	0	委員会報告書・広報資料印刷費等
(8)通信費	4,000,000	370,646	4,370,646	4,370,646	0	郵便切手・ハガキ・電話料等
(9)国際交流費	6,500,000	△ 3,153,200	3,346,800	3,346,800	0	外国旅費・UMAP 拠出金等
(10)50周年記念事業費	9,000,000	1,770,747	10,770,747	10,770,747	0	50年史・記念品・ 祝賀会等
2. 事務費	96,500,000	0	96,500,000	89,172,354	7,327,646	
(1)諸給与	79,900,000	△ 231,434	79,668,566	74,763,280	4,905,286	職員の給与・諸手当等
(2)備品費	1,500,000		1,500,000	1,275,000	225,000	事務用機器類等
(3)借用料	2,300,000		2,300,000	1,510,486	789,514	事務局建物借料
(4)消耗品費	800,000	49,526	849,526	849,526	0	名入封筒・用紙・ 文房具類等
(5)旅費・交通費	3,000,000		3,000,000	2,211,046	788,954	職員通勤費・事務 連絡旅費等
(6)庁用諸費	3,000,000	181,908	3,181,908	3,181,908	0	光熱水料・雑役務 費等
(7)社会保険事業主負担金	6,000,000		6,000,000	5,381,108	618,892	社会保険事業主負 担金
3. 退職給与引当金繰入	8,000,000		8,000,000	8,000,000	0	
4. 積立金	25,000,000		25,000,000	25,000,000	0	
5. 予備費	18,865,055	△ 15,727,593	3,137,462	0	3,137,462	
翌年度繰越額					11,887,682	

5. 平成13年度国立大学協会歳入歳出予算

平成13年3月2日理事会
平成13年6月12日第108回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
	千円	千円	千円	
[歳 入 の 部]	211,761	250,365	△38,604	
(1) 会 費	199,724	196,375	3,349	99大学会費
(2) 預 金 利 子	100	100	0	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	50	50	0	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越額	11,887	53,840	△ 41,953	
[歳 出 の 部]	211,761	250,365	△38,640	
1. 事 業 費	102,500	102,000	500	
(1) 総 会 費	8,000	8,000	0	総会・事務連絡会議会場費等
(2) 役 員 会 費	2,000	2,000	0	理事会・常務理事会会場費等
(3) 委 員 会 費	4,000	3,000	1,000	各種委員会会場費等
(4) 会 報 発 行 費	5,000	5,000	0	会報の印刷費・発送費等
(5) 調 査 研 究 費	5,500	5,500	0	法令・参考図書・資料印刷費等
(6) 会 議 旅 費	65,000	55,000	10,000	総会・理事会・各委員会出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	4,000	4,000	0	各委員会報告書・広報資料等
(8) 通 信 費	5,000	4,000	1,000	郵便切手・ハガキ・電話料等
(9) 国 際 交 流 費	4,000	6,500	△ 2,500	外国旅費・UMAP拠出金等
(10) 50周年記念事業費	0	9,000	△ 9,000	
2. 事 務 費	96,900	96,500	400	
(1) 諸 給 与	79,900	79,900	0	職員の給与・諸手当等
(2) 備 品 費	1,500	1,500	0	パソコンプリンター・書籍戸棚等
(3) 借 用 料	1,600	2,300	△ 700	事務局建物借料
(4) 消 耗 品 費	1,500	800	700	名入封筒・用紙・文房具類等
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	3,000	3,000	0	事務連絡旅費・職員の通勤費等
(6) 庁 用 諸 費	3,000	3,000	0	光熱水料・雑役務費等
(7) 社会保険事業主負担金	6,400	6,000	400	社会保険事業主負担金
3. 退職給与引当金繰入	8,000	8,000	0	
4. 積 立 金	0	25,000	△25,000	
5. 予 備 費	4,361	18,865	△ 14,504	

6. 要望書の受理

前回の総会以後、本協会宛に提出された要望書等は次のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項
12.11.24	全国高等学校長協会家庭部会・同進路調査研究委員会	家庭に関する学科卒業者の入学者選抜についての要望
12.12.22	8大学工学部長会議	科学研究費における技官の取り扱いについて
13.2.8	全国大学高専教職員組合	国立大学等の独立行政法人化問題に関する要望 独立行政法人化問題プロジェクト「中間的問題整理」
13.2.9	夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議	1. 夜間主コース専用施設及び設備の充実について 2. 夜間主コース担当教職員に対する処遇について 3. 夜間主コース・第二部の教育支援体制の充実について
13.2.26	全国連合農学研究科研究科長	連合農学研究科の予算について
13.3.13	文部科学省所轄および国立大学附置研究所長会議	調査検討会議へのオブザーバー参加について（要望）
13.3.22	全国大学高専教職員組合	国立大学等の独立行政法人化に関する要望
13.3.23	独立行政法人反対首都圏ネットワーク事務局	「長尾試案」の再検討を求める」の提出について
13.3.28	日本科学者会議	長尾試案に反対
13.6.4	大分大学長（九州地区各国立大学長）	「国立大学法人化についての基本的考え方」及び「国立大学法人化の一つのありうる枠組」についての意見並びに要望について
13.6.7	全国大学演習林協議会	1. 教育研究林としての整備 2. 技術系職員の充実について 3. 自然災害に伴う被害林の復旧整備費の新設について
13.6.8	全国大学高専教職員組合	国立大学協会第108回総会に向けた要望について

資 料

国立大学法人化についての基本的考え方

平成 13 年 5 月 21 日
国立大学協会設置形態検討特別委員会

国立大学協会は、独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対するという従来からの一貫した姿勢を変更する必要があるとは考えない。しかし、同時に、国立大学の法人化は、国が高等教育と学術研究における財政的責任を堅持しながら、国立大学の自律性を拡大し個性化をすすめることによって、教育・研究の質を高め、この国の知的基盤の拡大強化をもたらす契機となりうるものとして、これに真摯に対応すべきであると認識する。

国立大学協会では設置形態検討特別委員会を設けて、このような観点から検討し、国立大学の法人化について以下のような考えに至った。

1. 法人化が高等教育および学術研究に対する国の責務の放棄を意味するものであってはならず、とくに高等教育に対する国の財政的責任は、グローバルな科学技術革新に適切に対応するために、堅持され一層拡大されなければならないこと。これに対応して、国立大学は公的負担により運営されていることを明確に自覚し、効率的運営に留意し、大学運営の透明性を高めるとともに、社会の期待に応え社会の理解を深めるよう、最大限の努力をすべきこと。
2. 法人化は、従来の国立大学が国の行政機関の一部とされていたことに伴うさまざまな制約を解除し、教育研究の発展のための大学の自主性・自律性を拡大するものでなければならないこと。この自主性・自律性の拡大は、当然に自己責任の拡大を伴うものであること。
3. 他方、自主性・自律性を拡大した国立大学は、その活力を源泉に、切磋琢磨して個性化をすすめる、高等教育および学術研究の質の向上と発展をもたらさなければならないと同時に、社会に対する一層の説明責任（アカウンタビリティ）を果たさなければならない、社会に対してより一層開かれた存在となる必要があること。

1. 高等教育および学術研究に対する国の責務

高等教育および学術研究の進展は、国や社会の発展に不可欠である。逆にいえば、高等教育および学術研究が衰退するなら、社会の発展は阻害され、ひいては「国が減じる」ことにもつながる。

その意味で、高等教育および学術研究の成果の受益者は、国・社会の全体である。高等教育および学術研究には、広くて長期にわたる外部効果がある。したがって、高等教育および学術研究に要する費用は、基本的には、国や社会が当然に負担すべきコストであるとしなければならない。そして、大学が、高等教育および学術研究の中核機関として位置づけられる以上、そのような大学の相当部分をみずから設置し維持していくことは、まさしく国の責務に属することである。「国立大学」（あるいは「国が責任を持つべき高等教育機関」）という存在の必然性は、この点にある。イギリス・フランス・ドイツなどヨーロッパの主要国において、ほぼすべての大学が国立（州立）大学であり、フランス・ドイツでは授業料も基本的に無償とされているのは、こうした認識に基づくものといえよう（なお、大学数では私立大学が7割以上を占めているアメリカにおいても、在学生数では州立大学が7割近くを占めている）。

のみならず、高等教育および学術研究は、人類全体の福祉の向上にとっても不可欠である。とりわけ、21世紀の人類社会は、文字どおり地球規模の、さまざまな困難に直面しており、この解決のためには、高等教育および学術研究が決定的に重要な役割を担わざるを得ない。こうした時代にあつて、国として高等教育および学術研究をどの程度重視するかは、ただちに、その国の人類社会全体への貢献度の指標となる。21世紀の国際社会において、日本が、主導的な役割を果たし、尊敬される国となるためには、高等教育および学術研究の推進を最重要政策に位置づけるべきである。そのことがまた、政治・経済面でも、日本の国際的地位を向上させることにつながっていくはずである。

ひるがえって、日本の現状は、すでに多くの指摘がなされているように、決して十分なものではない。日本の場合、大学数でも学生数でも、私立大学が7割以上を占めており、また、高等教育に対する公的支出も、対GDP比0.5%程度と、欧米主要国の半分程度でしかない。本来国や社会全体が負担すべき高等教育コストの多くの部分が、私学設置者や学生等に負わされる形で、いわば外部化されているのが、日本の現状である。こうした現状を改善し、少なくとも、高等教育に対する公的支出を、欧米主要国並みに対GDP比1%程度にまで拡充することが、緊急に求められる。そうではなく、国立大学の法人化が、もっぱら国家財政上ないし行政改革の観点から、高等教育および学術研究コストをさらに外部化するための方策として進められるようなことがあれば、それは、国力の低下、国の衰退をもたらすもの以外のなにものでもありえず、とうてい容認できない。

他方、国立大学の現状にもさまざまな批判があり、改善を要する問題が多々あることも事実である。国立大学は、これらの批判を社会の期待のあらわれとして真摯に受け止め、厳しく自己点検し、その結果を公表して社会の期待に応え社会の理解を深めるよう、最大限の努力をしなければならない。その努力なくしては、公的支出の拡大も期待できないであろう。

2. 大学の自主性・自律性

大学は、なによりもまず、高等教育機関であり、大学における教育の質の向上は研究の質の向上があつてはじめて期待できるものである。その意味で、大学における研究と教育は密接に関連して

いるといえる。ところで、学術研究は、ときの政治社会状況に左右されない自由な発想や、これまで真理・常識とされてきたことを疑うところから出発する。いわば、既成の価値体系・価値観から自由であることが、学術研究の本質である。憲法が保障する学問の自由は、直接的には、国家から自由であることを意味するが、その背後には、こうした学術研究の本質がある。そして、大学は、学術研究の中枢機関でもある。したがって、大学は、既成の価値体系・価値観に拘束される存在であってはならない。いわゆる大学の自治が要請される実質的根拠は、この点にある。

以上のように、大学の自主性・自律性が必要とされるのは、高等教育および学術研究の本質に基づく。したがって、国立大学の法人化は、この、大学の自主性・自律性を保障し、拡大するものであってはじめて、議論に値する。とりわけ、従来、国立大学が国の行政機関の一部とされていたことに伴う種々の制約（たとえば、予算上の規制、給与・サービスなど人事面の規制、組織の設置改廃や定員管理など組織編成面での規制など）は、高等教育および学術研究の本質から要請される大学の自主性・自律性に、必ずしもそぐわない部分があったことは否定できない。国立大学の法人化は、こうした制約を根本的に見直し、高等教育および学術研究の本質に沿って、大学の自主性・自律性を拡大するものでなければならない。

自主性・自律性の拡大は、当然に、大学の自己責任の拡大を意味する。したがって、法人化後の国立大学の運営組織は、大学が自主的で責任ある管理運営を行うことを可能とするよう、制度設計されなければならない。その基本は、大学が内部に自律的かつ効率的な意思決定と執行の体制を持つことである。そのことによって、国立大学は、期待される役割を果たし、世界的に評価されるものとなることを、みずからの責任として課していかなければならない。

3. 社会に開かれた大学

国立大学は、法人化されても、公の負担において運営されるものであることには変わりはない。したがって、国の財政負担増を伴う組織の新設・改編等について国ないし国民の同意を必要とすることは、当然である。また、教育研究目的以外に公金を使うなどの不正を防止し監視する仕組みも、当然に必要である。このかぎりでは、国立大学に対する国の関与は否定しえない。しかし、他方、大学が、既成の価値体系を前提に成り立っている国や社会に縛られないということは、高等教育および学術研究の本質から要請される基本線である。したがって、大学に対する必要以上の規制は、避けられなければならない。

もとより、このことがいえるためには、大学自身が、切磋琢磨して個性化をすすめ、つねに教育研究の質の向上と発展に最大限の努力を注ぐとともに、社会の要請を不断にとりいれうる体制をそなえていなければならない。とりわけ、国立大学が公の負担で運営されるものである以上、大学の側には、その教育・研究成果を正しく社会に還元し、それが社会に役立つものであることを説明すべき義務がある。ここで、社会に役立つとは、日本の現実においてときとして受け止められがちな現状の社会に直接的・即応的に役立つという意味においてのみ理解されるべきではない。そのみを追求するならば、高等教育および学術研究は退廃するし、社会の発展にもつながらない。社会に

役立つかどうかは、グローバルな視点、長期的な視点、あるいは現状変革的な視点など、幅広い視点で複眼的に判断されなければならない。いずれにしても、大学の側が、それをきちんと社会に説明できるのでなければ、その存在意義を問われることとなるのは必至である。大学の自治は、もはや「閉じこもり」の自治ではありえない。国民に対する説明責任や社会との連携などを明確に視野に入れた自治でなければならない。

以上の観点からすれば、高等教育および学術研究の本質を阻害しないで、かつ、従来以上に社会に対して開かれた大学をいかに創り出すかが、こんにちの重要課題として提示されるであろう。これに応えるためには、大学人自身の意識変革が必要であるとともに、制度上の仕組みとしても、高等教育および学術研究に深い理解と高い識見を有する学外有識者に、これまで以上に大学運営への参画を求めることなどが、構想されてよいであろう。この場合、どのような学外者にどのような形・範囲で参画を求めるかは、大学運営への学外者の参画の意義をどこに求めるかによって、自ずと異なってくるはずである。したがって、大学運営への学外者の参画は、それが何のためのものであるのかを明確にしたうえで、それに適した形で制度設計されることが肝要である。

国立大学協会設置形態検討特別委員会は、このような基本的な考え方にたって、国立大学の法人化についての枠組案（別紙）を構想した。この枠組案は、一方で、国立大学自身の改善改革への強い意欲を反映したものであると同時に、他方では、時として国立大学に対して加えられる批判を重く受け止め、改善策を含めて検討した結果である。なお、この基本的枠組案は、①法律に定めるべきもの、②政令または文部科学省令に定めるべきもの、③各大学で定めるべきものを、今のところ十分には区別しないで制度の大綱を示している。今後、この三者の十分な振り分けと法令面の検討を行うことにしている。

国立大学法人化の枠組

平成 13 年 5 月 21 日
国立大学協会設置形態検討特別委員会

I. 法人の基本および組織・業務

- 1) 法人化の意義：国立大学が明確な責任体制のもとに、その自主性と自律性を拡大し、個性化を進め、相互に切磋琢磨することにより、国立大学の高等教育と学術研究等における質の向上を図るとともに、その透明性を高めて社会の信頼を確保するために法人化を行うものとする。
- 2) 法人の単位：1大学1法人とし、1法人が複数大学を有する方式や大学組織と法人組織の分離の方向はとらない。
- 3) 名称：総称は国立大学法人とし、各大学は国立大学法人〇〇大学と称する。
- 4) 法人化の方法：移行時点の国立大学（大学院大学・短期大学を含む）を「国立大学法人法」（代替案：「国立大学法」または「国立大学法人特例法」）によって直接に法人化する。
- 5) 設置者：国を法人としての各大学の設置者とする。（代替案：国を各国立大学法人の設立者とし、各国立大学法人を各大学の設置者とする。）
- 6) 法人の目的：国立大学法人は、広く、学術・文化の向上と国民の福祉に貢献することを目的とする。また、各国立大学法人は、その個性に応じて、高度の学術研究、大学院教育、国の科学技術・人材養成計画の達成、個人の能力に応じた均等な学部教育機会の提供、地域の教育・学術文化・産業・医療への貢献を行うことを目的とする。
- 7) 法人の業務：国立大学法人は高等教育と学術研究およびこれに直接付帯した業務を行う。国立大学法人は、直接に収益を目的とする事業は行わない。また、各国立大学法人は、その個性に応じて、分野や大学院・学部の別に応じた教育研究の業務を行う。
- 8) 業務の組織：国立大学法人の教育研究の基本組織を、研究科（教育部等の相当組織を含む）、学部（学群等相当組織を含む）、研究所等とし、直接の付帯業務を行う組織を付属病院、付属学校等とする。
- 9) 法人の基本規則：各国立大学法人は、法人の「基本規則」を定め、文部科学大臣に届け出るとともに、これを登記する。法人の「基本規則」には、法人名、所在地、法人の目的、教育研究の業務・組織、役員（付：役員選考基準）等を記載するものとする。
- 10) アカウンタビリティ：国立大学法人は、一定様式により毎年、業務と経理を国民に対して公開しなければならない。
- 11) 法人の長：法人の長を学長とする。法人の長（学長）を、法人の業務を掌り（最終意思決定を含む）職員を統督する、法人の責任者であり、代表者とする。
- 12) 学長の選考：学長の選考は、各国立大学法人の評議会が行う。評議会による学長の選考に当た

っては、外部者の意見を反映させる。(別記参照)

13) 役員：法人の役員を、法人の長(学長)と監事の他、法人の長(学長)が指名し評議会が承認する副学長(「教授である学長補佐職」一若干名)等とする。法人の長は、役員に副学長以外の、例えば事務職員のトップ、学外からの適任者などを加えることができる。また常勤の役員他に、非常勤の役員を置くことができる。

14) 監事：役員のうち監事は、法人の業務の監査に当たる。監事は複数とし文部科学大臣が任命する。監事には学外者を含むものとし、大学について高い識見を有する者のうちから任命する。

15) 運営組織：国立大学法人の管理運営の組織として、役員組織(役員会)、評議会、運営諮問会議、教授会を置く。また、必要に応じて部局長会議を置くことができる。なお、この運営組織は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。(別記参照)

16) 法人化に伴う権限・責任：法人化に伴う大学の権限と責任の拡大(予算・定員の学内配分、給与水準決定、事務職員人事等)は、基本的には役員組織(役員会)で担うものとする。

17) 役員組織：役員組織(役員会)を、法人の長(学長)および、副学長その他法人の長(学長)が指名する役員(監事を除く)によって構成し、学長が統括する法人の執行機関とする。役員組織は法人の業務について企案し執行にあたるが、運営の基本にかかわる重要事項については、評議会に提案し、評議会の議を経るものとする。

18) 役員の分担：役員組織(役員会)を構成する副学長らの役員は、例えば、総務企画、学務、研究、財務、労務等の任務を分担して担当し、法人の長(学長)を助けこれと連帯して責任を負う。役員は担当事務を指揮する。役員の分担と事務組織については法人において定める。

19) 運営諮問会議：運営諮問会議は学長が指名する学外の有識者によって構成し、大学運営の重要事項について学長の諮問に応じて助言・勧告する。なお、この運営諮問会議は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。(別記参照)

20) 諮問事項：運営諮問会議の諮問事項は、大学の基本計画に関する事項、評価に関する事項、学長の選考基準・方法に関する事項、給与水準に関する事項、組織の改編に関する事項、その他大学の運営に関する重要事項とする。なお、この運営諮問会議諮問事項は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。(別記参照)

21) 評議会：評議会を法人の審議機関とする。評議会の主宰者及び議長を法人の長である学長とする。

22) 評議会の構成：評議会を、学長、副学長、学長が指名する教員、部局選出の教授(部局長等)によって構成する。なお、この評議会構成は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。(別記参照)

23) 評議会の審議事項：評議会の審議事項を、①学長の選考、解任請求、教員の懲戒、教員人事の基本方針、②法人の予算および決算、③教育研究等の運営の基本方針、④学生の身分、⑤法人の目標評価方針、その他法人の運営に関する重要事項とする。役員組織は、これらの事項に関し必要に応じて議案を提出する。

- 24) 部局長と教授会：学部・研究科・研究所等の教育研究の基本となる組織に部局長と教授会を置く。部局長は、部局の意思を決定し業務を掌るとともに、教授会を主宰しその議長となる。教授会を、大学の基本方針に基づいて、教育課程の編成、学生の入学・卒業・修了等在籍および学位、その他部局の人事等、当該部局の教育研究に関する重要事項について審議する審議機関とする。
- 25) 部局人事：研究科長・学部長・研究所長等の部局長の選考は、当該教授会の議に基づき、法人の長（学長）が行う。教授・助教授・講師・助手等の教員の任用・昇進にかかる選考は、評議会の議によって学長が定める全学的な基準・方針により、教授会の議に基づき、法人の長（学長）が行う。
- 26) 職員人事：学長・監事を除く法人の職員（教員及び教員以外の職員）の任免は、法人の長（学長）が行う。
- 27) 研究教育組織の新設・改廃：中長期的な学生数・教員数の増減および設備の改廃をとまなう研究教育組織の新設・改組・廃止等については、文部科学大臣が各法人（大学）が申請する中期目標・中期計画を審査し認可するところにより、予算措置を行うものとする。
- 28) 基本組織等の改廃：このうち法人（大学）の新設・廃止は、法律に定める。研究科・学部・研究所・付属病院等の新設・改廃は、政令または文部科学省令に定める。
- 29) 下部組織の改廃：研究科・学部・研究所等に属する専攻・学科・研究部門・講座等については、中長期的な学生数・教員数に変化がない限り、各大学において再編改組を行うことができる。しかし、この再編改組については、中期的な計画に掲げ事後評価を受けなければならない。
- 30) 高等教育・学術政策協議の場：高等教育、学術についての中長期的な政策と大学のあり方について検討する場を設ける。

別記一運営諮問会議または評議会の改組

学外有識者の運営参画は、制度や人選の如何により、①アカウントビリティ、②運営上の専門的能力・知識の導入、③社会の要請の取り入れ、④学内調整上の社会的中立的観点の導入、といった点で有意義である。

そこで、役員に外部から適任者を任用できるようにすること（項目13一主に上記②の意義）に加えて、運営諮問会議または評議会の改組により、外部有識者の運営への参画を一層拡大する。これについては次の3つの方式を基本形として、各大学の特性、伝統、工夫などが活かされる運営組織となるような弾力的な枠組を、今後さらに検討する。

なお、この改組の方式如何によって、以下の通り運営組織の各項目にも対応した整理が必要であり、また学長の選考に外部者の意見を反映させる（項目12）方法についても対応した考慮が必要である。

第1方式：運営諮問会議を改組し、学内者をも加えた経営諮問委員会を設ける方式

○ 委員は学内者と学外者によって構成。学長は入らない。

- 委員は学長が委嘱。
- 経営財務に関して学長が諮問。とくにそのうち一定の重要事項については、評議会付議に先だって必要的諮問。
- 対応して項目15・19・20等を整理。

第2方式：評議会に外部の有識者を入れる方式

- 評議会を、学内の教員と一定数の外部の有識者によって構成。
- 外部の有識者は学長が指名。
- 審議事項は、経営財務を含む運営上の重要事項。
- 対応して項目22等を整理。

第3方式：運営諮問会議を改組し、学長らを加えた新しい機能の運営諮問会議を設ける方式

- 学長が指名する学外の有識者と学長ら役員によって構成。
- 学長の諮問に応じて、学長に助言・勸告あるいは意見を具申。
- 経営財務事項その他について学長が諮問。
- 対応して項目19・20等を整理。

II. 目標・評価

(目標・計画)

- 1) 大学の理念等：各大学は長期的な視野に立った目標（理念・目標）を策定し、公表する。
- 2) 大学の重点目標：大学はそれを踏まえ、中期目標・中期計画の期間を越えて特に重点的に取り組む事柄について、中期目標で言及する。
- 3) 中期目標・中期計画の策定：中期目標は大学が申請し、文部科学大臣が認可する。（代替案：中期目標は、大学の申請を踏まえて、文部科学大臣が定める。）大学は中期目標を実現する具体的計画を中期計画として作成し、文部科学大臣に申請する。文部科学大臣は、これを審査し認可する。
- 4) 目標・計画の期間：中期目標・中期計画は大学が掲げる理念・目標に沿って、4年から6年の期間で作成する。
- 5) 設定目標の内容：中期目標は、各大学における教育研究の高度化、活性化に資するとともに、社会からの要請にも適切に対応した内容とする。
- 6) 目標の全学性・計画の部局性：中期目標には、原則として全学的な内容を記載し、各部局ごとの内容は中期計画の中で記載する。
- 7) 目標・計画の記載方針：中期目標は、主として大きな方向性を示す内容とし、中期計画には、予算の根拠として必要な事項や法令に定める事項の他、大学の社会に対する意思表示として、中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載する。
- 8) 目標の共通性・個性：中期目標は、全大学に共通する内容を基本としつつ、各大学ごとの特色

を踏まえ、一層の個性化を促進するよう工夫する。

9) 目標・計画の記載事項：目標・計画における記載項目は、新規事業分・教育研究や管理運営等について改革・改善を図るべき項目の外、大学の業務運営の根幹として継続的に維持していくべき事項、競争的経費の項目等、重要な事項とする。

10) 運営等の改善に関する事項：教育研究以外の財務内容や業務運営等の改善に関する事項の記載等に際しては、教育研究活動の質の維持及び向上に支障が生じないよう特段の配慮をすることとする。

11) 基盤的教育研究経費：予算(人件費、物件費等)、収支計画及び資金化計画等は一括して記載する。

12) 中期目標・中期計画の見直し：大学の教育研究が非定量的かつ常に変化していく性格を有しているものであるところから、中期目標・中期計画の内容は、必要に応じて期間中にも弾力的に見直すことができるものとする。

(評価)

13) 文部科学省・大学評価委員会：大学における教育研究の特性を踏まえ、文部科学省に置く評価委員会(大学評価委員会)は、大学評価に相応しい組織とする。

14) 大学評価委員会の評価原則・構成：大学評価委員会は、評価の項目、基準、方法、プロセスなどについて、公正で透明な評価の実施に努めることとする。大学評価委員会の委員となる有識者には、大学における教育研究等について専門的知見を有する国立大学等の者を選任することができる。

15) 大学評価委員会の事後評価：大学評価委員会の行う事後評価は、大学あるいは部局レベルでの中期目標の達成度、重要事項の履行水準及び財務等の業務の適正な執行等について、種々の評価軸から多面的に行わなければならない。

16) 異議申し立て：大学評価委員会は最終の評価結果を決定する前に、その案を大学に示して異議などの申し立てを聞き、必要に応じて修正する過程を経なければならない。

17) 第三者評価の尊重：大学評価委員会は教育研究に係る事項については、大学評価・学位授与機構、その他の機関の行う評価結果を尊重する。

18) 自己点検評価の尊重：大学評価・学位授与機構、その他の機関の行う評価においては、大学の個性や、大学の教育研究活動の多様性・長期性に配慮するために、各大学が実施する自己点検・評価などを尊重する。

19) 大学の自己点検評価：大学は運営諮問会議等の評価を活用して厳正な自己点検に努める。

20) 評価結果の予算配分への反映：評価結果は、大学の活性化に資するような方法で、次期中期目標・中期計画において運営費交付金(政策的運営費交付金)の配分に反映させる。

21) 反映方法の検討：評価結果の予算配分への適正な反映の方法と手続きについては、さらに検討する。

(その他重要事項)

22) 基盤的教育研究経費の算定：基盤的教育研究経費は外形標準的に定めることとするが、外形が

何かについては慎重な検討を要する。

23) 評価負担：評価が大学の加重な負担とならない制度についてはさらに検討を加える。

24) 一層の検討：教育研究の自由を生かし、大学を活性化する評価制度について求められる要件について、さらに検討を加える。

III. 人事制度

1) 人事制度の基本：人事制度は、大学の自主性・自律性を尊重するとともに、厳しい自己規律と社会に対するアカウンタビリティを有するものでなければならない。

2) 職員人事の基本：人事制度は、教育研究等に従事する人的資源の潜在的な能力が発揮されるように、多様性と柔軟性を有し、かつ国際的競争に対応しうるものでなければならない。

3) 職員の身分：大学の教職員の身分については、国家公務員型を基本としつつ、非公務員型の可能性を含め、今後の人事制度の設計の過程で最終的な結論を出す。

4) 教員に係る特例の考え方：教員人事に関しては、大学の自主性・自律性を尊重し、教育公務員特例法の内容、考え方を取り入れた制度とし、大学の内部規則で定める余地をできるかぎり設ける。

5) 法人の長：法人の長を学長とする。法人の長（学長）を、業務を掌り（最終意思決定を含む）職員を統督する、法人の責任者であり、代表者とする。（再）

6) 学長の選考：学長の選考は、各国立大学法人の評議会が行う。評議会による学長の選考に当たっては、外部者の意見を反映させる。（再）

7) 学長の任命：学長は、評議会での選考を経た後に、文部科学大臣が任命する。

8) 学長の任期：学長の任期については、各大学が定める。再任の可否についても同様とする。

9) 学長の解任：法人の長としての学長が適切でないといわれる場合には、一定の要件の下で、任命権者は、評議会の審査等の手続を経た上で、解任することができる。

10) 役員：法人の役員を、法人の長（学長）と監事の他、法人の長（学長）が指名し評議会が承認する副学長（「教授である学長補佐職」一若干名）等とする。法人の長は、役員に副学長以外の、例えば事務職員のトップ、学外からの適任者などを加えることができる。また常勤の役員の外に、非常勤の役員を置くことができる。（再）

11) 役員の任免：学長・監事を除く役員の任免は学長が行う。任免の手続は、各大学で定める。

12) 役員の任期：学長・監事を除く役員の任期は、学長の任期にしたがう。

13) 監事：役員のうち監事は、法人の業務の監査に当たる。監事は複数とし文部科学大臣が任命する。監事には学外者を含むものとし、大学について高い識見を有する者のうちから任命する。（再）

14) 教員人事：研究科長・学部長・研究所長等の部局長の選考は、当該教授会の議に基づき、法人の長（学長）が行う。教授・助教授・講師・助手等の教員の任用・昇進にかかる選考は、評議会の議によって学長が定める全学的な基準・方針により、教授会の議に基づき、法人の長（学長）が行う。（再）教員の任免に関しては、教育公務員特例法の内容、考え方を取り入れ、かつ、大学全体の人事方針の下で、専門性を有する部局の考えが尊重されるような制度とする。

- 15) 教員の任期制・公募制：教員の任用については、内外の優れた研究者の採用が可能になるよう、教員の職務内容（教育、研究、大学の管理運営等）に適切に対応した弾力的で透明性の高い制度とし、教員人事の流動性を高めるために、任期制及び公募制を積極的に導入する。
- 16) 教員以外の職員の任免等：事務職員など教員以外の法人の職員の任免は、法人の長（学長）が行う。（再）専門性に基づく職種・待遇を可能にするために、選考採用の範囲を広げるとともに、人事交流を推進する。
- 17) 移行措置：現在、大学間等を移動している一部の事務職員については、当分の間、人事交流の推進を図る仕組みを検討する。
- 18) 給与体系：教職員の潜在的な能力が発揮されるように、成果・業績を反映した給与体系とする。そのために、職務の性質及び個人の成果・業績を評価するための制度を設ける。
- 19) 給与基準：具体的な給与基準は各大学において決定する。（その場合、各大学における給与決定に資するような給与モデルの作成を検討する。）
- 20) 任期制教職員給与等：任期制ポストへの異動を促進するような給与体系を設けるとともに、競争的研究費のオーバーヘッドの一定割合を、任期付教職員の人件費等に充当できる制度とする。
- 21) 服務・勤務時間等：教員の服務、勤務時間等は各大学において決定する。この場合、勤務時間管理の在り方を弾力的なものとするとともに、各大学において多様な勤務形態を認めることが可能となるような制度とする。
- 22) 教員の兼業兼職：厳しい自己規律の下に、本務に支障のないかぎりにおいて、教員の社会的貢献のための活動を広く認め、そのために兼業兼職に関する規制を緩和する。（その場合、各大学における基本的考え方が異なるようにガイドラインの作成を検討する。）
- 23) 人事管理：大学が教育研究を担う特殊性を有する組織であることを踏まえ、人員（人件費）の管理に関しては、短期的な視点でなく、中長期的計画に沿って行う。
- 24) 学内配置調整システム：学内における中長期的な人事計画の策定と組織別の教職員の配置等（人件費管理を含む）の調整を行う仕組みを設ける。

IV. 財務・会計

- 1) 国立大学法人の財政基盤：国立大学法人の教育研究活動の高度化を促進するため、科学研究費をはじめとした競争的研究資金の拡充を図ると同時に、基盤的な教育研究活動を維持するため、国は中長期的に安定した財政基盤を形成する。
- 2) 使途・運用の裁量性：教育研究活動の自主性を維持するため、財政資金の使途について国立大学法人の裁量権を確保する。
- 3) 大学財務の原則：国立大学法人の財務については、教育研究活動の自主性を維持し、納税者たる国民の信託に応えられる内部統制制度を確立し、透明性の確保と説明責任が果たせる会計制度の構築を図る。
- 4) 法人の収入構造：国立大学法人の教育研究活動は、出資、運営費交付金、施設費等の国からの

財政資金、授業料や病院収入をはじめとした自己収入等を基礎として形成する。

5) 運営費交付金：国は、透明性を確保しつつ中期計画等を基礎として運営費交付金を各国立大学法人に措置する。

6) 運営費交付金の構成：運営費交付金は、政策的運営費交付金と外形標準的に決まる基盤的運営費交付金によって構成する。なお、災害等臨時的支出については別途措置する。

7) 基盤的運営費交付金の算定要素：基盤的運営費交付金の算定に当たっては、収入・支出両面において各国立大学法人の業務内容、財務構造、規模等の違いが反映される算定方式、算定要素を導入する。

8) 土地建物等：国は、現在使用されておりまたは今後新たに整備される土地建物等について、原則として各国立大学法人に現物出資する。

9) 施設費：国は、施設の新設および維持管理・更新等を図るため計画等に基づいて施設費を各国立大学法人に措置する。

10) 国立大学法人共同機関：今後の施設整備や法人の運営を円滑かつ着実に進めるため、財政融資資金等からの借入を行う共同機関の設置を検討する。

11) 財務制度原則：教職員数、人員配置、採用等に関する国立大学法人の自主性を確保し、成果・業績を反映したインセンティブを持つ人事給与体系を実現する財務制度を検討する。

12) 外部資金：寄付金をはじめとした外部調達資金等自らの努力により獲得した資金については、積立を含め管理運用等に関する自主性が確保できるようにする。

13) 地方公共団体の寄付：地方公共団体から各国立大学法人への寄付を可能にする。

14) 寄付金等の税制：寄付金等の税制について優遇措置を維持拡充する。

15) 特別会計借入債務返済：国立学校特別会計が抱える財政融資資金からの借入債務返済については、借入を行った附属病院を有する各国立大学法人が用途特定自己収入によって計画的に共同機関等を通じて返済する。その際、研究活動等に支障をもたらさないよう臨床部門を含めた人的、財務的措置が図られる仕組みとする。

16) 国立大学法人の出資：国立大学法人は、TLO等に出資を行うことができるようにする。

17) 会計基準：国立大学法人の教育研究機能の特殊性を踏まえると共に、各法人ごとの運営形態や業務内容の違いを踏まえ弾力的な取り扱いができるように会計基準を設定する。

(注記) 大学共同利用機関について：大学共同利用機関については、国立大学と基盤を共有しつつも、学部をもたず先端的学術研究に特化した機関であって、共同利用を中心に全国の大学と協力して研究活動を進めており、運営形態等でも国立大学とは異なる面がある。従ってその法人化にあたっては、国立大学法人との共通性を活かしつつ、その独自性にも十分配慮した検討が、並行して進められるべきである。

「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」 の留意事項

平成13年6月1日
国立大学協会
第2常置委員会

「平成14年度大学入学者選抜実施要項（高等教育局長通知）」から「大学入試センター試験の前年度成績利用」の項目が新たに追加され、各大学・学部の利用に供されることとなった。センター試験成績の新しい利用については、各大学・学部の自主的な判断に任されることとなっているが、今年の1月来、この件についてのマスコミによる誤報道が続いたため、高校及び受験者にさまざまな誤解、混乱を与えている。このため、第2常置委員会では対応を協議し、下記の留意事項を各大学・学部配布し、周知いただくことにした。

なお、本委員会は「前年度成績の利用」については、すでに平成12年5月に《大学審議会「大学入試の改善について（中間まとめ）」に対する意見》を提出し、委員会の考えかたを示して、現段階の実施についての懸念を表明している。入試の改善、多元的な評価の実現にはもとより努力を惜しむものではないが、不完全な情報、不安をとまなう体制のもとでは思わぬ事故を招く危険があり、各大学・学部におかれては、下記の事項を十分に留意された上、検討されることを要望したい。

「前年度成績の利用」に関する留意事項

1. 現役生と浪人生における公平性の確保

前年度成績の利用は新卒見込み者（現役生）等ではなく、過年度卒業の受験者（浪人生）に限られるため、その利用が一方向的に浪人生の有利に働き、入学者選抜の公平性を失うおそれがある。例えば、前年度に第1段階選抜に合格した受験者が翌年には専ら個別試験の合格をめざし、その準備に専念するといった風潮を生む懸念がある。

2. センター試験成績の年度間比較の困難性

大学入試センターは、センター試験（教科・科目）の年度間における難易差調整、得点調整は「できない」ことを明言しており、現段階では、受験者個人の成績についても複数年度間の比較は技術的に困難としている。このため、大学審議会の答申でも、「前年度成績の利用」は「資格試験的な利用」が適当である、と述べている。

3. 「資格試験的な利用」の妥当性について

しかし、センター試験を「資格試験的に利用」すれば問題がない、わけではない。センター試験は「高校教育の基礎的達成度を測る」ため、受験者の平均点60点を目標に作題されたものであり、

各大学・学部がセンター試験により、各々「資格基準」を示したとしても、それは「第1次段階の選抜基準」を示すだけのことで、それ自体が固有の意味をもつわけではない。

また、この第1段階選抜を経た者は、その後の選抜においてはもはやセンター試験の成績は考慮されないということも了解事項に含まれており、資格基準が低い場合には個別試験のみに合否判定が依存するため、却って多元的な評価の目標とは矛盾することもあるだろう。

4. センター試験制度の一層の改善

共通試験の制度は多元的な評価の基盤をなすものであり、「成績の利用」は信頼性の高いものでなくてはならない。“平成14年度からセンター試験は「持ち点制度」になる”，“複数年度のセンター試験成績のうち良い成績のほうを選べる”といった誤解はマスコミの誤った報道によるものであるが、「前年度成績の利用」という表現からすれば、あなたがち誤解とばかりは言い切れないものがある。世間的な解釈と制度的な理解との間に甚だしい隔絶がある場合には制度の不備と考えることも必要であろう。今後、秋季入学などが正規に導入された場合には、前年度成績が合理的に利用できる余地も出てこようが、当面は標準化等を含めてセンター試験のより一層の改善を望みたい。

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会 「まとめ（概要）（案）」に対する意見書

平成13年6月1日
国立大学協会
教員養成特別委員会

I. 「まとめ（概要）（案）」（以下「まとめ案」と略称する）の内容の全体構成に関しては、教員養成の現状が抱える諸問題を整理し、検討が加えられていることに敬意を表する。しかし同時に次のような疑問も感じる。

1. 貴懇談会は、その設置の目的を、「長期的観点に立った国立の教員養成系大学・学部の在り方に関し、有識者による懇談を行う」こととして発足した。今日、教員養成系大学・学部をめぐる状況も大きく変化してきている。一方では、社会全体で、高等教育の大衆化が進み、教育問題の困難さも多様で深刻な様相を呈し、教職の社会的地位や魅力も相対的に低下しつつある中で、教員養成系大学・学部入学者の意識や資質も大きく変化してきている。他方では、最近10年間、教員養成系大学・学部は、新課程の設置と拡大、統合型学校教員養成課程の設置、学生定員5000名縮減実施など、教員免許基準の改訂と教員養成カリキュラムの改訂と相俟って、矢継ぎ早の改革を迫られ、安定した教育活動に取り組めない状況下にある。

21世紀を迎え、大きく変貌しつつある現代社会の中で、高等教育全体の在り方にも変化の波が押し寄せてきている今日、教員の養成と再教育の在り方や国立の教員養成系大学・学部自体の在り方もまた抜本的に検討され、教育界内外において大きな論議を巻き起こしていくことが求められているのである。

したがって、貴懇談会が国立の教員養成系大学・学部のあり方を検討するに当たっては、入学者の資質や意識の変化、これまでの国の諸施策の推移、そしてそれらがもたらした教員養成系大学・学部の現状に対して、まず最初に総括的評価を行い、その評価結果も合わせて教員の養成・採用・研修全般に関わる諸事項の長期的な指針を論議し提示すべきであると考えます。その点で、貴懇談会のこれまでの論議内容は教員の専門性や養成カリキュラムの在り方などに傾斜しすぎているのではないかと懸念します。個別課題は該当する教育関係諸団体・学会等での専門的研究に委ね、それらの研究成果を汲み取りながら、貴懇談会は、大学審議会や教育職員養成審議会の答申内容などとの関係性を明示しつつ、今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する指針を提示されるよう重ねて要望したい。

2. 教員養成の現状が抱える諸問題の整理は共感するところが多いが、多くの教員養成系大学・学部の現状と改善に向けた取り組みに関しては正確な把握と理解が得られていないのではないかと懸念します。またこれまでの教育関係諸団体・学会等での教員養成問題に関する研究的蓄積が十分に踏まえら

れていないのではないか。

例えば、「1 学部の果たすべき役割について」の「(1)教員養成学部における教員養成の基本的考え方」や「(2)教員養成カリキュラムの基本的あり方」において記されている諸点に関しては、課題そのものの存在を否定するものではない。しかし、それら諸課題に関しては、国大協の本委員会はこれまで30年以上にわたって数々の報告書や見解を提出してきており、日本教育大学協会でもその研究誌上において各大学・学部・附属学校園での実践的な取り組みを毎年度報告してきている。学会関係では、日本教育学会が過去6次にわたって教員養成問題の検討委員会を組織し、研究と提言を行ってきており、日本教師教育学会ではその年報誌上において組織及び個人単位での教師教育実践報告を掲載し、研究的成果を積み上げてきている。また、文部省教育助成局の平成10・11年度委嘱研究に依って、私立大学教職課程組織も含めた全国の大学・学部等58団体からは教員養成カリキュラムや教職関係科目の開発的研究に関する貴重な成果報告書が寄せられている。さらに個人的レベルでの研究を加えるならば膨大な数となるが、ぜひそれらの貴重な研究的蓄積を無駄にすることなく、十分に活用して論議を深めていくことを望みたい。

各教員養成系大学・学部の現状認識に関しても、より丁寧な実態調査を踏まえることを望みたい。これまで全国の各教員養成系大学・学部においては、「教員養成独自のあり方を志向」する論議や「小学校教員養成のための専門性についての共通理解」確立のための論議も、少なからず行ってきた。また教科専門教員は、大学・学部内のカリキュラム担当上、教育実践に関する授業に直接的に携わる比率が教職専門教員よりも相対的に低いだけであって、附属学校園及び地域の公立諸学校教員と連携した教育研究活動や教育実習等における学生指導などにおいて学校現場との交流も多いのが実態である。

また、「教員養成学部の授業について、学生の満足度が必ずしも高くない」とか、「教育委員会の評価は他学部卒業生と同様の評価でしかない」との指摘についても、前者は教育職員免許法に制約された教員養成系大学・学部固有の細切れ授業状況と履修上のゆとりの無さが背景にあること、後者はあくまで民間企業による調査結果であるため、卒業生を実際に受け入れている学校現場の評価をこそさらに汲み取る必要があること、を考慮すべきである。

今後、ぜひ、丁寧な実態調査を実施して、より正確な現状把握を行っていただき、それらを踏まえて教育関係諸団体・学会等との意見交換をしつつ、検討と提案を進めるよう要望する。

II. 次に、「まとめ案」に記されている諸事項について、順を追いながら検討を加えていくことにしたい。

1. 「はじめに」で記されている「今後は大学においても学校現場の課題に即した実践的な教育が施されることが期待されている」との指摘、「1 学部の果たすべき役割について」で記されている「これら〔学校現場の課題〕に対応し得る教員の養成が求められている」との指摘、さらには「採用後に教壇に立つために必要最小限の能力の育成。特に教員養成学部においては実践的な能力の

育成」との指摘などに関しては、重要であると考え。

しかし、その具体的内容の範囲と程度が問題であり、その確定に向けての論議が必要であると考える。その際に、「実践的な能力の育成」という表現から、その具体的内容を狭義の教育知識や技術のレベルばかりで理解されがちであることを危惧する。「実践的な能力の育成」のためには、学習者である児童・生徒の心身の発達や生活環境に対する十分な知識、新しい時代や社会を担う人間像に対する深い洞察、教える内容（科学・芸術・文化等）に対する深い理解が必要である。さらには、最近、医学教育の分野においても「生と死の医学」の問題から、高度な専門的知識や技術とともに幅広い豊かな教養の必要性が指摘されている。同様に人間を対象にする教育の専門家である教員の養成においては、すでに早くから高度な専門性と豊かな教養教育の重要性が強調されてきたが、社会が複雑化する現状にあっては、さらにその要求がますます増大している。このことは教員養成問題を論じる際の共通の立脚点であることを確認しておきたい。

とりわけ、これまで国民全体として高い学力水準を生み出し維持してきた教育活動を支えてきたものは、なによりもその直接的な担い手である教員の学力水準の高さであったことは明白である。その学力水準の高さを維持し、さらに21世紀の社会に求められるであろう外国語コミュニケーション能力と情報リテラシーの育成は教員養成においても不可欠なものであり、その点からも教員養成における「実践的な能力の育成」を狭義に理解すべきではない。

2. 「1 学部の果たすべき役割について」の「(2)教員養成カリキュラムの基本的あり方」において、「体系的カリキュラムの編成」と「コア・カリキュラムの作成」が提起されていることは重要である。また、その際の基本的立場として、「単なる教え方のテクニックではなく、子どもの発達に対する深い理解と教科に関する専門知識に基づくものでなければならない」と表明されている点についても、上述のような観点から重要な指摘であると考え。

冒頭にも指摘しておいたように、例えば、全国の教員養成系大学・学部等においては、教員養成カリキュラムや教職関係科目の開発的研究が取り組まれてきており、教育関連諸団体・学会等においても教員養成のためのカリキュラムや授業の改善を志向した取り組みが行われてきている。また、私ども国大協教員養成特別委員会でも教員に求められる資質能力を調査分析し、それに基づいたカリキュラム開発研究を計画・進行中である。ぜひ、そのような開発研究が、国大協、教大協、教育関連諸学会、各教員養成系大学・学部において活発に展開され、トップダウン式ではなくボトムアップ式に生み出され普及されていくような物心両面に渡る研究環境づくりのための論議こそを貴懇談会に要望したい。

もとより教員養成のためのカリキュラムは、授業科目を配列した一覧表のことではないであろう。優秀な教員を養成するカリキュラムであるためには、少なくとも次のような条件が満たされている必要があると考える。①授業の内容（目的・目標、範囲、レベル）及び方法が明確にされていること、②学生の習得すべき知識・技能の内容が明確であり、成績評価の基準と方法が明示されていること、③そのような授業科目は学問上の体系性と学生の学習の順序性に基づいて配列されていること、④上記のことについて大学・学部の教員相互の間で話し合わせ、授業内容が吟

味され、相互の了解が成立していること。

貴懇談会がどのような性格・中身のものを想定して「コア・カリキュラムの作成」を提起したかは「まとめ案」からは十分に理解できないが、今後必要とされる「コア・カリキュラム」は、現行教免法基準の枠に縛られて構想されるようなものであってはならず、また全国の教育系大学・学部の教員養成カリキュラムを画一的に拘束するようなものであってはならない。さらには、国大協、教大協、教育関連諸学会、各教員養成系大学・学部において、多様な開発研究が行われ、その諸成果が交流され、次第に合意を得ながら確定されていくというような作成過程自体のあり方も大切である。

3. 教員養成における「(3)教科専門科目のあり方」が今後の養成教育の質的向上をめざす上で、大切な論点であるとの指摘は重要である。その論議の際、次のような現状と観点を考慮されたい。

(1) 小学校教員養成における「ピーク制」は、各都道府県においては地元国立の教育学部で文学・歴史・数学・物理などの専門を学びたいという高校生が多いという社会的ニーズを背景として、また教員採用においても小・中学校等の複数免許状取得者が期待されているという採用側の声を受けて、これまで多くの大学・学部で採られてきたという経緯をもっている。

「まとめ案」でも指摘されているように、一方で確かに小学校教員の専門性のあり方を考えるならば再考されるべきであるといえようが、他方では小学校でも高学年になると教科の専門性が求められる今日の実情を考えるならば、例えば「幼稚園・小低学年」「小高学年・中学」などという細分化による免許状制度の抜本的見直し、そのことによる複数免許状取得の一定の制限などを視野に入れた論議も必要であろう。各学校種・学年段階にはそれぞれの教育活動の特性があり、それらを担う教員に求められる専門性も内容の点で一様ではありえない。それぞれの段階における教育活動の特性と求められる教員の専門性に対応した新たな免許状の創設も含めて、抜本的な検討を期待するものである。

(2) 「教員養成学部の場合は小学校教員養成を中心に据え、それを前提として他の教員養成に必要な制度設計を考えていくべき」との指摘は重要である。しかし、「小学校教員養成を中心に据え」ることと「それを前提として他の教員養成に必要な制度設計を考え」ることを混同してはならないし、教員養成系大学・学部は小学校教員養成に限定し、中・高校教員の養成は一般大学・学部のみで良いともいえない。

なぜならば、教員養成系大学・学部が自ずから小学校教員養成に重点を置くことによって独自性を打ちだしていくことと、制度設計全体が小学校教員養成に特化させられていくこととは別問題であると考えからである。また、中・高校段階ほど精神的困難や問題を抱える生徒が多いという発達上の特性を考えるならば、生徒やその保護者たちとコミュニケーションを取り、相互理解を図りながら指導していくための知識・技能・意欲の育成は、教育学部でこそ可能であると考えからである。

小学校教員養成は教員養成系大学・学部で、中・高校教員養成は一般大学・学部でという機械的な仕分けは、今後、「まとめ案」でも明記されているような様々な学校現場の課題を克服し

ていくための解決策としてふさわしくないと考える。学校現場における実践的課題への対応・克服をめざすためにも、今後、一般大学・学部における教職教育の一層の充実を図ると同時に、中・高校教育段階にも教員養成系大学・学部出身の教員が一定の割合で存在することが必要であると考えられる。教員免許状取得者の内で実際の教員就職者の割合は、教員養成系の方が多いという現実（1998年3月卒業者で、一般大学；6.27%，教員養成系大学・学部；15.68%）も踏まえ、慎重な論議と対応を望むものである。

4. 教員養成系大学・学部における「(3)学生の質の保障」を指摘したことは重要である。この問題は、「(8)のファカルティ・ディベロップメントの充実」の指摘と合わせて、個々の教員養成系大学・学部における教育活動の質的向上を図ることによって解決されるべき問題であると考えられるが、同時に職業としての教職をめぐる諸条件と養成機関としての教員養成系大学・学部の施設・設備の改善にも大きく関連している問題である。

優秀な教員を養成するための根本的な条件として、教員養成系大学・学部に優秀な生徒を迎え入れることが必要であると考えられる。そのためには職業としての教職の労働条件や待遇などが物心両面にわたって魅力あるものでなければならないし、養成機関としての大学・学部が勉学生活条件の点でも整備・充実しているものでなければならない。とりわけ、これからの教員に必要とされる外国語コミュニケーション能力と情報リテラシーの育成に必要な施設・設備の整備・充実が急務である。こうした視点からの抜本的な論議も要望しておきたい。

5. 「(8)教員養成学部にもふさわしい教員の確保」の問題については、今後重要な課題である。これまでも多くの教員養成系大学・学部においては、教科教育法の教員人事を中心に学校現場で実践経験のある者を採用したり、附属学校との共同研究においては教科専門教員も含めて教育研究を組織したり、あるいはまた教育実習中の学生の研究授業に対しては教科専門教員も積極的に参観・指導に向かう体制を採ってきている。

教員養成系大学・学部の教員は、一方で他の一般大学・学部と同様それぞれの専攻分野における研究活動業績のみで評価されがちであるにもかかわらず、他方では他の一般大学・学部よりも格段に多い授業や実習指導等の負担を課せられている、という職場環境にある。実際問題としては、そのことが教員養成と現職教育の質的向上の阻害要因ともなっているのである。この点についての実態理解も貴懇談会には求めたい。

附属学校園やその他の学校現場から求められていることも、大学・学部における教職・教科教育・教科専門の各関係教員がそれぞれの立場、それぞれの視点から支援を行うことであって、大学・学部教員全員が教職関係の立場から支援したり、全員が狭義の教育方法レベルだけの視点から助言を行うことではない。一つの授業分析においても、教職・教科教育・教科専門の各関係教員がチームを組んで存在し、総合的な支援が得られることを学校現場は期待しているのである。

したがって、「教員の教育研究業績を評価に反映させるシステムの構築が必要」であるとの見解は重要であるものの、教員養成系大学・学部の教員全員が教職や教科教育関係の教員であったり、教職や教科教育関係の研究に従事する教員であったりする必要はない。またそうであることが教

員養成や現職教育の質的向上、学校現場の教育研究への支援に有益であるともいえない。問題は、多様な専門を持つ研究者スタッフが、それぞれの専攻分野での研究活動に活発に取り組み、各学問（教科）領域での課題や学問研究（探究すること）の面白さを学生たちに伝えているかどうか、あるいは教員養成と学校現場の教育研究活動を日常的に支援する共同体制を組み、支援業務を遂行しているかどうか、という点である。

貴懇談会においても、例えば教員養成系大学・学部の教員審査基準を見直すことや学生の教育実習や種々の体験活動に関する指導を担う専門教員を独自に配置することなどの具体的措置も含めて、上述のような点に関する理解を踏まえた論議を切望する。

6. 「2 大学院の果たすべき役割について」論議されていることも重要である。とりわけ、「(1)修士課程で教育すべき内容」に関連して「教員養成学部の大学院では他の専門学部と同じような学問を深めるのではなく、教員養成の立場からの専門的要素を取り入れた名実ともに『教育学修士』にふさわしい内容の教育研究を展開していくことが求められる」という指摘や、今後ますます重要性を増すであろう「(2)現職教員の再研修」問題に関する多くの指摘については重要である。

それらの指摘に基づいて現状を改善していくために、さらに次のような諸点を考慮すべきであると考える。

- (1) 教員養成学部の修士課程で授与する学位に関しては、その論文内容に即して細分化（例えば「学術修士」などを加える）するか、あるいは「教育学修士」として一本化するならば教育研究的内容の副論文を義務づける、などの措置が今後必要であろう。

教育内容と指導体制についても、学校現場と結びついた実践的研究を修士論文として提出できるよう、実践に即した専門性と研究能力とを獲得・発揮できるようにすることが必要であろう。

- (2) 大学院における現職教員の再教育システムを整備・充実するために、各教員養成系大学・学部でそれぞれの実情に即した多様な取り組みが行われるよう国大協としても今後さらに一層努力していく所存であるが、そのような取り組みが活性化するためには、なによりもまず教員養成系大学・学部の人的及び物的条件整備が不可欠である。

同時に、現職教員が自らのニーズに基づいて自由に大学院教育にアクセスできるような柔軟な対応と配慮が教育行政諸機関には求められている。とりわけ、本格的に始まる大学院修学休業制度の希望者に対しては希望手続を簡素に、かつできる限り認める方向で対応することと、同制度に関する情報をより多くの現職教員に知らせるように配慮することが不可欠である。

- (3) 指摘されている「⑥修了後の継続指導」についてもその重要性を認めるが、すでに多くの教員養成系大学・学部では卒業後も大学教員と卒業生である現職教員とが日常的に連絡を取り合いながら教育実践と教育研究を展開してきており、そのことが他の一般大学・学部にはない教員養成系大学・学部固有の特色の一つともなっている。これをさらに他大学・学部の卒業生も含めた日常的な共同研究及び教育相談業務体制を構築していくという展望に結び付けて考えるならば、やはりその業務に当たる独自の組織が教員養成系大学・学部内に設けられねばな

らないと考える。

- (4) 教員の養成から生涯にわたる現職教育に携わる教育専門大学院が、各都道府県ごとに附属学校園や地域の研修センターなどと結びついた形で、設置されていく必要があると考える。とりわけ、教育委員会や学校において管理的・指導的職務に携わる教員の育成と研修は、そのような専門大学院の修士課程及び博士課程において行われる必要がある。

また、そのような教育専門大学院においては実務経験と研究能力とを兼ね備えたスタッフの充実が不可欠であると考えているが、その人材を養成する教員養成系大学院博士課程の一層の整備・充実に向けた論議を期待している。

以上、「まとめ案」に即して意見を述べてきたが、最後に、教員の資質能力や教員養成系大学・学部のあり方は学校現場での教職員定数の改善問題を抜きに論ずることはできないことも申し添えておきたい。今日、さまざまな心と身体の問題を抱えた子どもが増えてきたことに対応して、一人ひとりの子どもをより細やかに把握し指導することが教員に求められている。そのためにも、教員の養成と再教育の質的向上を後押ししていくような行政的施策のあり方までも踏み込んで論議し提起することを期待している。

以 上

「国立の教員養成系大学・学部の組織・体制の在り方の検討 について（案）」及び「附属学校の果たすべき役割について 意見のまとめ（要旨）」に対する意見書

平成13年6月1日
国立大学協会
教員養成特別委員会

I. 最初に、「国立の教員養成系大学・学部の組織・体制の在り方の検討について（案）」（以下、「組織・体制（案）」と略称する）に対する意見を申し述べる。ただし、「2. 教員養成学部が直面している課題」の内、「(1)優れた教員の養成と独自の専門性の確立」に関しては、貴懇談会の「まとめ（概要）（案）」に対する意見書の中ですでに本委員会の基本的見解を述べたので、以下では、「組織・体制の在り方」問題の中でも中心的な論点となるであろう、いわゆる「新課程」問題と「学部の統合・再編」問題について意見を申し述べる。

1. 「組織・体制（案）」の「1. 教員養成学部の沿革」においても述べられているように、教員養成系大学・学部における「新課程」は、昭和62年度から設置されてきているが、その組織自体の拡充にもかかわらず、位置づけに関しては一貫性がないために現在もなお不安定な存在のままとなっている。

すなわち、出発当初においては教員養成系大学・学部が学校教員養成のみならず、学校以外の様々な分野での教育的諸活動を担う指導者の養成（これを「広義の教育者養成」と呼ぶことができる）にも乗り出していくことを象徴する組織（課程）として位置づけられていた。この位置づけ自体は、生涯学習社会が到来してくる中で、教員養成系大学・学部の新たな社会的役割として重要かつ意義深いものであったと考える。

しかし、そのような期待を背負って出発した新課程は、卒業生を受け入れる社会的基盤整備（例えば自治体における社会教育専門職員としての独自の採用など）が遅れる状況下で、学校教員免許を取得する学生もいることから、次第に「教員養成課程の補完的役割」を果たすような存在としても位置づけられてきてしまった。そして最近の貴懇談会での論議のなかでは、「教員養成課程の補完的役割」からさらに教員養成機能の弱体化をもたらす一要因として捉える意見も見受けられ、再び大きな転換を迫られているようでもある。

そうした経緯と動向を踏まえ、本委員会としては、次のような諸点の配慮をあらためて望むものである。

(1) 来しつ々ある生涯学習社会に対応するという中長期的視野にたつて、新課程発足当初の位置づけを再吟味するとともに、さらに今後どのような社会的役割を果たす組織として位置づけていくべきなのか、またそのためにはどのような存在形態がふさわしいのか、という点について

の根本に立ち返っての議論を期待したい。

また教員養成課程との関連で新課程の意義を述べておくならば、新課程は、発足当初より、教員養成課程とは異なった個性や資質を有した学生を受け入れ、その内の教員志望者に養成教育を施し教育界に送り出してきた。そのことによって教員養成上において相乗作用が起こることを図ったのであり、新課程発足時の期待の一つもその点にあった。それゆえ、そうした観点からの実態調査も十分に行なった上での議論を期待したい。

- (2) 全国の大学における学部構成は多様であり、その中での教員養成系学部の位置と役割も各大学ごとに異なっている。とりわけ、総合・複合大学における新課程は、大学と地域の実状に応じ、さまざまな課程が設置されている。それらは、教員養成系学部の総合性を活かした情報教育課程などの文理融合的課程や生涯教育の時代に対応した課程、臨床心理学の基礎をもって教育団体等に進出する人材の養成課程などであり、それぞれが大学内の他学部の機能と重ならない形で設定され、地域のニーズに応えている。

したがって、新課程もまた、たんに教員養成系学部の中の一組織という意味だけではなく、各大学がそれまで有していなかった新たな専門分野の研究と教育を地域に提供するという役割をも担ってきている。新課程の位置づけと将来展望を提起する場合も、多様な専攻・専修を一括りにして、また全国一律のものとして打ちだそうとするのではなく、学部構成も地域ニーズも異なる全国の各大学がそれぞれの事情に即した改革論議を展開できるような方向での論議と問題提起を期待したい。

その際に、教員養成課程は大学院修士課程の整備が行なわれてきたにもかかわらず、新課程は未だに取り残されたままである現状を改善すべく、新課程に接続する大学院の設置を早急に実現できるような方向での論議を期待したい。

- (3) 平成10～12年度にかけて実施された、いわゆる「5000名縮減」政策下で、全国の教員養成系大学・学部における新課程の組織上の再編も行なわれてきた。したがって、新たに再編された多くの新課程組織では未だ卒業生を出すに至っておらず、再編後の新課程に関するなんらかの評価もまた一律に下せる段階にはないと考える。にもかかわらず、現時点で大きな改編を一律に提起することは大学の社会的責任という点からも拙速のそしりを免れえないのではないかと考える。そのことを念頭においた慎重なる論議を期待したい。

2. 「学部の統合・再編」問題に関しては、「組織・体制（案）」の「3. 対応策を検討するにあたっての観点」でも言及されているように、「教員養成学部の地域への果たすべき役割」を重視した論議をすべきであると考え。

教員養成系大学・学部が存在する各地域ニーズに対応して、個性ある教員の養成と現職教員の再教育機会の提供を図ることは、今後さらに一層充実させていく必要があると考える。そのことは、平成9～11年にかけて公表された三次にわたる教育職員養成審議会答申においても強調されていたことであり、本委員会としては、次のような諸点の配慮をあらためて望むものである。

- (1) 上記の教養審答申を受けて、現在、各教員養成系大学・学部においては、地域ニーズに対応

した教員の養成と再教育のシステムづくりに取り組んでいるところである。とりわけ現職教員の再教育システムの確立は、地域のニーズや実情に対応した多様な取り組みが活発に展開されてきているところである。したがって、現時点における安易な「学部統合・再編」論議は、それらの取り組みを阻害しかねないとする。慎重な論議を期待したい。

(2) 21世紀を迎え、大学審議会答申などでも新たな大学像が提起され、今後はより一層研究や教育面での地域貢献が求められるとされている。全国の各地域に存在する国立大学の果たすべき役割とその重要性が高まってきているなかで、教員養成系大学・学部もまた学校の教員及び社会のさまざまな分野における教育指導者の養成と再教育を担う責任組織としての在り方が問われているところである。そうした地域における国立大学の役割と責任という観点からも論議を期待したい。

(3) また、各分野でグローバル化が進む中で、「地域に根ざす教育」として地域の自然や地域社会の歴史や伝統や文化、住民意識や慣習や社会システム等の地域の特性に立つ教育が求められている。「総合的な学習の時間」の教育はまさにそれを目指している。体験的自然認識・社会認識・生活認識に立つ、生きた学習の展開と「地域社会を生きる者が国家社会を生き人類社会を生きる」という考え方からである。全国各地域に存在する国立大学は、地域に根ざす教育を推進する教員養成を目指して、これまでもその役割を果たしてきたし、今後ますますその重要性が増大している。

また、最近、「開かれた学校」として地域住民や保護者の教育要求に応える学校教育に加えて、地域住民や保護者と共につくる学校教育の創造が要求されている。それを推進する教員の養成には、各地域の国立大学は不可欠な存在である。

3. 総合・複合大学における教育学部の役割という観点からの議論も期待したい。総合・複合大学での一般専門学部においては、それぞれの地域における中・高等学校に多くの教員を送り出している。その教員養成に教育学部は責任組織としての役割を担ってきており、今後は学部段階ばかりではなく大学院段階までも視野に入れた教員養成機能の充実が必要であると考えれば、一般専門学部卒業生で教職を志望する者の教育系大学院への積極的受け入れと養成教育も質量ともに整備していかねばならない。「組織・体制の在り方」に関しては、そうした観点からの議論も期待するものである。

II. 次に、「附属学校の果たすべき役割について意見のまとめ（要旨）」（以下、「附属学校（要旨）」と略称する）に対して意見を申し述べる。附属学校の現状認識の点で、大学・学部との共同研究体制が十分に確立していないことや、いわゆるエリート校化した弊害が生まれていることなどの指摘は重要であるとする（ただし、いわゆる「エリート校化」の問題に関しては、感覚的な決めつけではなく、もう少し実態を正確に把握したうえでの論議を望みたい）。また、学校評議員の積極的導入や情報公開の推進などの点でも、積極的に対応していかなくてはならないという指摘も重要であるとする。

それらの諸点に関して積極的に改善していく観点に立って、以下の問題について意見を申し述べる。

1. 現在の附属学校園は、教育実習校や研究開発校という役割、そして各地域の教育水準の維持向上に果たす役割を担い、期待されてもいる。それらはいずれも重要な役割ではあるが、実際にはそのことが過重な負担をもたらしており、かつ具体的な役割遂行にあたってはある種のジレンマを抱え込むことにもなっている。例えば、教員養成教育も体験的学習が重視され、学生たちが年間を通してさまざまな形で附属学校園の実践現場に参加していくようになってきたが、それらを受け入れる教育実習校としての役割を重視するならば、必然的に附属学校教職員の研究開発面に向けるエネルギーは小さくならざるを得ないのである。

こうした現実の中にある附属学校園を今後どのような位置づけの下で整備・充実させていくのか、附属学校園の教職員ともコミュニケーションを図りながらの根本に立ち返った論議を期待したい。その方向性が明確にされることによって初めて、入学者選抜の在り方も改善の基本方針が定まってくるのではないかと。

2. 附属学校園の規模や同一学校種複数学校の見直し、あるいはまた大学・学部からは遠隔地にある附属学校園の大学・学部との結びつき方の在り方なども論点になっているが、その点を考える上では、これからの教員養成系大学・学部の果たすべき地域貢献の観点は欠かせないと考える。例えば、教員養成系大学・学部に関しては現職教員の再教育機会の提供、一般大学・学部としても社会人の受け入れと夜間開講の提供などが今後さらに一層求められてくるに伴って、遠隔教育システムを利用したサテライト教室などの整備・充実が必要とされてくる。地域の主な地点に点在している附属学校園の施設・設備は、そのような社会的要請にこたえていく際の有益な人的物的財産ともなりうるのである。そうした観点からの論議も期待したい。

3. 今日、全国の国立附属学校園の施設・設備や学級定員、あるいは教職員の給与や勤務条件などは、一般の公立諸学校と比較して、劣悪な状況下にある。そのことは、例えば、附属学校園を訪問した際に、近隣の公立諸学校の校舎と比較して見るだけでも一目瞭然である。また、学級定員も公立諸学校が段階的に減らしてきているにもかかわらず国立附属学校園は依然として旧来のままである。教育実習の受け入れや研究開発に多大な貢献をしているにもかかわらず、施設・設備は貧弱であり、先導的研究・実践を行なうには一学級の児童・生徒数は多く、過重労働を強いられている教職員の給与は一般公立諸学校よりも低い水準にある。そのことが、児童・生徒の附属校離ればかりか、公立と人事交流している地域での教職員の附属校敬遠さえも生み出してきている。毎年度、全国国立附属学校連盟からは、施設・設備、人事・予算などに関して要望書が提出されてきているが、その中に記されている切実な声を汲み取りながら、附属学校園の将来的展望を打ち出していくような論議を期待したい。

4. 今後、附属学校園が大学・学部と一体となって、共同研究活動を推進し、かつ学生・院生に対する教育活動の一部を担うようにするためにも、施設・設備や学級定員、あるいは教職員の給与

や勤務条件などの改善が不可欠である。例えば、附属学校園の規模の問題も、ただたんに学級数を減らすことだけを考えるのではなく、学級定員を柔軟に設定できるようにして集団サイズとその教育効果の関係を実証していくような実験的試みを促す方向での解決の仕方が重要である。また、教室の広さに関して、体格の向上した児童・生徒集団に対応できなくなってきており、さらにそこに教育実習や研究授業などで学生・院生・教職員が日常的に入り込むには、たいへんな窮屈さを感じさせるものとなっている。そのような教育実習校や研究開発校としての機能向上の観点からも施設・設備計画のための調査と改善実施が求められている。

本委員会では、現在、「変動期における教員養成システム構築に向けての政策研究」に着手し始めたところである。これからの社会に対応した教員養成機関の組織原理・教員養成カリキュラム・教員免許状制度などの開発に向けての総合的研究であり、国内の教員養成機関の実態とそこでの学生・教員の意識に関する調査、学校教員のプロフェッショナル・ディベロップメントに関する調査、さらには諸外国における教員養成及び現職教育の制度・カリキュラムに関する調査などを実施し始めている。その一連の研究作業結果を貴懇談会にも逐一提示しつつ、共に論議していきたいと願っていることを最後に申し添えておきたい。

以上

委員交代等

(平成13年6月2日～平成13年8月1日)

副会長の交代

	(新任)	(前任)	[交代日]
副会長	石 弘 光 (一橋大学長)	中 嶋 嶺 雄 (東京外国語大学長)	平成13年6月14日
	松 尾 稔 (名古屋大学長)		平成13年6月14日

学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[交代日]
愛知教育大学	田 原 賢 一	仲 井 豊	平成13年7月1日
滋賀大学	宮 本 憲 一	加 藤 幹 太	平成13年7月17日

○ 委員長の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[発令日]
第5常置委員会	宮 田 清 藏 (東京農工大学長)	内 藤 喜 之 (東京工業大学長)	平成13年6月13日
第8常置委員会	佐々木 毅 (東京大学長)	松 尾 稔 (名古屋大学長)	平成13年6月13日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	(新任)	[発令日]
将来構想ワーキング・グループ	川 村 正 幸 (一橋大学学長特別補佐)	平成13年7月5日
	奥 野 信 宏 (名古屋大学副学長)	平成13年7月5日
第7常置委員会	藤 井 俊 夫 (千葉大学教授)	平成13年7月31日
	杉 浦 哲 郎 (千葉大学事務局長)	平成13年7月31日

○ 委員の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	〔発令日〕
設置形態検討特別 委員会	宮田清蔵 (東京農工大学長)	内藤喜之 (東京工業大学長)	平成13年6月13日

■ 委員会の廃止

第1常置委員会 独立行政法人化問題に関する 検討小委員会	平成13年7月28日廃止
------------------------------------	--------------

国立大学協会のインターネット・ホームページの 開設と「会報」の発行の取りやめについて (予告)

国立大学協会では、当協会の各種委員会の活動状況などを国立大学の関係者各位に対してお知らせするために、昭和26年3月以来「会報」を発行してまいりました。

しかし、今日のIT社会における最新情報の有用性と積極的な情報発信のために、本年9月から、当協会のインターネット・ホームページを開設することとなり、「会報」の発行は本年11月発行の第174号までとし、その役割をホームページに引き継ぐことといたしました。今後はホームページのご活用をよろしくお願い申し上げます。

平成13年 8月

国立大学協会事務局

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会

- 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
- 第2常置委員会（入学者選抜）
- 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
- 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5常置委員会（学術交流，国際協力）
- 第6常置委員会（財 政）
- 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 第8常置委員会（評 価）

常置委員会小委員会

- 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
- 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月15日～平成14年6月14日〕
- 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
- 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕

○ 特別委員会

医学教育特別委員会

〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕

教員養成特別委員会

〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕

設置形態検討特別委員会

〔設置期間：平成12年7月1日～平成14年6月30日〕

- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- ※ 去る7月5日開催された臨時の理事会において、理事会の中に「将来構想ワーキング・グループ」(座長：松尾 稔名古屋大学長)を設置し、喫緊の課題である、国立大学の再編・統合、国立大学の法人化等の諸問題に柔軟かつ機動的に対応することとなり、WGは設置が承認されたその日から、活動を開始いたしました。WGの活動状況は、その都度、メールを活用し、各国立大学に情報を発信しておりますので、学内での検討にご活用いただければ幸いです。
- ※ 本号の中で予告しておりますが、国大協「会報」の発行は次号(第174号)までとし、本年9月に開設するインターネット・ホームページに、その役割を引き継ぐ予定です。今後はホームページのご活用をよろしくお願い申し上げます。
- ※ 本号の「巻頭エッセー」には、中嶋嶺雄東京外国語大学長にお願いして「『大学を変える』ということの意味」をご寄稿いただきました。ご多忙のところ快く執筆いただいた中嶋先生の御厚意に、厚く御礼を申し上げます。

(諸橋)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成13年8月24日 印刷
平成13年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第173号

(第51巻第3号 通巻第173号)

編集兼
発行者 諸橋 輝雄

発行所 国立大学協会事務局
郵便番号 113-0033(東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電 話 03(3811)4760
03(3813)0647
FAX 03(3818)8656
E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社